

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと 社会運動の 現在 (いま)



連続公開研究会 講演録

- ▶ デジタル性暴力と n 番部屋
- ▶ Post # Metoo 米兎のフェミニズム運動
- ▶ 香港における社会的葛藤と性暴力
- ▶ 周辺から問う—障害女性の運動が重視するもの
- ▶ 若者支援・引きこもり支援における『支援者』と『当事者』
 - ・ 「支援」で感じる不足と過剰
 - ・ 自立死援
- ▶ 『よき市民』に抗する、逃げる、かわす
 - ・ 学校解放運動とフェミニズム
- ▶ 威力による性暴力に対抗する韓国の女性運動 - ソウル、釜山市長の事例を中心に
- ▶ 障害者権利条約と障害者運動の戦略 パラレルレポート作成を手がかりとして

科研費研究グループ

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

はじめに

体制の違いを超えて新保守主義と新自由主義が結びついた政治がグローバルに展開する現在、国家はむき出しの権力行使に替えて、支配的な制度を支える市民的義務の履行を権利付与の条件とするソフトな支配を強めている現状がある。「ダイバーシティ推進」の名を借りて進められているこのような動向のなかで、支配的な政治が求める「よき市民」であれという規範に対抗することをめざすマイノリティの社会運動には、シングルイシュー・ポリティクスを克服し、ジェンダー、セクシュアリティ、ディスアビリティ、貧困、若者、労働などの領域とネーションを横断した連携と実践が求められている。

本報告書は、このような問題意識のもとに 2018 年から 2020 年度まで行われた基盤研究(C)「マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究」が最終年度に開催した連続公開研究セミナー「マイノリティの社会運動の現在（いま）」の講演録である。

本セミナーには、研究にご協力をいただいた団体や個人のアクティビストの方々を中心に日本を含む東アジア各国から講師を招き、全てオンラインで開催された。民主化運動、脱植民地化、性暴力、交差性、「自立支援」施策、マイノリティの権利と差別解消を求める国際的な運動の展開などのテーマのもとに行われたそれぞれの領域における現状と課題をめぐる講演を通じ、マイノリティの社会運動と政治・政策との関係の現在（いま）を多面的・領域横断的に明らかにすることが目指されている。

本報告書の作成と公開によって、その成果をより広く共有し、今後の東アジアにおけるマイノリティの社会運動の展開に貢献することが研究会メンバー一同の願いである。

2021 年 9 月

熱田敬子（早稲田大学）
阿比留久美（早稲田大学）
飯野由里子（東京大学）
岡部耕典（早稲田大学）
堅田香緒里（法政大学）
崔榮繁（DPI 日本会議）
関水徹平（立正大学）
梁・永山聡子（一橋大学大学院）

マイノリティと社会運動の現在（いま）連続公開研究会講演録

第1回 デジタル性暴力とn番部屋 第1章・・・・・・・・・・ 6

開催日 2020年8月6日
講師 アン・ヒョンギョン
言語 朝鮮語（通訳：李・イスル）
司会・編集・構成 梁・永山聡子

講師プロフィール

韓国サイバー性暴力対応センター <http://cyber-lion.com/> 事務局員。2019年から活動家として勤務。2019年に『2020韓国サイバー性暴力を見立てる』の執筆に参加。1部3章の『サイバー性暴力とメガリア』を執筆、発表した。また同年に「n番部屋」に代表されるテレグラム性搾取プラットフォームを80件余りモニタリングし、該当内容を分析、コンテンツを制作する活動を行った。

第2回 Post#米兎(MeToo)のフェミニズム運動 第2章・・・・・・・・・・ 19

開催日 2020年8月18日
講師 肖美丽
言語 中国語（Mandarin）（通訳 熱田敬子）
司会 飯野由里子 コーディネート・編集・構成 熱田敬子

講師プロフィール

中国大陸のフェミニスト・アクティビスト。2012年以降さまざまな影響力のあるフェミニズム運動を企画、参加する。北京から広州へのフェミニズム徒歩旅行を実施し、キャンパス性暴力の防止強化を呼びかけた。フェミニズム演劇「陰道之道（中国版ヴァギナ・モノローグス）」の脚本家、俳優の一人でもある。女性メディア大賞、「世界の頭脳100」（アメリカフォーリン・ポリシー誌）、100 Incredible Womenなどに選出された。現在は香港中文レジデント・アーティストである。

第3回 香港における社会的葛藤と性暴力 第3章・・・・・・・・・・ 33

開催日 2020年9月23日
講師 香港女性団体アドボケイター Kay
言語 英語（通訳 三村恭子）
司会・翻訳・編集・構成 熱田敬子

講師プロフィール

香港のジェンダー平等に関心を持つアクティビスト。ジェンダー・性暴力に関する法的改革などを進める活動をしている。

第4回 周辺から問うー障害女性の運動が重視するもの 第4章・・・・・・・・・・ 43

開催日 2020年10月10日
講師 藤原久美子（DPI女性障害者ネットワーク代表）
言語 日本語
司会・編集・構成 飯野由里子

講師プロフィール

DPI女性障害者ネットワーク <https://dwnj.chobi.net/> 代表、特定NPO法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議常任委員、自立生活センター神戸Beすけっとピアカウンセラー兼事務局長。10代の時に1型糖尿病を発症し、35歳で合併症による網膜症で視覚障害者（弱視）となる。大阪ライトハウスで生活訓練を受けた後、自立生活センター神戸Beすけっとにボランティアとして関わり、ピアカウンセリングを学ぶ。2004年に同センターのスタッフとなったが、40歳で妊娠。この体験から、その後障害女性の複合差別解消に向け取り組んでいる。2016年に国連女性差別撤廃条約委員会へロビイングを行い、障害女性の現状と強制不妊手術問題の早期解決を訴える。2019年12月

に、日本の社会問題に取り組んでいる女性リーダーに送られるチャンピオン・オブ・チェンジ日本大賞受賞。

第5回 若者支援・ひきこもり支援における「支援者」と「当事者」 第5章・・・54

開催日 2020年11月6日

講師 岡部茜、勝山実

言語 日本語

司会 関水徹平、編集・構成 阿比留久美、関水徹平

講師プロフィール

岡部茜

1989年、石川県生まれ。若者にとって生きづらい社会をどうにか生きやすいものにできないか、と社会福祉の分野から考え中。著書に『若者支援とソーシャルワーク』（2019年、法律文化社）がある。ほとんど大学にいて、ときどき相談員。小説と洗濯槽洗淨が好き。

勝山実

1971年、神奈川県生まれ。横浜の大地が生んだデクノボー。自称、ひきこもり名人。高校三年で不登校になり、以来ひきこもり生活に。著書に『バラ色のひきこもり Kindle版』（金曜日）、『安心ひきこもりライフ』（太田出版）、『ひきこもりカレンダー』（文春ネスコ）がある。日本酒、戦国時代、乳酸菌が好き。

第6回 「よき市民」に抗する、逃げる、かわす 第6章・・・・・・・・・・65

開催日 2020年12月2日

講師 伊藤書佳

言語 日本語

司会・編集・構成 堅田香緒里

講師プロフィール

編集者・ライター。「不登校・ひきこもりについて当事者と語りあう いけふくろうの会」世話人。中学2年の2学期から学校に行かなくなり、教育市民運動や脱原発運動に参加しながら成年となる。著書に『超ウルトラ原発子ども』（ジャパンマシニスト社）、共著に『能力2040ーAI時代に人間するー』（太田出版）、『自立へ追い立てられる社会』（インパクト出版会）など。編集した本に勝山実著『安心ひきこもりライフ』、小泉零也著『僕は登校拒否児である』などがある。

第7回 威力による性暴力に対抗する韓国の女性運動-ソウル、釜山市長の事例を中心に 第7章・・・・・・・・・・74

開催日 2021年1月25日

講師 イ・ミギョン

言語 朝鮮語（通訳：李・イスル）

司会・編集・構成 梁・永山聡子

講師プロフィール

現在の韓国のジェンダー平等運動を牽引する韓国性暴力相談所所長（1991開所～1993性的暴力特別法の制定推進委員会の活動開始、また、韓国大法院（대한민국 대법원 日本の最高裁判所にあたる）司法行政諮問委員会委員、元全国性暴力相談所協議会常任代表、元梨花女子大学リーダーシップ開発院特任教授。

第8回 障害者権利条約と障害者運動の戦略 パラレルレポート作成を手がかりとして 第8章・・・・・・・・・・85

開催日 2021年2月27日

講師 崔榮繁

言語 日本語

司会・編集・構成 岡部耕典

講師プロフィール

認定 NPO 法人 DPI 日本会議議長補佐。障害当事者運動に障害者の介助も行いながらコミットし、当事者団体の事務局として当事者スタッフを補佐しつつ運営や対外折衝を担ってきた。障害者団体の連合体である日本障害フォーラム (JDF) においても、団体間の調整や障害者権利条約批准のための政府との折衝に携わっている。現職以外に関西大学客員教授。在日コリアン三世。

各回の著者・コーディネーター（担当者）リスト

第 1 章	タイトル	デジタル性暴力と n 番部屋
	著者（講演者）	アン・ヒョンギョン（韓国サイバー性暴力対応センター事務局員）
	編集・構成	梁・永山聡子（本科研メンバー、一橋大学社会学研究科博士後期課程）
	講演実施日	2020 年 8 月 6 日（土）
第 2 章	タイトル	Post # 米兎のフェミニズム運動
	著者（講演者）	肖美丽（中国フェミニスト・アクティビスト、香港中文大学レジデントアーティスト）
	翻訳・編集・構成	熱田敬子（本科研メンバー、早稲田大学総合人文科学研究センター）
	講演実施日	2020 年 8 月 18 日（火）
第 3 章	タイトル	香港における社会的葛藤と性暴力
	著者（講演者）	Kay（香港女性団体アドボケイター）
	翻訳・編集・構成	熱田敬子（本科研メンバー、早稲田大学総合人文科学研究センター）
	講演実施日	2020 年 9 月 23 日（水）
第 4 章	タイトル	周辺から問うー障害女性の運動が重視するもの
	著者（講演者）	藤原久美子（DPI 女性障害者ネットワーク代表、特定 NPO 法人 DPI 日本会議常任委員、自立生活センター神戸 Be すけっとピアカウンセラー兼事務局長）
	編集・構成	飯野由里子（本科研メンバー、東京大学教育学部）
	講演実施日	2020 年 10 月 10 日（土）
第 5 章	タイトル	若者支援・ひきこもり支援における「支援者」と「当事者」①ー「支援」で感じる不足と過剰
	著者（講演者）	岡部茜（大谷大学社会学部講師。専門は若者ソーシャルワーク）
	コーディネーター	阿比留久美（本科研メンバー、早稲田大学文学学術院）
	タイトル	若者支援・ひきこもり支援における「支援者」と「当事者」②ー自立死援
	著者（講演者）	勝山実（自称ひきこもり名人）
	編集・構成	関水徹平（本科研メンバー、立正大学社会福祉学部）
	講演実施日	2020 年 11 月 6 日（金）
第 6 章	タイトル	「よき市民」に抗する、逃げる、かわすー学校解放運動とフェミニズム
	著者（講演者）	伊藤書佳（編集者／ライター、「不登校・ひきこもりについて当事者と語りあういけふくろうの会」世話人）
	編集・構成	堅田香緒里（本科研メンバー、法政大学社会学部）
	講演実施日	2020 年 12 月 2 日（水）

第7章	タイトル	威力による性暴力に対抗する韓国の女性運動—ソウル、釜山市長の事例を中心に
	著者（講演者）	イ・ミギョン（韓国性暴力相談所所長）
	編集・構成	梁・永山聡子（本科研メンバー、一橋大学社会学研究科博士後期課程）
	講演実施日	2021年1月25日（月）
第8章	タイトル	障害者権利条約と障害者運動の戦略—パラレルレポート作成を手がかりとして
	著者（講演者）	崔栄繁（本科研メンバー、認定NPO法人DPI日本会議議長補佐）
	著者（指定討論者）	飯野由里子（本科研メンバー、東京大学教育学部）
	編集・構成	岡部耕典（本科研メンバー、早稲田大学文学学術院）
	講演実施日	2021年2月27日（土）

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと
社会運動の
現在 (いま)  



1 2020/8/6 (木) 19:00~21:00
「デジタル性暴力と n 番部屋」

講師: アン・ヒョンギョン (韓国サイバー性暴力対応センター 事務局員)
センターHP: <http://cyber-lion.com/>
言語: 朝鮮語 (通訳: 李イスル)

第1章 デジタル性暴力と n 番部屋

話者プロフィール

アン・ヒョンギョン

2019年から韓国サイバー性暴力対応センターに活動家として勤務。2019年に『2020韓国サイバー性暴力を見立てる』の執筆に参加。1部3章の『サイバー性暴力とメガリア』を執筆、発表した。また同年に「n 番部屋」に代表されるテレグラム性搾取プラットフォームを80件余りモニタリングし、該当内容を分析、コンテンツを制作する活動を行った。

0.はじめに

本日は韓国サイバー性暴力対応センターの取り組みについて、「デジタル性暴力とn番部屋」と題して、お話しいただきます。皆さんはn番部屋と聞いてピンとくるでしょうか？おそらく日本にいと3つぐらいの見解に分かれると思います。

1.「知っているし、わかっているし、説明できる！」という人は、韓国だけではなくて東アジアの性暴力、デジタル性暴力について関心を持っている方でしょう。

2.「聞いたことある」という人は、今年の年始ぐらいに日本でも少し報道されたので、ニュースで聞いたことがあるのではないのでしょうか？

3.「全く知らない」という方です。日本にいとこれが大半でしょう。日本語だけの生活、日本語だけのメディアを見ているとあり得ることかもしれないですね。知らなかったからといって「ダメ」ということはないです。むしろこれ「知らされない」ことの問題であり、日本の問題として考えてなくてはならないことです。

情報の「非対称性」はもとより、現在進行形で東アジア地域で起きている「ダイナミズム」—社会運動、マイノリティの対抗手段—について、なぜ日本に生きる私たちが知る機会がないのか、そのことを考えるためにも、研究会で「デジタル性暴力とN番部屋」を取り上げたいと思っています。

第1回は、近年大変重要になっている「サイバー性暴力」についてです。地域は、アジアのフェミニズムを中心的にけん引している韓国の事例です。本日の講師であるアン・ヒョンギョンさんは、2019年から韓国サイバー性暴力対応センターの事務局員をされています。2019年には、『2020韓国サイバー性暴力を見立てる』の執筆に参加しています。n番部屋に代表されるテレグラム政策イシュープラットフォーム、解決するために、実際にモニタリングのためにテレグラムルームに入り80件のモニタリングをするなど、最前線で活動している活動家です。通訳は李・イスルさんです。李・イスルさんには、朝鮮語から日本語の逐次通訳をお願いしています。それではアン・ヒョンギョンさんよろしくお祈いします。

こんにちは。私は韓国サイバー性暴力対応センターのアン・ヒョンギョンと申します。

韓国サイバー性暴力対応センターは、言葉の通り韓国で起きたサイバー性暴力について対応しているセンターです。頭文字を取って「ハンサソン」呼んでいますので、この後はそう呼びます。

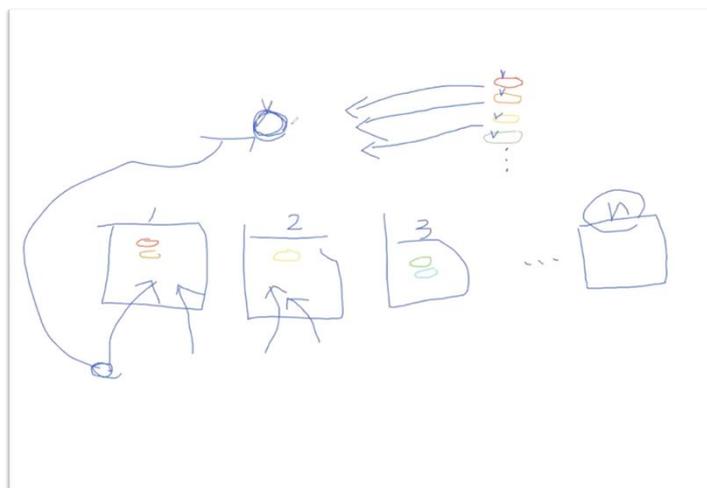
韓国では2015年に「メガリア」^{注1}が起こった後、さまざまなことが劇的に変化し、フェミニズムリポート^{注2}が起きました。これ以前からも、韓国における性暴力、特にサイバー性暴力の問題がかなり深刻でした。「ソラネット」^{注3}と呼ばれる不法ポルノサイトがあります。そのサイトは、資料やファイルを共有するサイトですが、実際に多く使われているのは、ポルノに関する画像などを共有していました。こうしたものが韓国におけるサイバー性暴力の代表的な例です。これ以外にも数千個の問題が存在していますが、ハンサソンは問題を解決し、サイバー性暴力の被害者をさまざまな角度からサポートするために努力している団体です。ハンサソンは他のさまざまな女性団体と一緒に、テレグラムによる性搾取に対応するためのさまざまな共同委員会に所属しています。

私はこの問題に対応する間、日本の方々ともお話をしたいと思っていました。先ほど私のプロフィールをご紹介の際に、テレグラムの問題を解決するために、実際にモニタリングのためにルームに何度か入った、とご説明いただきました。同時に追跡したケースは全部で総個数は何千個にもなりました。これらの経験を受けて、日本で性暴力の問題に関心のあるの方々とお会いできたので、これからゆっくりお話したいと思っています。今回のように有意義な場を設けてくださった皆さまに、まず感謝の挨拶を申し上げたいと思います。

1.n番部屋とは何か？

まず初めにお話ししたいのはn番部屋のことです。「それなりに知られた事件」だろう、と推測し副題にしました。おそらくn番部屋という名前をもうすでにご存知の方も多いと思います。それはメディアで一番多く取り上げられたサイバー性暴力の問題だからです。このn番部屋事件は、「テレグラムによる性犯罪」であるために大げさに報道されているだろう、と私は考えています。n番部屋の構造について説明するために、絵を書いてみたいと思います。

n 番部屋の構造は次の通りです。まず加害者がいます。そしてその加害者が複数人の被害女性を探します。このように何人も被害者がいますね。そしてこの加害者が、どんな手を使ってでも、この被害女性から性的搾取物を取得しようとしています。この方法については、自分の体の写真をアップロードしている秘密のアカウントをハッキングしたり、高額のアルバイトといい、だまして写真をもったり、さまざまな方法があります。この加害者は女性がいるところであれば、どこでもいくというような状況だと思います。



(図1 n 番部屋の説明をホワイトボード機能で描いた図)

うんですけれども、私がモニタリングをしていて一番驚いたものは、ファンクラブにも加害者は潜入していました。人気アイドルグループのファンクラブには年齢の若い女性たちがかなり参加をしているから狙われたのですね。

このようにさまざまな経路を通じて女性たちの性搾取物を入手すると、それをもって女性たちを脅迫して、奴隷状態にします。そして奴隷になった被害者たちは、加害者の言われる通りに性的搾取物を提供するしかない状況になってしまいます。つまり加害者は、ある種の生産ラインを取り入れたこととなります。

そうしますと、この加害者はテレグラムというメッセージングを使ってルームを作ります。ルームの名前が1 番の部屋、2 番の部屋、3 番の部屋と続いていって、任意に振り分けられていきます。1 番の部屋にはこの人とこの人、2 番の部屋にはこの人とこの人、3 番の部屋にはこの人とこの人といったように、被害者たちを分類して部屋を作っていたのです。部屋の名前がこのように1 番、2 番とついていたので、n 番部屋事件と読んでいます。

加害者は部屋一つあたりに、3 人から4 人の被害者の写真をアップロードし、入場料をもらって別の加害者を入場させていました。この人たちのお金は主催者に入ります。このように性的搾取物を見るために、お金を払って n 番部屋に入ってきた人たちが、部屋1 つあたり700 人ほどになったそうです。こうしたルームは n 番部屋だけでなく「閣下の部屋」とか「博士の部屋」というような、さまざまな名前の部屋がありました。ですので、n 番部屋だけが大きさに取り上げられているというお話を先ほどしたわけです。ここまでの n 番部屋についての説明でした。

2.あなたが知るべき性的搾取

かなりショックな出来事ではあるのですが、こうしたことがなければ、私が300 個ものルームをのぞくようなことはなかったと思います。お話したようにテレグラムの中では、n 番部屋以外にもさまざまな性犯罪や性的搾取が行われています。その前に資料を一つお見せしたいのですが、少々お待ちください。これはハンサソンでサイバー性暴力の類型を分類して説明している資料です。

私達がデジタル性暴力ではなく、サイバー性暴力という用語を使っている理由は、これはデジタル技術の問題ではなくサイバー空間における問題だから、と考えているからです。皆さんもよくご存知であろう、不法撮影、同意のない流出だと思います。もちろんこれらが主要な事例ではありますが、単に自分の写真が誰かに撮られてしまったということが問題になるのではなくて、不法撮影と同意のない流出がサイバー空間というものに出会ったときに、どのようにこれが広がっていつてしまうのか、について理解する必要があります。

この類型がこれです。最初に流出し、再流出、そして第三者による流出です。この



(図2 デジタル性暴力とサイバー性暴力—サイバー性暴力の種類 翻訳村田佐希子)

過程は瞬時に展開して行われます。インターネットの性質上を考えれば、事実上完全な削除というのは不可能です。サイバー性暴力を経験した被害者たちは、その回復の過程にバックラッシュがおきます。

次に流出してからの脅迫行為です。これは嫌がらせなどの目的を達成するために、「性的撮影したものを流出するぞ」と脅迫します。ここで私たちが注意しなければならないのは、これは「このまま生きていくと、自分の身体がどこかに見えてしまう」という「脅迫」「脅し」だということです。

次にサイバー空間における性的な嫌がらせです。例えばグループトークルームの中でセクシャルハラスメントを行う、写真を盗用、名誉毀損の性質のある性的な名義を使ってテキストを入れる、などがあります。

最後に説明したいのが、オンライングルーミングについてです。日本ではあまりオンライングルーミングという言葉を使わないと聞いています。この認識で合っていますでしょうか。グルーミングは、「飼いやらす」というような意味を持っています。性的な搾取を安易に行いたいため、また犯罪の暴露を防ぐために、対人関係や社会的環境において弱い立場にある対象に対してさまざまなコントロール技術を使用します。例えば、それは主に児童青少年を対象に起こる類型で、若い女性に対して親密な関係、恋人だとだますような関係というのが挙げられます。被害者と加害者の実際の対話を見てみると、この被害者が加害者から抑圧を受けているというような感覚というような感じがしません。

ですので、性的な観点から、こうしたトークルームの対話などを見ない場合には、何かしら被害者に落ち度がある、被害者が加害者を誘ったんじゃないか、といったことが言われることがあります。

補足ですが、最近「ディフェイクポルノ（写真に性的な合成）」も問題になっています。今までも当事者の同意なしに写真を合成して性的な目的で利用することはありましたが、ディフェイクポルノはもっと高度な技術を使って動画などにも適用しています。仕上がりは本物の写真・動画に見えて、合成に見えないものも多く出てきています。

図2のグラフをもう一度ご覧いただくと、不法撮影や同意のない流出、写真の性的な合成というのは技術的な問題というふうに見ることもできますが、再流出、流出の脅迫、サイバー空間内における性的な嫌がらせ（オンライングルーミングなど）です。これらはサイバー空間において行われる性的な搾取と言えます。

3. 無数の見えない被害者

先ほど n 番部屋は、テレグラムによる性的搾取を大げさに代表していると言いまし

たが、ルームの運営者は確実に存在していますし、そこに入場料を払って入ってくる人が確実に存在しているのも事実です。一方で、多くの無料のルームもあります。無料の部屋はほとんどがリンクだけあれば誰でも入ってこられるようになっています。このリンクはこれまでかなり活発に共有され、この無料ルームの存在によって、アダルト動画のコミュニティが形成されたと言えます。私がモニタリングした結果、見ただけでも数千個、見てないものでも確実に数万個、この無料の部屋が存在しているようです。1つのルームに2万人から3万人の人がいたというケースも存在していました。韓国の人口が5000万人なのでこのルーム1つに3万人が入っていたとすると、テレグラムによる性的搾取の加害者が26万人いる計算になります。ちなみに韓国のタクシーの総台数は26万台だそうです。この数字はこの無料の部屋の中から、60個を単純に合算して計算した数字です。もちろんこの26万人という数字は、メンバーが重複している可能性もあります。それでもテレグラムによる性的搾取のフィールドがかなり大きいということについては、皆さん異論がないのではないかと思います。

無料ルームに入場していった人々はお金を払っていないので、これまでのようにアダルト動画をただ見たくて入ってきたというような人たちと言えます。私がモニタリングをしたところ、これらの人々は本当にただの平凡な10代、20代、30代でした。普通に学校の話をしていたり、会社の話をしていたりというような人たちだったのですが、ではこの平凡な人々はこのルームの中でどんなことをしていたのでしょうか。

4. 平凡な人々のトークの内実—どのように性搾取されたのか？

これからお見せする資料は、私が実際にモニタリングをしていて集めたトークのキャプチャーです。皆さんにお見せするために少し暴力的な表現を減らしたり、被害者の身元が特定されないように整理したりしています。ですがそれでも内容がかなり暴力的であって、誰かにとってのトリガーになる可能性もあると考えています。ですので、目にしたくないという方は少し注意してください。

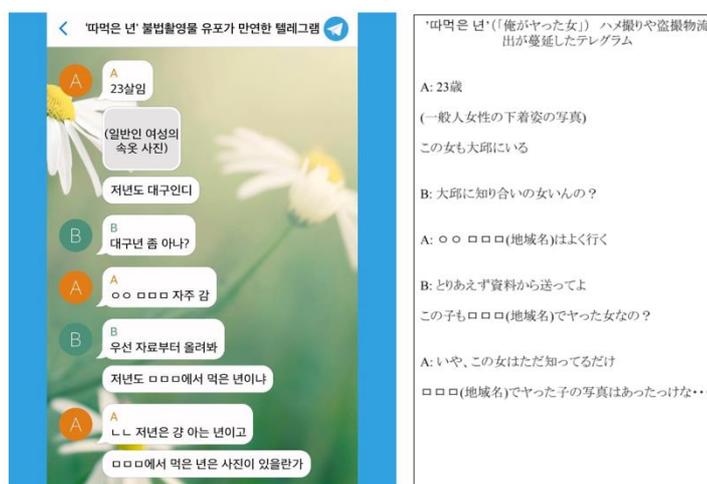


(図3 俺がやった女 (1))

4-1. 不法撮影、非同意による流出が目立つ「俺がやった女」というトークルーム

このルームに参加している本人たちが実際に性行為を行ったときに不法で撮影したものをあげて、自慢をしあったりとか、または「まだやれていないけれども、これからこいつとやるぞっ」と宣言をしてその内容について共有をしたりします。

「最近私が目をつけている」それを見ていただくとお分かりになると思いますが、不法撮影はかなり蔓延している状況ということができると思います。



(図4 俺がやった女 (2))

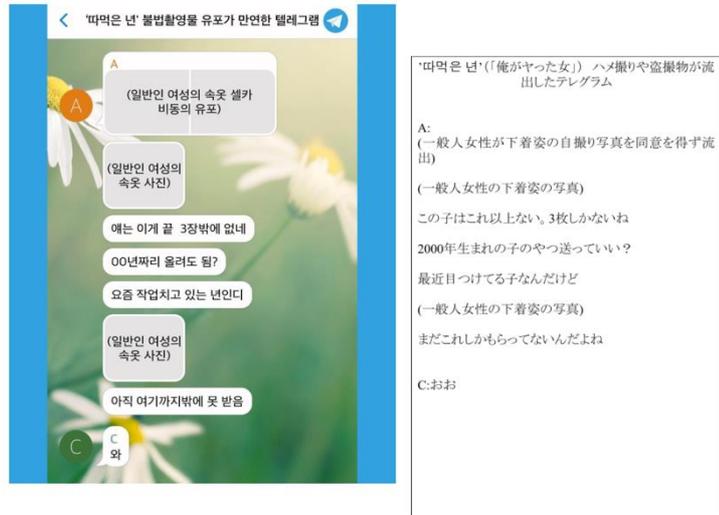
(1)問題点1：当然の権利として認識される「不法撮影」

こうした不法撮影が蔓延していますが、自分が知っている知人だけでなく、道を歩いている撮った写真、職場での盗撮、カフェに入ったときにかわいい人がいたから撮った写真などさまざまな類型が存在しています。これほど蔓延していますので、不法撮影事態が「盗撮が、犯罪だ」「問題だ!」というような認識があまりないと言うことができます。実際にこれは、韓国では仕方がないことだと思わず。先ほどサイバー性暴力がかなり深刻だったとお話をしました。2005年に女性たちがデモを組織したり、怒りを表明したりする前までは、「これが問題だ」という認識すらなかった状況でした。インターネットが始まった初期の頃から、そうした動画や画像をあげていて、品評をしていた男性たちの立場からすると、ある日突然「そうしたものをあげてはいけないこと」と言われたという状況です。

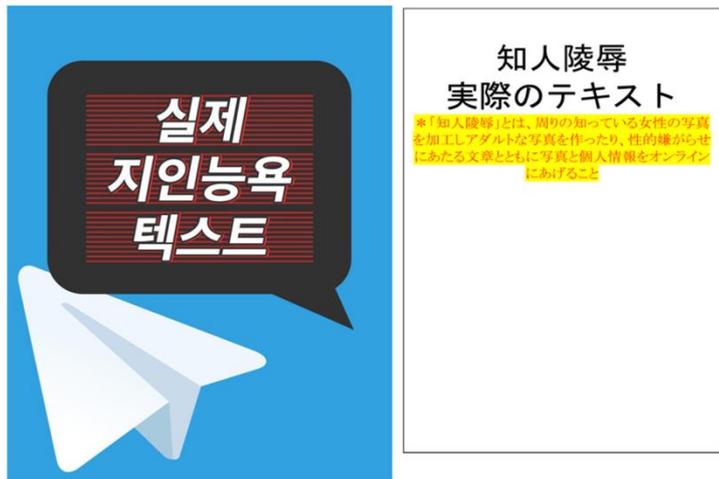
実際に私がモニタリングを行う中で、参加者のふりをしてチャットに参加することがありました。その際に「知人の女性の写真を上げているけれども、知人の女性の写真をあげたら、彼女にとってよくないことなのではないか」ということを聞いたことがあります。そうすると「僕の知ったところじゃない、なんで僕がそんなことに気を使わなきゃいけないんだ」と、自分が持っている「当然の権利」を侵害されたといった回答が多かったです。

(2)問題点2：「俺がやった女」

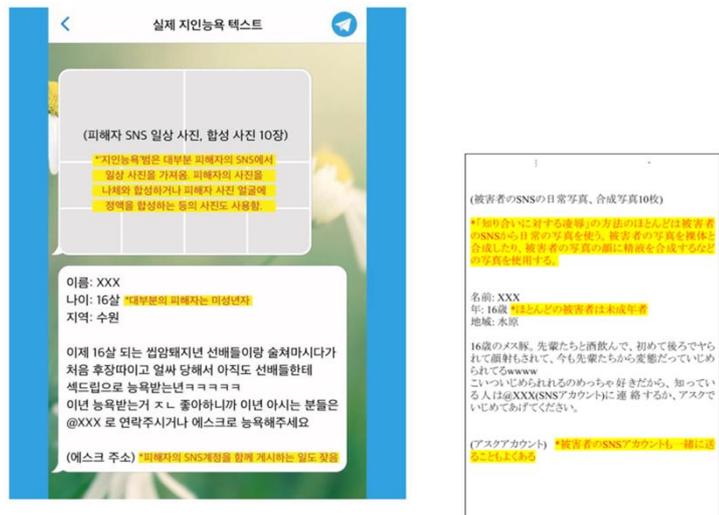
依然として男性が女性と性関係を結んだときに、「男性が女性を支配した」、「旗を立てた」といった認識を持っているということです。もう2020年なのですが、「俺がやった女」という言葉を使っていますよね。このように複数人がトークルームに参加



(図5 俺がヤった女 (3))



(図6 知人の陵辱)



(図7 被害者のSNSの日常写真)

し、「自分がやった女の写真・動画」を上げれば上げるほど「兄さん、兄貴」注4というふう慕われるという風潮もあります。このようにお互いに女性の写真を交換し合いながら、たくさんあげている人に対しては、これは実際に自分で撮ったやつじゃなくて、「ダウンロードしてきたものなんじゃないか」と嫉妬を見せることもありました。とにかく、彼らの認識がかなり未開だということができま

4-2. 「知人の陵辱」

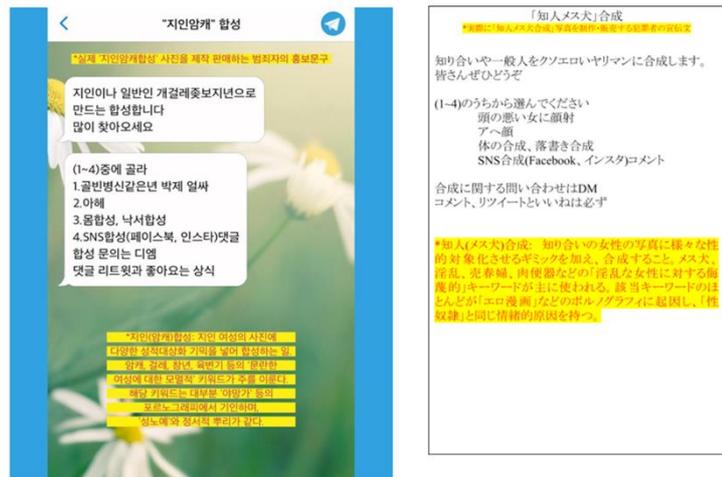
この凌辱という単語が、かなり性的搾取についての的を得ている表現でしょう。これはテレグラムによる性搾取だけでなく、全てのポルノにおいて言えることですが、私は彼らがポルノを通じて見ようとしているものは、官能ではなく、「権能感」、「自分の方が強い」、彼らが感じようとしているのは「性欲」ではなくて、「陵辱」だと考えています。

日常の写真もありますし、合成写真もあります。裸や性器を合成するような合成写真の効果は、こう第一次元的には性欲とつながると思いません。他には体に「奴隷」、「肉便器」という文字を書いたものもあります。性関係を結んだ回数を「正」という字で数字を書いていく合成写真もありました。さらには顔を変な形で歪めたり、おかしいポーズをとらせているような裸の写真を合成したりしているケースもあります。つまりは「女性が壊れているような姿」を見たがっているのです。

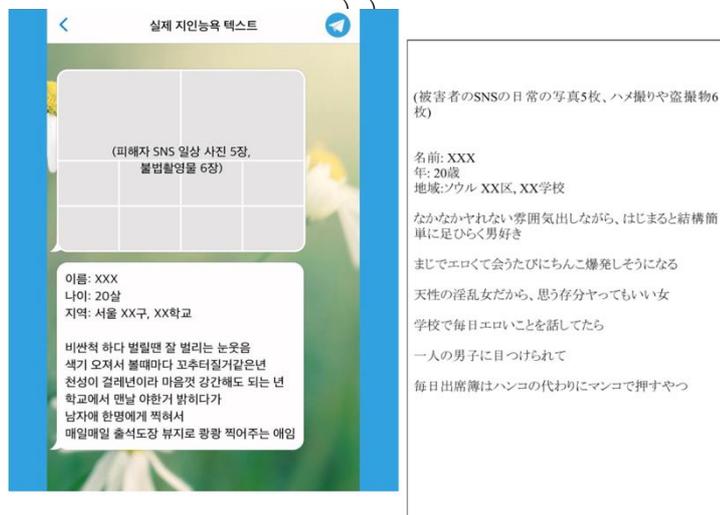
5. 日本のサブカルチャーのポルノ的な脈絡とつながり

このように写真の下に、ポルノグラフィティ的なテキストを付けていれています。

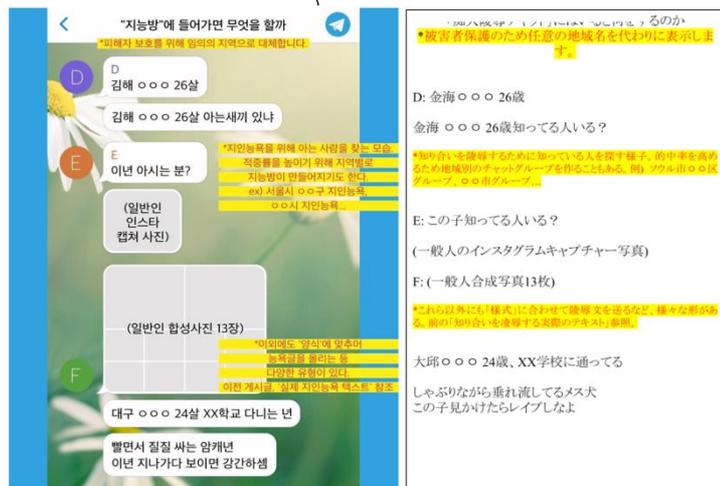
これについてわたしは、日本のサブカルチャーのポルノ的な脈絡とつながっているのではないかと考えています。「肉便器」、「奴隷」といった言葉は、数年前までは



(図8 知人の合成写真(1))



(図9 テキストをつける)



(図10 地域別トークルーム)

韓国のポルノの中ではあまり見られなかった表現です。サブカルチャーから浸透して入ってきたと考えています。このように、韓国の男性と日本の男性が一緒になって行う性暴力があります。ですので、日本の皆さんとも話し合ってみたいと思っています。

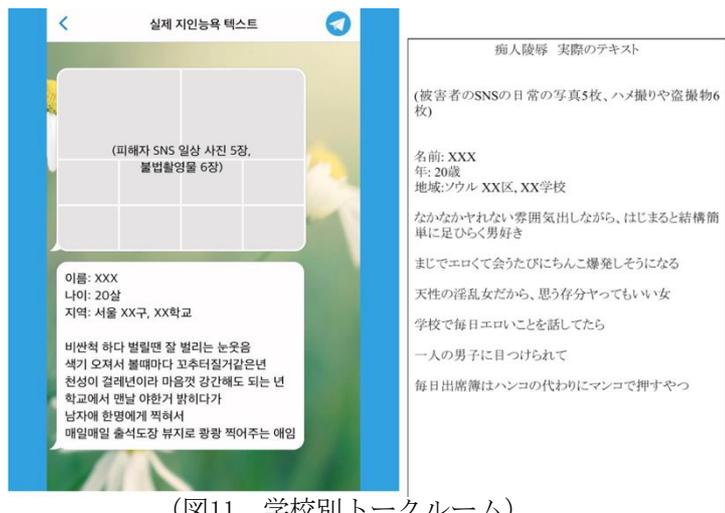
この知人の凌辱というのは、この人を知っている人と一緒に凌辱をしたいという欲求を持っている人々が集まっているトークルームです。一緒に攻撃することによって、より大きな快感を得ることが出来ます。的中率を上げるために「地域別のトークルーム」もありますし、酷いケースでは地域を超えた、「学校別というトークルーム」もありました。

「奴隷」という言葉は、n番部屋事件が犯罪として特に深刻で過酷であると言われる理由です。深刻で過酷ではありますが、これはn番部屋事件だけで起こっていることではありません。

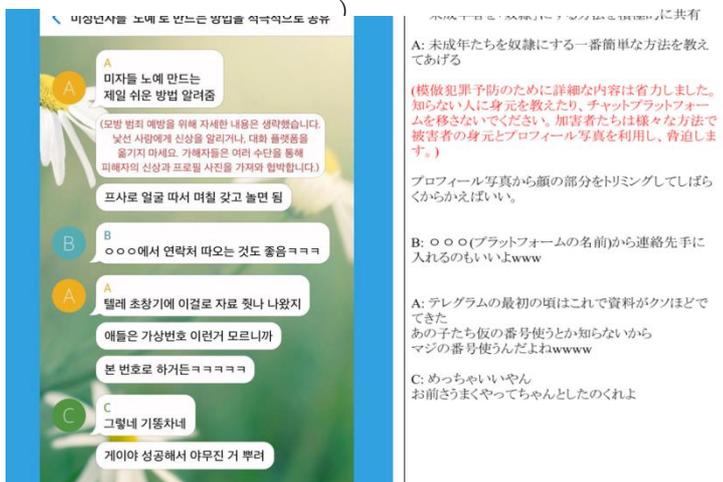
このトークルームを見ますと、「未成年者を奴隷にする簡単な方法を教えてあげる」といった自分たちがこれまで経験したエピソードを紹介し合っています。もう一度強調しますと、このトークルームは誰でもアクセスでき、無料です。

この内容が嘘、大袈裟に見せているのか、本当の内容なのか分からないです。ですがここで重要なのは、彼らが自分よりも弱い立場にいる人たちを「性奴隷にしたい」というファンタジーを持っていて、「もし本当に実現できるのであれば、それを実現したい」と考えていることです。実際に韓国のアプリのストアにおいて、テレグラムというメッセージングアプリの急激な人気と、「テレグラムに行くと、こうした内容を見ることができる」という噂が広まったタイミングが一致していました。2019年から2020年にかけて、「奴隷を実際に自分が見ることができる」、「奴隷を育てられる」、「作れる」と考えました。

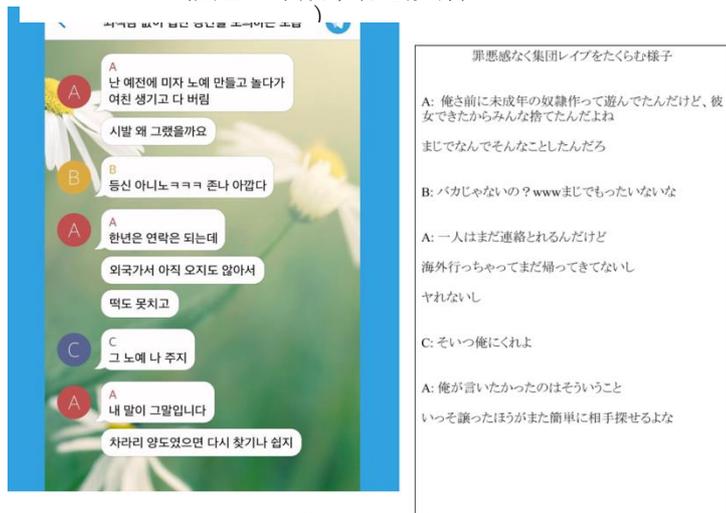
これを見ていると、彼らには罪悪感が全くなく、女性を「モノ」として対象化して



(図11 学校別トークルーム)



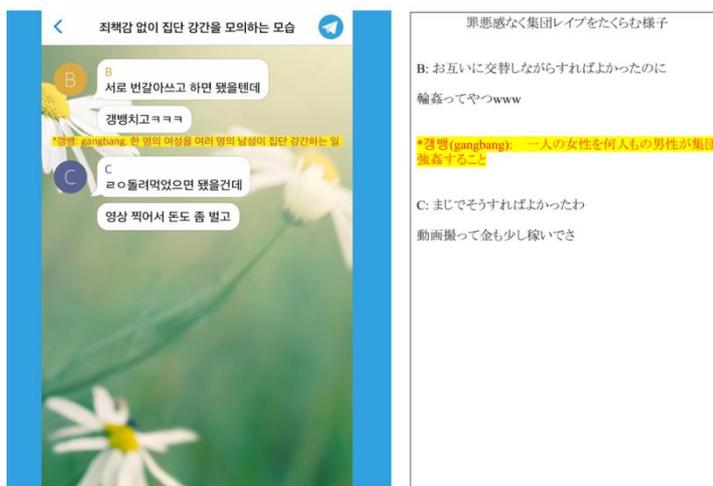
(図12 未成年者と奴隷)



(図13 集団レイプをたくらむ)

いると思います。例えばここで「酷くないか」とか、「奴隷はよくないんじゃないか」と発言する人がいると、そうした人たちは強制的に退出させられるというシステムになっていました。「楽しんでるのを邪魔するな!」というメッセージだったと思います。

図2の類型表をもう一度見てみたいと思います。このグラフに書いてある「不法撮影」、「写真の性的な合成」、「再流出」、「流出の脅迫」、「サイバー空間内の性的な嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」、「オンライングルーミング」、「同意のない流出」この全てが行われてきました。ですので、この「n番部屋」というテレグラムによる性犯罪事件が初めて公に発表されたときに、活動家たちはインターネット文化に慣れている20代から30代の女性たちですので、そんなに驚きませんでした。「n番部屋」前から、かなりよく行われ、常に存在していた問題ですし、自分たちにとってももう慣れてしまった出来事だったからです。ただ、驚いたことは、実際に性奴隷の被害を生んだということについてでした。よく言われているのが、「テレグラムによる性犯罪は、新しい犯罪ではない、昔から存在している犯罪の新しい類型だ」です。



(図14 罪悪感がない)

6. サイバー性暴力の歴史について

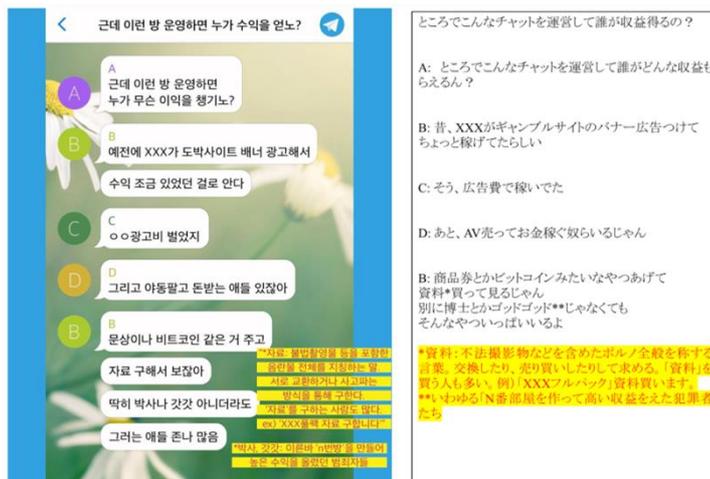
韓国にまだインターネット網が敷かれる前の97年頃に、私はこういうふう呼びたくなかったですけれども、メディアでよく使われている用語として「赤いマフラー事件」があります。この事件、男子中高生が一人の女子中学生を集団で強姦し、強姦しているときの映像を家庭用のビデオで撮って、それをコピーして売ったという事件でした。この女子中学生は加害者とかかなり親しい間柄でした。女子中学生も加害者の男性たちも、みんな家出をし、親しくなる中でグルーミングが働いたのです。その後この映像がかなりたくさんコピーされて、「国民ポルノ」ではないですけれども、韓国の中で見たことがない人がいないような状況になりました。女子中学生が出ていたということで、さらに話題になってニュースに取り上げられたという側面もあります。そのときによくニュースのコメントに出ていた言葉が、「青少年の性的な道徳が墮落した」でした。これがたった20年前の出来事でした。実際にこの青少年による性犯罪事件と今回のn番部屋事件は大きく差異がなく、差異がないというよりは、加害者が自分より立場の弱い被害者をグルーミングして性暴力を行い、それをコピーして流出させてお金を稼ぐ、構造が全く一緒です。

この事件はインターネットがまだ活性化する前の事件ですが、インターネットが活性化した後にはどんなことが起こったのでしょうか。ハンサソンが蓄積してきた調査の内容によりますと、これまでこうしたウェブハード^{注5}、不法ポルノサイトという事件は本当に数え切れないほど起こっています。要するに、プラットフォームが変わっただけということになります。ただし、以前にもグループトークの中でセクハラはよく起こり、ポルノサイトはかなりコミュニティ化され、その中でお互いに話をし合うということはよくありました。ただ、全く同じ構造ではありますけれども、n番部屋事件のようなSNSでの事件は、サイトの書き込みとは違ってメッセージが使われることで、より速く、参加する人も多く、波及力も大きくなったと言えます。先ほど3万人が参加していたルームがあると言いましたが、こうしたルームでは1時間そのルームを見ないだけで、何万件もメッセージが積み重なっていくということがありました。つまり、このルームに写真が1枚でも上がってくると、その1枚に対して3万件の性犯罪が発生しているのです。

7.問題に向き合う必要性

一つ目の理由は、先ほどの説明にもあったように、これはもともとやっていたことだということです。二つ目の理由はお金です。先ほどウェブハードというものについて短く言及しましたが、一番大きなウェブハードを運営者が裁判にかかっているところです。サービス説明では「資料」、「ファイル」を共有するとなっていますが、実際のところは、国産のアダルト動画という不法の撮影物が一番大きな収益源になっていました。外国産ではなくて韓国で作られたアダルト動画という意味です。現在、韓国ではポルノの製作が禁止されていますので、本来であれば国産のアダルト動画というものは存在し得ないので不法撮影になります。

韓国のウェブハードにおいては、カルテルを作って、ダンピングというヘビーなアップロードが行われています。もしこの被害者が削除を要請した場合に、一日その要請を無視して、数日後に一旦削除した後、またアップロードするというようなルールもあったようです。もっと深刻なのはデジタル葬儀社（同意なしに流出された動画を代わりに削除してあげるというサービス）が、実際にはウェブハードが運営していたという事実が明らかになりました。被害者からお金をもらって削除したふりをして、のちのちまたアップロードしてまたお金を稼ぐ、という構造になっていました。



(図15 収益目当ての側面も)

最近、Welcome To Video という世界最大の児童ポルノの事件がありました。そのことについてすでにお聞きになっている方もいらっしゃると思いますが、本当にお恥ずかしいことに、この世界最大の児童ポルノサイトを運営していたのが韓国人でした。この人は確認できただけでも 44 億ウォン（約 4 億 2 千万円）を稼いだと言われています。先程お話ししたウェブハードにおいては、国産のアダルト動画を一つあたり 100 ウォン（訳 9.5 円）で販売していました。このウェブハードの利用者がロボット事業も一緒に行って、たったの 100 ウォンで売っていたものの収益で、ロボットの事業ができるということは、かなりの動画が売れたのでしょ。昔から性売買がそうであるように「女性を売る」ことは、国家にとって「かなりお金になる産業」です。ウェブハードも、Welcome To Video もきちんと処罰を受けたことがないので。昔は大規模資本が必要でしたが、今、このオンラインの時代になって「資本すら必要なし」に手を出せる、出してしまえるという状況になっています。実際に直接的な性売買を行うとなると、「女性の肉体を管理する必要」があります。でも、オンライン上では本当に「動画」と「画像」さえあれば性売買ができます。韓国では酷いことにそうしたことが処罰を受けていません。このように、「産業化された性搾取」が「企業から個人への取引」に移行したことは当然のことでしょう。ですので、有名な「博士のルーム」を作った博士とか、n 番ルームを作った閣下のような凶悪犯でなくても、普通の人もこうした犯罪に手を出しているのです。

例えば、無料のルームを運営していて、そこの広告で収益を得ることができるという例があると思います。無料のルームを運営する方式は、不法ポルノの運営の方式とかなり似ているということが出来ます。無料でコンテンツを提供して広告によって利益を生むという方法だということが出来ます。例えば YouTube がそのいい例だと思いますけれども、消費者が作る側に回ることも出来る時代に今なっていると思います。性犯罪や性搾取においても同じことが起こっているということが出来ます。

8.なぜ男性たちは買うのか？

こうした犯罪はもともと行われていたものではありませんけれども、テレグラムを使うことによってより深刻に過酷になったという側面があり、それは権能感とか脅迫フェティシズムという言葉で説明できます。

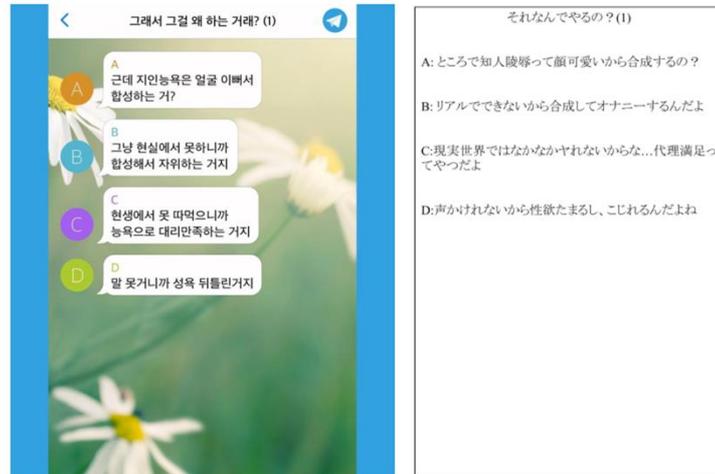
これを見ていただくと、現実世界ではできないから、凌辱で代わりに満足しているというような言葉が出てきます。かなり率直で、ある意味「模範解答」のようなものです。先ほども少しお話ししましたように、彼らは性的なものだけを求めてこのルームに来ているわけではありません。彼らがあげている写真を見ると、性的な写真だけではなくて、女性が男性に殴られている写真や動画、女性が無理やり髪の毛を切られて泣いているような動画などもあげられています。

また有名な凶悪犯（博士とかn番部屋を作った閣下など）はもう捕まっていますが、逮捕前に彼らがルームの中で言い争い、にらみ合いをしたことがありました。博士が閣下に「私はアダルト動画のアーティストだ」、「自分の動画にはストーリーがあるからだ」といい、その内容については

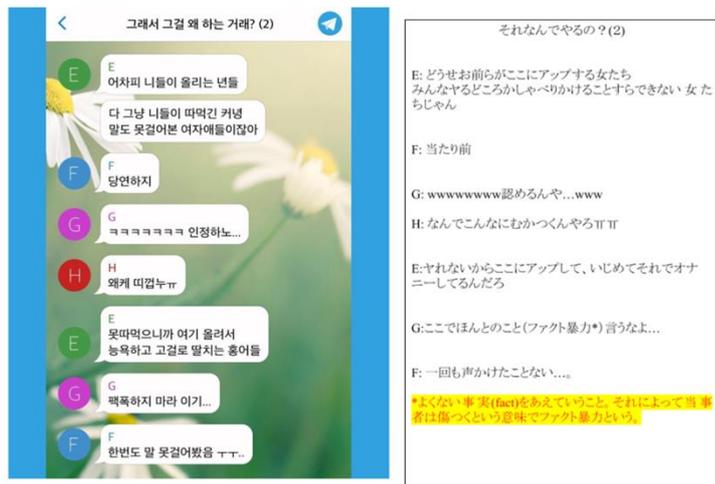
「外を歩いているときには、化粧をして小綺麗で綺麗な女性が、性行為中には変な表情をしたりとか、おかしい姿勢をとったりとか、無理やり何かをやらせて泣いていたりとか、この女性が壊れていく過程が、私が提供しているストーリーだ」といいながら、自分のアダルト動画がなぜこのように人気を得たのかを話したそうです。このように無料のトークルームの中で繰り返し上げられている対話を見たりとか、今お話ししたように、博士が自分が誇りを持っているアダルト動画のストーリーというのを見てみると、彼らは単純に官能を求めているのではなく、女性に対する権能感を感じていることが分かります。

「実際にやる事ができないので、凌辱をすることによって代理で満足をする」という会話があります。私なりに彼らの消費理由を分析すると、以下です。

- 1.もともとこうしたことが行われていたということ
- 2.お金を稼げるということ
- 3.女性に対して権能感を感じる脅迫フェティシズム



(図16 なぜやるの?)

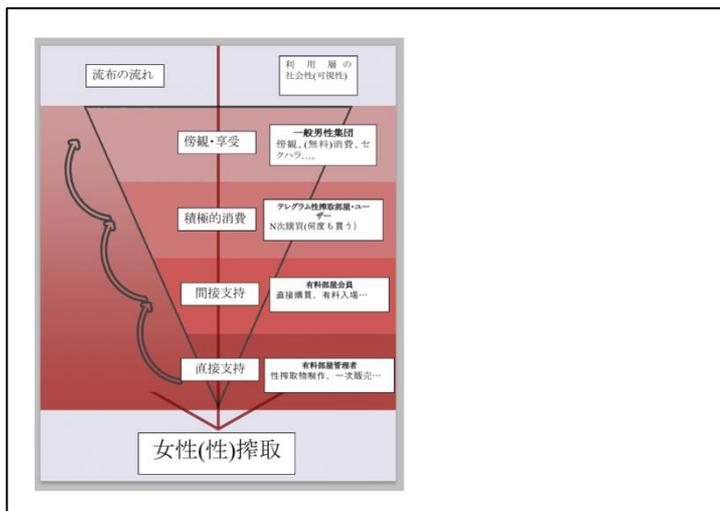


(図17 なぜやるの? (2))

9. 結局これはどういう暴力なのか

結局これはどういう暴力なのかということが重要な議題にぶち当たります。

図 18 をご覧ください。右側がユーザー層の社会性、可視性です。どんどん深刻化していく様子を表に表してみました。よく見える層もあれば、よく見えない、隠れているような集団もいるということができます。傍観、共有、積極的な消費、間接的に指示をする、直接指示をするに分けていますが、ふつう犯罪者というこの直接指示をする人だけを指していると考えます。つまりは、有料のルームを運営していた人（有名な閣下、博士といった n 番部屋を実際に作った人）、直接指示を与えた人です。お金を出した人も犯罪者だと最近では認識されています。最近では有料の部屋を使っていた人たちも悪いという認識に変化しています。



(図18 (性) 搾取のピラミッド)

ここで私達が言いたいのは、彼らが宇宙から来た人たちではないということです。彼らが特異なわけでもなく、かなり社会の中で珍しい人でもなく、彼らは悪魔でもありません。なぜこんなことをしたか、その原因について考えてみるのが大切です。実際には「好奇心を持ってテレグラムの映像を見たい」と言った人もいますし、それを実際に購入した人もいます。そしてこの外には、おそらく一般的な男性の集団、こうした犯罪については自分には関係ないと、見せてくれているのに見ない理由はない、と考える男性もいるでしょう。図 18 をみると、矢印が表している方向は男性が作り出している重力のようなものだと考えています。この全ての力が女性に対する搾取に向かい、直接関与した人だけでなく、この全員がこうした状況、責任から逃れることはできない、ということができるのではないのでしょうか。

厳格に言うならば、自分自身もまた加害者なのではないかと感じています。もちろん、この社会を変えようと努力はしていますが、先ほど、「奴隷」のもともとの写真の話をしました。あなたが体を見せてやるが、被害者にとって深刻な脅迫にもなりうるというのは、社会にも責任があります。社会構成員の全ては、この責任から逃れられないと考えています。ですので、私は見ていないので関係ないという言い訳は全く通じません。

私が用意していた説明はここまでになります。かなり巨大なサイバー性犯罪、そしてテレグラムを通じた性的搾取のかなり細かなところまで扱えたので、時間もかなりかかりましたし、内容もかなりたくさん組み入れたのでうまく伝わったか心配ですが、こうした問題について関心を持っていただいで、これから研究や議論がなされるということについて、かなり感謝をしています。

韓国と日本の間で何か連帯できることがあればそこに私も参加したいと思いますし、皆さんの積極的な参加も呼びかけたいと思います。ありがとうございました。

1) 2015 年から 2016 年にかけてミソジニーに反対するフェミニストたちによるサイト「MERS ギャラリー」の会員たちが、ノルウェイのフェミニズム小説『イガリアの娘たち』（1975）にちなんで作ったウェブサイトである。彼女たちは「メガリアン」と名乗りながら、男性が喜ぶような／男性中心的な価値観を「コルセット」と呼び、そこからの解放を呼びかけ様々な展開を行なった。有名な手法に「ミラーリング戦略」がある。ミラーリング戦略とは、女性蔑視的発言である「キムチ女」のような表現について、逆に男性たちに対して「韓男虫」といった名称をつけた。狙いは、今まで女性たちが味わってきた屈辱を男性にも経験してもらう戦略である。男性たちによる日常的な性描写についても、そっくりそのまま女性たちによって転覆された。一番わかりやすい例としては、男性が胸の小さい女性をバカにするミラーリングとして、男性器の小さい男性をバカにして笑ったのである。一見すると、差別を差別で返していると言われ

がちだが、このことは単なる男性に対する女性の抵抗という二項対立だけに止まらない破壊力を持って韓国社会に衝撃をもたらした。

2) フェミニズム・リブート（フェミニズム再起動）とは、評論家の孫ヒジョンが名付けたフェミニズム運動の連続と断絶を含んだ言葉であるが、多くの韓国の女性たちによって共感とともに繰り返し使われている。손희정 (2017) 『페미니즘 리부트』 나무연필

3) 1999年開始の100万人の会員がいるともいわれ、30代、40代、50代男性が中心であるアダルトサイト。主な内容は盗撮、レイプ、リベンジポルノ、援助交際、集団レイプなどのコンテンツを掲載する、それらの映像・画像をみて会員たちが「交流する」「交換する」会員サイト。

4) 韓国では「兄貴」（형님（ヒョンニム））と男性同士で呼びあうことで信頼関係を確認し合うことが多い。日本語で言うと親分というような感じの言葉としても使われる。親しみの現れであると同時に、ある種自分より「上」であることを、言うほうも言われるほうも確認している。ここで「上」とは性的な写真・動画をたくさん所持している、そのことができるとしている。

5) ウェブ上のストレージ・サービスのことである。サービスの利用者は、サービス事業者が設置するウェブ上のストレージにファイルをアップロードして置くことができる。従来のオンライン・ストレージ、クラウドと同じだが、ウェブハードではアップローダーと同様、ファイルに対する利用者ごとのアクセス権限の垣根が低いのが特徴で、利用者は自分以外の他の利用者がアップロードしたファイルを閲覧し、ダウンロードすることができる。このダウンロードに従量制で課金するサービス業者が多く、あるファイルに対する課金の一部を、そのファイルをアップロードした利用者に還元する事業者もあることから、ファイルの違法共有を助長するものである。アップローダーはほとんどの場合、利用者はアップロード、ダウンロードともに無料であるのに対し、ウェブハードでは金銭のやり取りが生じるのが特徴である。（参考文献）

<https://only.webhard.co.kr/>

https://www.konest.com/contents/study_korean_detail.html?id=3593 (2021年3月23日閲覧)

(翻訳・編集・構成 梁・永山聡子)

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

**マイノリティと
社会運動の
現在** (いま)  



2. **2020 / 8 / 18 (火) 19:30~21:30**
「Post # 米兔のフェミニズム運動」

講師: 肖美丽
 言語: 中国語 (Mandarin)、日本語 (日中通訳付き)

第 2 章 Post # 米兔のフェミニズム運動

話者プロフィール

肖美丽

中国フェミニスト・アクティビスト。2012 年以降さまざまな影響力のあるフェミニズム運動を企画、参加する。北京から広州へのフェミニズム徒歩旅行を実施し、キャンパス性暴力の防止強化を呼びかけた。フェミニズム演劇「陰道之道 (中国版ヴァギナ・モノローグス)」の脚本家、俳優の一人でもある。女性メディア大賞、「世界の頭脳 100」 (アメリカフォーリン・ポリシー誌)、100 Incredible Women などに選出された。現在は香港中文レジデント・アーティストである。

0.自己紹介

皆さんこんにちは。研究会の皆さんが私に講演の機会を与えてくれたこと、とても感謝しています。私は中国大陸のフェミニスト・アクティビスト肖美麗と申します。今日は皆さんに中国大陸の MeToo 運動と、MeToo の影響を受けた後の中国のフェミニズム運動についてお話ししましょう。

中国の MeToo はとても特別です。あらゆる社会運動が全面的に抑圧された環境の中で、凍土を破って芽吹き、現在のところ中国で最も規模の大きな社会運動であると言えます。なぜこんな特殊状況が生まれたのか、これから大まかにご紹介しましょう。聞いてくださっている方々は、おそらくあまり中国大陸の状況に詳しくないと思いますから、まず中国大陸の反セクハラ運動の歴史的背景についてご紹介しようと思います。

1.一人っ子娘と天の半分を支える女性

中国は1982年からバースコントロール政策を国策の中核に数え、2015年になって一人っ子から二人の子どもへと全面転換するまで続けました。こうした女性の主体性を無視し、また一世代の女性達に多くの傷をもたらした乱暴な政策は、現在も完全に改善されたとは言えません。しかし、この政策の予期せぬ効果として、1982年から2015年に生まれた一人っ子の娘たちは成長の過程で以前に比べてよい資源を与えられるようになったのです。

ご覧になっているパワーポイントの左側は私の子どもの時の写真です。右側は私たちがよく聞いた「女性は天の半分を支える」というスローガンです。

私も一人っ子の娘でした。そして、共産主義の理想の影響から、私が子どものころから受けた教育には人はみな平等だという素朴な理念がありましたし、中国の女性の就業率はとても高いです。ですがこの就業率の高さは、女性たちは一般的には仕事をしながら家庭のケアもしているか、家庭のケア労働を上世代の女性達に代わってもらっていることを意味します。

こうした背景のもとで教育は多くの女性にとって階層上昇を実現する、重要な機会です。中国の女子学生の成績は大幅に上昇し、“男の子の危機”という言葉さえ生まれました。男子学生の成績が女子学生に劣るのは、中国の教育制度が女性により合わせて作られているからで、だから中国の教育制度は問題があるというようなものの見方です。多くの学校の統一入試以外の専攻では、女性の成績のボーダーラインは男性より高く設定され、時には60点以上も高いものもあります。それほど成績の良くない男子生徒たちのことも、学校がより多く入学させられるようになっているのです。ですが、それでも女性が高等教育を受けることを阻止することはできませんでした。

私たちは生活の中の多くの面で、自分が差別され、抑圧されていることに気づきます。セクハラにはしょっちゅうあいますし、職探しにおいては就職性差別にあうでしょう。中国のジェンダー平等の状況は私たちが成長してきた時期に下が



—1982 一人っ子の娘たち&女性は天の半分を支えられる (図1)



中国の女性の収入は男性の収入の何割か (図2)

り続けてきました。中国の経済は成長を続け、しかし男性の収入を 1 とした時の女性の収入の割合は低下しています。また、私たちは消費主義の圧力を受けています。母親の世代とは異なり、私たちは腋毛をそり、ダイエット、豊胸や美白をし、バカ高い口紅まで買わなければなりません。

私と同じような同世代の若い女性たちは、よい教育を受けても満足のいく進路を得ることはできません。子どものころから人はみな平等だと教えられ、女性は天の半分を支えるというスローガンを目にしてきたのに、生活の中にはたくさんの不平等があると気づくのです。私たちは変革を求めました。この世代の都市の若い女性たちが、現在の中国の MeToo 運動のまさに中核なのです。

私はよく思うのですが、変革というのは常に、最も状況が悪い時よりも、状況がよくなりつつあるとき、特に現在のような、好転しつつある勢いが危機に直面したときに起きるのでしょうか。

さて、法律面の変化について簡単に説明しておきましょう。

私が子どものころ、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉はありませんでした。当時、これに相当する法律とせば、「流氓^{訳注 1}罪」と「侮辱罪」だったでしょう。流氓罪というのは一種のポケットのような罪名だと言われて、その名称からしても道徳的観点を重んじており、何もかもそこに含めることができるほど広い内容を含みます。性売買の実施や喧嘩、殴り合いから同性愛まで、全て流氓罪の対象とされました。侮辱罪も人格に対する全ての侮辱を含みます。

1997 年の刑法改正時にあまりに広範すぎる流氓罪は廃止され、そこから分節化された新たな罪名が生まれました——“強制猥褻、侮辱婦女罪”です。この時、法律と政策が視野に入れていたのは、まだ“猥褻”、“侮辱”または“流氓”であって、セクシュアル・ハラスメントという視点を参考にし、権利の観点から見ようとはしていませんでした。1998 年、中国で初めてのセクシュアル・ハラスメントについての立法提案が出されます。2001 年になって初めて、公に報道されたセクシュアル・ハラスメント訴訟が起きます。

国営企業の職員・童さん(30 歳)が、上司が 1994 年からずっと彼女に対してセクハラを行っている、裁判所に訴えました。しかし、結局最後にはあちこちからの嫌がらせを受け、彼女は多大な精神的負担を感じて訴訟を取り下げてしまいました。

童さんの訴訟は取り下げられたとはいえ、彼女の事件はセクシュアル・ハラスメントを熱い社会的議論のテーマとしました。同じ年、杭州市の 50 代のシニア・エンジニアの女性、林さんが、中央テレビ局においてはじめて、全国の聴衆に向けて公開で自らの被害経験を語りました。さらに、“海南で同性間の猥褻事案として初めて 3 人の被害者が賠償金 1 元を受け取る判決”もこの年です。

2005～2012 年、民間女性団体や、大学の研究者たちは調査を行い、立法提案を提出するなどして、長期にわたる政策アドボカシーを行ってきました。2012 年 4 月 18 日、とうとう、国務院は「女性労働者の労働保護特別規定」を発表し、一部の提案を取り入れました。国家の労働法の中で、初めて、セクシュアル・ハラスメントと雇用者の責任を規定したのです。

2.1995 年、グローバリゼーションを抱きしめて

1995 年、私が 6 歳の時、北京で国連の第 4 回世界女性会議が開かれました。この時から、中国社会は権利の視点でセクシュアル・ハラスメントを見始めたと言っていいでしょう。中国の NGO もこの時から大きく発展し始めました（といっても今でもそんなに大きいとは言えませんが）。私の友人、フェミニストの呂頰は当時記者として会議に参加しました。彼女はこの会議で初めて、コカ・コーラの自販機でスプライトという名前の新しい飲み物を飲んだと言っています。

呂頰はこの会議は中国が 1989 年以後の外交的苦境を打ち破ろうとし、グローバリゼーションを抱きしめようとした試みだと言っています。“それは、フェミニストの物語であり、中国と世界のグローバルなフェミニズムがつながった物語であり、しかし同時に、中国がグローバリゼーションに追随した物語でもある”と。呂頰は 2004 年に彼女の前途洋々たる体制内の仕事を捨て女性の権利擁護に携わるフリーランスとなり、「女権之声」^{訳注 2}の創始者・編集者となったのです。

彼女の個人的な選択の背後には、フェミニストたちが体制内から徐々に排斥され、上層部を通して政策に影響をもちることができなくなり、同時に多くの一般市民とのつながりも失ってしまった状態がありました。呂頰に代表されるアクティビストたちは、主体的にフェミニズムのテーマを大衆化し、直接大衆教育を行い、社会の世論

を通じて政府の責任を問うというやり方で、中国のジェンダー平等の発展を進めたのです。

3.2011年 SNS

グローバリゼーションのほかにもう一つ中国のフェミニズム運動に巨大な影響を及ぼしたのは、インターネット、ことに SNS でした。

2009年に微博が登場します。Twitterに似たプラットフォームです。2012年12月末までに、微博の登録アカウントは5億を超えました。微博は大衆の公共ソーシャル・プラットフォームになったのです。政府はまだこの比較的新しい領域を管理するのにそれほど慣れていなかったし、行き届いていませんでした。ですから、微博はやはり当時、中国に比較的自由な公共討論領域をもたらしたのです。



(図3)

2011年4月、微博に参入してから1年後、女権之声は“女権”^{訳注3}と名を変えました。これが中国のインターネット上で初めての、フェミニズムと名のついた大衆メディア・プラットフォームです。パワーポイントの左側は女権之声のロゴで、右側は女権之声のオフラインイベントです。写真右端に私がいます。

2011年に呂頻は、彼女の仲間たちと北京で部屋を借りて、“一元公社”という公共活動空間を設立しています。女権之声はその一室にありましたが、部屋を活動の場として公開しました。私もこの公共空間の活動を通して、当時フェミニスト・アクティビストの仲間たちと出会いました。SNSでは知らない者同士がオンラインで交流できますし、そこから発展してオフラインで集まることもできます。“一元公社”は何度も妨害・圧力を受け、2015年に運営を停止せざるを得ませんでした。

それでも彼女たちの活動は意義あるものでしたし、オンラインだけでなくオフラインでコミュニティを育てていたのは重要なことでした。

SNSのもう一つの重要な役割は、社会的な 이슈をふくらませ、マスメディアを通してより多くの市民に届けることです。公共教育を行うと同時に政策アドボカシーを合わせて行うことで、国家の政策を変えるのです。

2015年以前は、マスメディアも今に比べてもう少し自由であったと言えます。当時も多く社会的 이슈は報道することができませんでしたが、ジェンダーの問題は比較的新鮮なテーマでした。アクティビストのやり方もとても面白いものでしたから、あの頃、私たちは個人メディアを用いてマスメディアとの相互行為をたくさん産みだしました。この写真はその代表的な例です。

2012年6月、上海地下鉄第二運営会社が公式微博に、一人の女性がスケスケの服で地下鉄に乗っている後ろ姿の写真を投稿し、そこに「こんな服を着ていたら、痴漢に合わないのが不思議です。地下鉄には狼がいっぱい。狼に勝とうなんて考えないことです。お嬢さん、お気をつけて！」と書かれていました。この投稿は、微博は女性に警戒心を持って予防に努めるように呼び掛けているように見えて、行間では痴漢に道理があると伝え、痴漢する側には責任がない、ひいては被害者を自業自得



(図4)

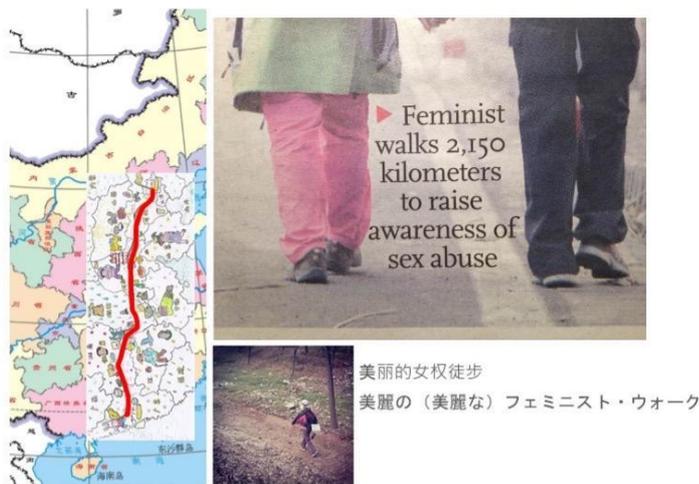
として責める意味にもなっています。この投稿はネットユーザーを憤らせ、女性の権利擁護者たちから強い抗議を受けることになりました。

当時、中国のフェミニストたちは、地下鉄の現場でパフォーマンスをし、この写真にもある（右側の女性の）「私はセクシーでいいけど、ハラスメントはだめ」というスローガンを打ち出しました。中国語の中でハラスメント（骚扰）に使われている、騷という字は、女性の行動が慎み深くないという意味にもなります。このスローガンは、大きな論争を引き起こし、フェミニスト・アクティビストたちが権利の視点から出発して、反性暴力の意識を広げることになりました。

2013年のこと、中国では小学生女児が校長や教師に性暴力を振るわれたというニュースが多く報道されました。しかし、当時の社会は性暴力のテーマへの理解度はまだまだ低く、多くの人は女性が貞操を失ったことに注目しそれを嘆くところに注目していました。ある新聞社はこうした女子小学生が早熟すぎるとして責める文章すら発表したのです。どうやって性被害を減らすかというときに、多くの人は加害者を罰するほかは、女性や子どもを閉じ込めて外出させないようにしようとか、女子学生の寮を封鎖しようと考えていました。

その時私は何かパワーのあるアクションをして、女性の権利と自由の視点から、反性暴力というテーマを掘り下げたいと思いました。性暴力は権力の問題であり、女性を閉じ込めるといようなさらに女性の権利を侵害する方法では、決して解決できないと言いたかったのです。そして、性被害のほとんどがいわゆる安全とされている場所、学校や家庭、知人の間で起きているということを社会が直視してほしいと思いました。

2013年9月から2014年の春にかけて、私は“美しいフェミニスト・ウォーク”を実施しました。北京から広州まで徒歩で歩きつつ、反性暴力の啓発教育を行い、地方政府に情報公開を求め、微博などの個人メディアを通じて各地の若いアクティビストと連携したのです。これは、性被害に対するステレオタイプを打ち破り、社会が本当の性被害の危機を直視するように求める試みでした。このアクションも、国内外のメディアに注目され、大きな影響力を持ちました。



(図5)

4.2015年 空間の緊縮—街頭空間の縮小、グループアクションの弾圧

2015年3月8日の国際女性デーに、若いフェミニスト・アクティビストたちはいくつもの都市のバス停で痴漢に反対する啓発活動をしようと計画していました。しかし、実施の前にそのうちの一部の人たちが公安に呼ばれ、さらにそのうち5人が騒乱挑発（寻衅滋事）罪で37日間刑事拘留されるという事件がありました^{訳注4}。中国の歴史上、これ以前に誰かがフェミニズムを理由に逮捕されたのは百年以上前の、袁世凱の時代のことです。ですから、この事件が現在の中国のフェミニスト運動に及ぼした影響は甚大でした。5年後の今日まで、影響をこうむった人たちはそのツケを支払わされています。この逮捕はその後、組織的なフェミニズム運動が絞め殺されていく転機となった象徴的出来事でした。大変苦労して編み出した政策アドボカシーのやり方、グループアクションのアジェンダ設定が無力化されていく転機だったのです。先ほど紹介した友人の呂頻は、中国歴史上初めてフェミニズム運動のオルガナイザーと



(図6)

みなされ、海外に逃れざるを得なかった人となりました。

「2015 年以降、私たちはみんな不可能なことを実践している」私の友人の、フェミニストの郭晶が、以前言った言葉です。

5. アクティビストへの圧力

この写真の左側のピンク色の人物は張累累（ハンドルネーム）です。2017 年 5 月、彼女が広州で「私自身が広告塔、歩く反性暴力」という公益活動と呼びかけました。クラウドファンディングで作った地下鉄広告パネルを背負って、30 日間生活し、その様子を個人の微博で発信したので



(図7)

です。さらに、10 都市で 100 人を超える女性たちが触発されて、「歩く広告塔」アクションに参加しました。このアクションは半ばで警察にやめさせられました。彼女も、私自身を含む彼女の仲間も、警察からの何度も嫌がらせを受けて、引っ越しを余儀なくされています。私たちは一年間に 5 回も引っ越さなければならなかったときがあります。写真の右側はまた、私が写っています。引っ越しをしているところです（笑）。一つすごく面白いことに気づきました。私は 2008 年に大学入試を通して成都から北京へ行きました。2015 年には女権五姉妹の事件のせいで北京を離れ、南方の一級都市である広州へ行き、2016 から 17 年の警察の嫌がらせによって、今度はまた広州から成都に戻りました。私が成都に戻った時、成都はもう全く見知らぬ新しい街に変貌していました。私のたどった軌跡は興味深いものです。中国ではフェミニズム運動が広がっていますが、同時にフェミニストが排斥されていきます、その広がりや排除の速度には相関があり、どちらも極めて速いのです。呂頻は 2015 年からアメリカに逃れています。彼女がアメリカに行った時、アメリカには中国のフェミニズムのコミュニティなどありませんでした。私たちは「新しい」土地を再び開拓することで、自分たちの仕事を続けなければなりません。

6. 権利擁護型、アドボカシー型の NGO の滅亡

次にお話ししなければならないのは、中国において、権利擁護型、政策アドボカシー型の NGO が消し去られつつあるということです。

中国では 2017 年、海外 NGO 管理法が施行されました。これは中国政府が好まないタイプの公益活動をしている団体の資金源を強く締めつけました。同時にこれらの団体と個人は簡単に「海外反中勢力」のレッテルを張られることになりました。今年、私たちは 2 つの公益団体が登録を取り消されるのを見ました。深圳のある団体はクラウドファンディングでなんとか命をつないだのですが、資金不足でつぶれそうになりました。コロナの影響は社会運動団体にも影響を及ぼしています。今年 5 月の調査では社会運動団体の収入が 46.2% 減少したと示しています。私がよく知っている別の団体は誰かに通報されたようで、職員が 24 時間の間拘留されました。

まだ必死に踏みとどまっていたり、方針転換や運動のやり方を変えて生き残ろうとしたりしている団体もあります。多くの団体は根本的なダメージを受け、ゆっくりと衰弱死させられています。他にも私たちと似たような経験をした人たちはいますが、発言しないか、声をあげようとしてもできない状況です。

7. 中国のインターネット環境の悪化と主流メディアの引き締め

皆さんご存じとは思いますが、中国のインターネットにはファイヤーウォールがあります。この壁は常に建設され続け、厚く、高くなり続けています。2014 年に google が排除されたのはその象徴的な事件です。

ネット検閲は毎年厳しくなり続けています。ネットの検閲は大きく分けて、消極的

な管理と積極的攻撃の 2 種類の方法が使われています。消極的管理方法には、投稿が表示されにくくすること、投稿の削除、アカウントの停止などがあります。どれも明確な理由なく行うことができます。文章が削除されたりアカウントが停止されたりすると、以前はみんな怒っていましたが。今では多くの人がみんな経験した、ありきたりの経験になってしまっていますが。2016 年ごろ、私たちの微博のアカウントの一つ「フェミニスト・パイは美味しいよ」（女権行動派很好吃）が停止されました。当時、アカウント管理者だったアクティビストの張累累は、新浪微博に対し訴訟を起こそうとしましたが、裁判所はこの案件を審理さえしませんでした。こうしたプラットフォームがアカウント停止・投稿削除を行う背後には、司法システムの暗黙の支持があるのです。

今年（2020 年）に入ってから、これらのネット検閲のやり方はどんどん些細な事柄に及び、奇妙なものになっています。プラットフォーム運営企業が、自己の商業的利益のために競争相手を排除しようとする例すらあります。例えば、中国の大富豪・劉強東に嫌疑がかかった強かん事件の場合、微博に投稿された事件の情報はあまり削除されませんでした。が、微信^{訳注5}に投稿したものは削除されやすかったのです。私たちは、劉強東と微博は仕事上の関係が深いため、利益共同体としての連携が密なのではないかと推測しています。

こうしたネット検閲が招いた結果の一つが、ネットの全てが敏感語^{訳注6}になるという現象でした。みんな「隠語」を使い始め、ピンイン^{訳注7}の頭文字で中国語を置き換え始めました。ネットを見るときには常に、ホットな話題にぴったりくっついていかなければなりません。でなければ、

ネットユーザーが何を話しているのか全く分からなくなってしまいます。後世の人が現在のネットを研究しようと思ったらものすごく苦労するでしょう。敏感な言葉が言語体系を捻じ曲げるのは、ネットに限ったことではありません。主流のメディアやドラマ、バラエティの自主検閲はさらに深刻です。つい先日、中国国内でもて人気のあるバラエティである歌詞に「彼をキックしろ」とあったのですが、字幕には「彼にキスしろ」と書かれていました。さらに字幕で、「キスしろ」の後ろに（彼を崇拜しろ）と補足がついたのです。こうした字幕の書き換えはしょっちゅう行われています。たまに、私はこのままでは中文が減びてしまうのではないかと心配になります。

消極的な管理のほかに、積極的攻撃があります。政府側は、多くの“水軍”を育成しています。“水軍”とは、ふつうのネットユーザーや消費者を装い、投稿やリプライ、ブログの拡散などで一般のユーザーに影響を及ぼす人たちです。何か異議を唱えたり、耳に痛いことを言ったりするような微博のアカウントには大量の水軍が群がってきます。水軍たちは暴力的な言葉を頻繁に使いますから、まともなネットユーザーは自分の考えを発言しなくなり、徐々に公開のプラットフォームから退出して比較的安全なネットの領域に引っ込んでいきます。主流の言説に合致する内容はそのまま掲載され、プラットフォームはそれをさらにより多くの人目に触れさせます。他の情報の回路はありませんから、こうしたやり方に多くのネットユーザーは影響を受けてしまいます。

積極的な攻撃の中には、計画的な誹謗中傷と、一部の政府の価値観からいって歓迎されないグループや個人へのネット暴力も含まれます。例えば“女権之声”があちこちのプラットフォームでアカウントを停止された後、“女権之声”のブランドと私の友人のフェミニスト・アクティビストで、先ほど申しあげた 2015 年の事件で拘留された“女権五姉妹”の一人・鄭楚然は、ある共産党青年団中央がバックにいる大手ウェブメディアのアカウント“酷玩実験室”のネット暴力にあいました。“酷玩実験室”は、女権之声と鄭楚然は国際的な売春組織をやっていると言い、フェミニストは中国の女性を扇



(図8)

動して中国人男性に対し不満を持たせ、白人男性に対しセックス・サービスを提供する仲介をしているとデマを飛ばしました。もちろん根も葉もない捏造です。例えば問題の文章には白人男性の写真が掲載され、彼らは買春客だと言っていますが、その中にイギリスのロックバンドのボーカルがいるのを見つけた人がいます。“酷玩実験室”が、ネット上から適当にとってきた写真なのでしょう。



積極的攻撃

プラカ：
鄭楚然が酷玩（クール・プレイ）実験室を提訴する
中傷をやめろ
女権の声の名誉を返せ

(図9)

鄭楚然は“酷玩実験室”を誹謗中傷で訴えました。文章の中には彼女の写真もあり、極めて容易に誹謗中傷だと分かる事件です。しかし、裁判所は専門家団体を組織し、一審では“酷玩実験室”は誹謗中傷をしていない、

という判決が出ました。私はおそらく勝訴の可能性は低いと思っています。

これは実は典型的なフェミニズム運動を貶めるやり方です。海外反中勢力、国家の統一を脅かす（香港独立派、台湾独立派）など、性を手段に民族主義に歯向かうという見方が特徴です。それから、フェミニストがテロリストを支持していると言われることもあります。中国のフェミニズム運動はテロリストの援助を受けているとか。本当に滑稽な話ですが、こうしたデマは中国でネットユーザーに広範に受け入れられています。こうしたレッテルを貼りさえすれば、ネットユーザーはすぐに激昂して、何も考えずにその話を信じ、攻撃に参加するということまで来ているのです。

8.2018年 中国のMeToo運動の爆発

こうした状況の中、私たちはとうとう2018年、MeTooの爆発を迎えました！2018年1月1日、羅茜茜が、彼女の博士課程指導教員の陳小武のセクシュアル・ハラスメントを告発するオープンレターを実名で公開しました。この事件は3月まで続きました。その間に、他にもいくつかの事件が明るみに出ましたが、特定の範囲の友人グループを超えて、羅茜茜のように注目されることはありませんでした。この時、MeTooは一つの醸成期にあったと言えます。

アクティビストたちは、引き続き組織化された活動をしていました。私たちは“母校に性暴力を防止する制度設立を求める1万人の公開書簡アクション”という、署名アクションを呼びかけました。おおよそ80あまりの大学の学生が、校長に対し連名の手紙を寄せ、母校に性暴力防止の制度を作るよう呼びかけ、9000人以上がこの活動に参加しました。恐るべき規模です。この過程には多くの学生が参加しました。最も多く参加したのは卒業生たちで、卒業しているにもかかわらず

(アクションに参加したこと) 学校からハラスメントや圧力を受けました。アクションに参加した人たちを見ると、参加者たちはおびえてはいませんでした。多くの人はそういうことが起きるだろうと予測していましたし、危険の度合いを判断し、それに対応する力を持っていました。

私たちがこの署名運動を行っているとき、女権之声の創設編集者・呂頻が心配して、



——2018MeTooの爆発

私は実名で北京航空大学教授、長江学者の陳小武が女子学生にセクハラをしたと告発する



プラカ 張奕奕 張奕奕がキャンパス性暴力防止キャンペーンの標語を掲げている

(図10)

「この運動は最終的に調整の仕事を担当していたアクティビストの張累累が”責任を取らさせられ”て、また以前のように引っ越しをせざるを得なくなるか、あるいはもっとひどい目にあうかもしれない。そうでなければ”女権之声”のアカウントが”責任を取らさせられる”ことになるかもしれない」と言いました。予想通り、3月9日の深夜2時、@女権之声はアカウントを停止されました。これもアクティビズムを牽引してきた組織が絞殺されるという、先ほどの事例の一つです。

図10の右下の写真は私たちが行った女権之声のお葬式です。続く7月23日、公益団体業界で間欠泉のように、多くのMeTooが起きました。

公益圏でこれほどの事件が明るみに出たというのは、公益団体業界が中国で最も危険な業界だということではありません。どちらかと言えば公益団体業界は比較的ウーマン・フレンドリーな雰囲気があり、多くのフェミニズム団体も公益団体の業界に属しています。ですから、MeTooの影響が比較的大きく出たのだと考えるべきです。当事者が名乗り出たときも比較的多くの支持を得られるでしょう。その後、MeTooの範囲はメディア業界や宗教界、芸術界へと広がりました……。市民運動の業界から始まって、そこで支持を得られたために他の領域へ拡大していったのです。写真のタトゥーは名乗り出た被害者の一人が、MeTooした7月23日を自分の生まれ変わりの日だとして記録したものです。



曝光时间	指控事件	当事人	更新时间
2018.07.20	2012或2013年, 举报人负责接待时, 在房间内被袁天鹏试图性侵犯	袁天鹏	2018/8/2
2018.07.23	多名当事人相继指控在2009-2015年间, 遭邓飞性骚扰或试图强奸	邓飞	2018/9/27
2018.07.23	2015年参加“亿友”所组织徒步活动的志愿者, 在途中遭雷阔性侵犯	雷阔	2018/7/30
2018.07.23	7.23以来, 已有30多位网友发文或留言发声曾被张锦雄性骚扰/性侵犯	张锦雄	2018/8/3
2018.07.23	多位公益从业者公开举报冯永锋曾性骚扰员工、实习生	冯永锋	2018/8/4
2018.07.24	网友举报刘国强性骚扰	刘国强	2018/8/5
2018.07.25	两位公益人举报曾遭周宗村性骚扰、性侵未遂	周宗村	2018/8/22
2018.07.25	WWF前员工实名举报在2016年曾遭上司周非性骚扰	周非	2018/8/23
2018.07.26	一位媒体人匿名举报2012年曾遭霍庆川性骚扰	霍庆川	2018/8/22

(図11)

MeTooは多方面で突破口を開きました。なぜこれほどMeTooが影響力を持てたのでしょうか。

(1)政治的な対抗性が比較的に弱いこと

このテーマはまだそれほど政治的に敏感ではなく、政治的対抗性が比較的に弱いといえます。これはMeTooにとって大きなアドバンテージです。

(2)MeToo運動の方式

次に、このMeTooというのは個別の場所が爆発していくような運動です。ですから「背後の黒幕をとらえる思考形態」の治安維持システムでは捕捉することができません。誰も次に名乗り出るのが誰で、告発されるのが誰なのかを知らないからです。性暴力が中国社会に広まっている限り、MeTooを防ぐことはできないのです。

呂頻は、以前MeTooは脱中心化された運動だと言いました。しかし、台湾のある研究者は、加害者の視点から見れば中心はあると言っています。こうした権力と資源をもつ人が告発されれば、より広い関心を集めますから。治安維持システムは、MeTooの源泉を断つことはできません。加害者という元を断つことはできないのです。加害者たちは治安維持システムが守るべき人たちのからです。

アクティビズムを先導する NGO には弱さがあります。職員を守らなければなりませんし合法性を必要としているので、簡単に悪魔化され、「海外反中勢力」などとレッテルを張られます。ですが、この治安維持システムと誹謗中傷のやり口は被害当事者に対しては通用しません。実際、被害者の中で治安維持システムに脅かされた人たちもいますが、事件の注目度が高いほど、警察の行為はさらなる怒りを引き起こします。

(3)被害者の訴えが、加害者個人に対するものであること

大きな政策や制度、法律の改変を求めるアクションよりも、MeToo の個別案件というのは実現しやすい目標を持っています。加害者が大きな団体や学校に属していた場合、組織は加害者を切り捨てることを選ぶ傾向があります。それに、加害者が支払う代償はここ数年の粘り強い交渉を通して、少しずつ重いものになってきています。2018 年の最初期 MeToo 事件の陳小武は「修士課程指導の取消、教師職の停職、教師資格の停止」で、2019 年の銭逢勝のセクハラ事案では「免職処分、教師資格の取消」でした。大学や体制の中では、性暴力加害者は比較的処分されやすいといえるでしょう。しかし、そうだとでも客観的に言えば、加害者が支払った代償は依然として極めて小さいと言えます。

(4)個人化したストーリー

現在の個人メディア環境の中では、個人化された語り、血肉のあるストーリーが拡散されやすいです。消え去っていく声を捕捉することは、大衆（特に女性）が日常の中で感じているプレッシャーを吐き出す一つの感情の出口になります。悲惨な出来事の単なる消費や怒りの表出とは異なり、MeToo 事件に注目し転載していくことは建設的な行為で、それによってよい結果を導くこともできます。個別の案件が長期的に積み重なっていけば、文化や制度さえ変えることができるかもしれません。

(5)MeToo を SNS の注目の話題にとどめるための相互反応

以上のことは、しかし、MeToo を広めることが簡単だと言っているわけではありません。多くの MeToo の当事者の訴えは削除され、ある人たちは加害者に通報されました。そして、多くのメディア・プラットフォームは、自発的に権利擁護に関する情報を削除してしまいます。そのうちの一部は性被害のテーマに関心のあるネットユーザーによって“掘り”あげられます。例えば、画像に変換した情報を転載し続けるというやり方で。

MeToo もまた、中国のインターネットの暗号コミュニケーション文化に適応しました。

例えば、MeToo が封殺されたのち、アクティビストたちは“米兔”という言葉を使い始めました。中国語の同音で表したもので^{訳注8}、“米兔”もまた暗号の一つです。『房思琪（ファン・スーチー）の初恋の樂園』^{訳注9}は、少女が教師から性暴力を受ける小説です。その後、“房思琪”もまた暗号になりました。龍泉寺の住職は多くの女性にセクハラをしていたことが明るみに出ました。龍泉寺の中にいた多くの僧侶はみな、中国の最もいい大学の博士課程出身者ですから、この事件を白日の下にさらすため論文執筆で培った能力を発揮して、証拠を 95 ページの PDF にまとめました。この事件がネット検閲にあったときには、“95 ページの PDF”というのが代替りの暗号になりました。

(6) オンラインの話題運営

こうした全てのプロセスにおいてフェミニスト・アクティビストたちは、意識的、主体的にネット上の 이슈をハンドリングし、伝播し、つなぐ仕事をつづけました。

次の写真は、#MeToo という標語が中国で使用禁止された後に、アクティビストが作った#米兔在中国#（MeToo は中国にある）です。右下は、私が先ほど述べた中国の富豪・劉強東が性暴力の嫌疑をかけられたのち、被害女性の jingyao が立ちあがってアメリカで劉を訴えた写真です。この事件はアメリカで起きたのでした。写真は裁判の前に jingyao の支援者たちが裁判所の前で取った集合写真です。支援者たちは#私も完璧な被害者じゃない#（我也不是完美受害者）というプラカードを掲げています。

劉強東は編集された映像を使って、jingyao が性的な誘惑をして自作自演をしているのだと陥れようとし、多くのネットユーザーは、なぜ jingyao が酒席での劉強東とのやり取りをさっさと終わらせなかったのか理解できませんでした。#私も完璧な被害者じゃない#という語りは、人々に女性が権力関係の中で困難な状況に置かれること、他人が想像するような完璧な反抗などできないことを議論させました。

2018年にMeToo運動が爆発してから法律が少し変わりました。この変革はもちろんMeTooだけによるものではなく、長年にわたる女性の権利擁護の活動家たちがあらゆる方面で推進してきたものです。民法典の草案にも、「セクシュアル・ハラスメントの責任に関する争い」の訴因が追加されました。

これはセクシュアル・ハラスメントが独立した訴因として成立した後の、中国で初めての勝訴例です。成都のあるソーシャルワーク団体の代表・劉猛が2人の女性のソーシャル・ワーカーにセクハラ行為を行い、その

うちの一人が訴えました。裁判所は劉猛の行為はセクシュアル・ハラスメントを構成すると認定し、被害者に向かって口頭と書面で謝罪し、賠償せよという判決を下しました。被害者の精神的被害も認めましたが、精神的被害による損失に対する賠償は認めませんでした。セクハラという犯罪のコストはずいぶん低く見積もられたと言えます。それでもしかし、これは最初の一步です。他の事件はまだ進展が見られない状況ですから。

ここまで、MeTooのいい点について話してきました。しかし、このような状況下で起こったMeToo運動には、やはり環境に起因する多くの問題があります。

MeTooはインターネットでの表示回数と、メディアの拡散効果に多くを依存しています。したがって、ごく少数の拡散の法則に当てはまる（ストーリー性が強く、加害者が有名人であるなど）ニュースだけが注目を得られます。私をメンションして転載の助けを求める人は常にいますが、転載してもホットな話題にはなりません。注目を得られたとしても、微博のトレンドの上位数人に入って、やっと彼女の求める救援に少し助けになるかもしれないという程度です。

こうした状況では被害者への要求がとて多くなります。被害者は一定の個人メディアの拡散力を備え、自分の被害経験を書き出すだけではなく、明晰に正確で理路整然と表現し、タイトルは痛いところをついていなければなりません。自分の心理状態をわきに置いて、読み手のニーズに合わせなければなりません。支援を求めるある人は「無罪を訴える銅鑼

を鳴らす」表現方式を用いたり、または加害者への怒りを前面に出したりします。この気持ちはとてもよく理解できますが、拡散という点では全く効果がありません。ですから、SNSのテクニックだけでなく、心理的な負担もとても大きいのです。

名乗り出た後に被害者が直面する圧力は巨大です。攻撃的な言論や完璧な被害者を求める過酷な要求が全て被害者の身に降りかかります。私はこれを「歴劫（りゃっこう）」¹⁰と呼んでいます。中国の古代神話の中で、仙人になる修行の肝心のところで差しかかると雷に打たれるというのがあります。例えば、七七四十九階の雷にうたれようと耐え抜けば神仙になれるが、そうでなければ成否を問わず大きなダメージを受け



(図12)

性骚扰成为独立案由后，首现胜诉判决



(図13)

るという設定です。性暴力被害者の権利擁護というのは、私をそんな修行を見ているような気分させます。

法的結果を得るために、多くの被害者は警察に通報します。派出所に被害届を出すのも、また雷に打たれる修行です。私が以前、一人の被害者が通報するのに付き添った経験ではそうでした。私は隣に座って、警察が切れ味の悪いナイフで被害者の傷をえぐっていくような手続きの全てを見ていました。

被害者は、サポートと資源が極度に不足した状態に置かれ、自分自身と身近な友人に頼るしかありません。今はボランティアが多くなってきて、みんな手弁当で、仕事の後の時間を割いて手伝っています。私自身もそんなサポーターです。私は自分が全く専門性を欠いていると知っています。状況が私の能力を超えているときもあります。拡散、心理サポート、法律、性暴力被害事件をフォローしていくこと、どれも多くの経験と問題についての理解を必要としています。他者を支援するというのはとても難しいことです。善良な初心があれば事足りるものではありません。

運動が脱中心化され、公益団体が不断に弱体化させられた結果の一つは、MeTooの被害者が孤立し、サポートを欠いているということです。被害者はサポートシステムを持たず、被害者を支援する人たちもサポートシステムを持ちません。ですから、とても簡単に傷つき燃えつきてしまいます。こんな風に言っていていいでしょう。中国では性暴力問題への幅広い関心の高まりは、性暴力被害者が血の涙を注いで育てたものだと。

こうした個人メディアと個別事件に深く依存した運動の携帯は、被害者に極めて高いプレッシャーをあたえます。被害者が一言間違えたことを言えば、また、関心を持つ広い層の理解を超えたことを言えば、フォロワーたちは自分が傷ついたと感じ被害者への攻撃に転じることすらあります。例えば、李陽のDV事件の被害者 Kim はサンクス・ギビングのときに李陽を許すと言いました。彼女の発言はむしろ自己を許し、自己と和解することに重きを置き、DVは絶対に許さないという内容だったにもかかわらず、ジェンダー問題に関心を持つ多くのネットユーザーの激しい不安と、Kim への攻撃を引き起こしました。

多くの道がふさがれてしまったため、今や大衆がこの問題に触れ、少しでも参加するために歩めるのは、華山の危険な山道^{訳注 11}しか残っていません。たった一つ石が転がり落ちるだけで、みんな運動は終わりだと思ってしまいます。呂頰が言うように、「(運動の)外延がとても広く、中核は極めて狭く、フォロワーは多く、しかし注目される論点は極めて少ない」という状態です。ものすごく異常な状態です。ですが、これも確かに私たちの現在の環境の産物なのです。

9. オンライン運動の欠点

私たちはインターネットが、中国において前代未聞の規模までフェミニズム運動を広げたことに感謝しています。そして、インターネットが私を皆さんに合わせてくれたことにも感謝しています。それでもなお、私たちはオンライン運動の欠陥に直面せざるを得ません。オンラインの環境がゆがめられ、オフライン空間と運動団体が極度に縮小した状況ではなおのことです。オンラインの運動は 이슈の拡散力は極めて強いのですが、そのテーマを深く追及するのは難しい。時には話題が偏向していつてしまうことも多いです。運動がアドボケートしてきた理念と全く正反対の理解をされてしまうことすらあります。

具体的な事件について、オンラインの注目が助けになる範囲は極めて限られています。依然として最も重要なのは、証拠がどれだけ保存されているか、事件を扱う警察や裁判官が性暴力についての知識を持っているかどうかです。例えば、先ほど私がお話した#MeTooで勝訴した最初の事



(図14)

件は、決して最も注目を集めた事件というわけではありませんでした。ですから、非常に注目されている被害者たちは、実はその被害経験と彼女たちが大変な圧力に耐えながら行った仕事によって、社会全体に貢献しているのです。これは私たちがはっきり認識すべき点です。ある種の性暴力被害に関心を持つ人たちは、自分はリツイートや転載することで大変な手助けをしているというような、なにか施しをしているような気持ちになっていることがあります。まるで被害者が自分に借りがあるように勘違いし、被害者に対して多くの非現実的な要求をするのです。

それと同時に、この毒された環境は、運動に反逆することもあります。

最近、友人の呂頻がとても奇妙な経験をしました。彼女は北米で中国のフェミニズム・コミュニティを運営しています。彼女が参加している北米に留学した中国の学生たちが作った微信グループで、ある女性 A が別の女性 B が以前自分にセクシュアル・ハラスメントをしたと言い、呂頻に B をグループから追い出すように言いました。女性 B は、当時 A が先に自分にハラスメントをしたのだと言いました。当時、女性 A は 16 歳、女性 B は 14 歳で、A の家庭環境は B に比べてかなり恵まれていました。呂頻は自分がグループの主催者ではなく参加者にすぎないので、これについて自分は判断できないし判断する権利もありませんでした。

これはもともとは小さなつまらないことでしたが、呂頻とグループ主催者は A からセクシュアル・ハラスメントをかばっていると責められました。A はかなり影響力のある“中学生哲学愛好家”という個人メディアのアカウントに連絡し、さまざまな言い方でこの事件を大きくしました。さらに、インターネットで比較的有名なある人が便乗して、呂頻は何人も強かんした強かん犯をかばっていると、誹謗中傷しました。別の理由で呂頻を嫌っている人たちや反フェミニスト、反 MeToo、政治的にフェミニスト運動を貶めたい人たち、あるいはもっと単純にフェミニスト・アクティビストは嘘つきで悪い奴だと確かめたい人たちが、みな一気にこの話題に入ってきました。この事件のせいで私たちは 1 ヶ月も振り回されました。

なぜこの話をしたかという、インターネットの拡散というのはスローガン化し、断片化してしまうということなのです。私たちが“被害者を信じる”というときに、その目的はレイブ・カルチャーの中で被害者に着せられる汚名と攻撃に反撃することです。被害者が名乗り出るといことは容易ではないのです。ある人たちは、それをとても機械的に、誰かが“被害者”だと言えば、全てのフェミニストが彼／女のいう全ての言葉を信じて解釈しています。恐ろしいのは、多くの人の理解水準がこの程度で、こうした言い方が大好きだということなのです。また、多くの人々は #MeToo は言葉の裁判、スローガンをよりよく叫んだ者が勝ちなのだ と誤解しています。MeToo というのが実は証拠への要求が極めて厳しい、最も難しい告発の形態だと知らないのです。私たちは MeToo を支持している人たちはみな共通認識を持っていると考えています。ですが、それは違います。私たちはおそらく、スローガンを共有しているだけなのです。

ゼイナップ・トゥフェックチー^{訳注 12} という研究者が **Online social change: easy to organize, hard to win** という講演の中で以下のように述べています。オンラインの社会運動は非常に声が大きいように見えるが、実際の効果がいいとは限らない。この講演の中で、あるトルコの政治家が成功したのはお茶を飲むときに砂糖を入れなかったからだという話が紹介されています。トルコで誰かを訪ねてお茶を飲まないことは礼儀に反しますが、彼は一日にたくさんの人を訪ねて毎回お茶を飲まなければなりません。もし毎回お砂糖を入れていたら大変な糖分の取りすぎになってしまいます。この話が意味するのは、オフラインでの反復的な堅実なコミュニティでの仕事が、インターネットが発達し、社会運動が高度に SNS に依存した現在でも極めて大事なことなのです。

中国のフェミニスト運動はますますインターネット、ことに個人メディア



(図15)

アに依存しています。これは私たちが直面しなければならない挑戦です。こうした運動は極めて貧しく、さまざまな資源を欠き、アクティビストが排除され、脅かされ続ける状況に置かれています。私たちはそれでも深みのある反省的な情報を生み出す努力をし、海外留学生のコミュニティを開拓し、ゲリラ部隊のようにオフラインでの活動をしています。

例えば、ある人は断片化されたインターネットの情報を一冊にまとめました。あるフェミニスト・アクティビストたちと芸術家たちは5回にわたるMeTooの展覧会を行い、この全面オンラインの活動に関心を持つ人たちに、オフラインで出会い、参加する機会を作ろうとしました。

広州に残っている私のフェミニストの友人たちは、登山グループを作りました。広州の警察の管理が厳しくなってきたので、オフラインの活動をすることがとても難しくなってきたのです。しかし、山では彼女たちは自由に出会い話すことができます。このグループの名前は“在野”と言います。ある種の野性的で生命力があり、不断に開拓する精神を示す名前です。私はこの名前が大好きです。私は中国のフェミニズム運動も植物と同じで、地面の上で不断に刈り取られても、不断に新しく茂る場所を探し出すのだと思っています。そしてもっと大事なことは、地下で私たちが深くしっかりと根を張り、絡み合い、つながっていくことなのです。

訳注 1) 流氓(りゅうぼう)は、ごろつき、ならず者の意。

訳注 2) 「女権之声」は、呂頤らが設立した中国のフェミニスト・メディア。

訳注 3) 女権は中国語でフェミニズムの意。

訳注 4) 女権五姉妹(フェミニスト・ファイブ)と呼ばれた若手フェミニストたちの逮捕事件。

訳注 5) 微信(WeChat)、Lineなどによく似た中国のメッセージアプリ。グループチャットや、個人の日記投稿で社会的な 이슈をシェアすることにも使われている。

訳注 6) 政治的に検閲される言葉。

訳注 7) 中国語の発音記号。

訳注 8) 発音記号(ピンイン)で表記すると、中国語の“米兔”は“mitu”で、MeTooと発音が似ている。

台湾の作家・林奕含による小説。刊行後に作者が自殺し、「実話をもとにした小説である」と書かれていることから社会的注目を浴びた。日本では『房思琪(ファン・スーチー)の初恋の樂園』として2019年に白水社より出版。

訳注 10) 歴劫修行。劫は仏教用語で永遠に近い長い時間。歴劫とは、輪廻転生を繰り返しながら修行すること。

訳注 11) 華山は陝西省にある道教の聖地・修行場として知られる五名山の一つ。崖に狭い板をはりだした長空栈道など、中国一危険な登山道として有名である。

訳注 12) 著書の邦訳に『ツイッターと催涙ガス: ネット時代の政治運動における強さと脆さ』(2018、Pヴァイン)がある。

(翻訳・編集・構成 熱田敬子)

主催
マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと
社会運動の
現在 (いま)  



3. **2020 / 9 / 23 (水) 19:30~21:30**
「香港における社会的葛藤と性暴力
(Social Conflicts and Sexual Violence in Hong Kong) 」
 講師: 香港女性団体アドボケイター
 言語: 英語 (日本語通訳あり)

第3章 香港における社会的葛藤と性暴力

話者プロフィール

Kay

香港のジェンダー平等に関心を持つアクティビスト。ジェンダー・性暴力に関する法的改革などを進める活動をしている。

本日は発表の機会をいただきましてありがとうございます。Kayと言います。今日は昨年香港で起きた、社会運動におけるジェンダーに基づく性暴力に関する話をさせていただきます。

皆さんも昨年2019年6月から、香港で逃亡犯引き渡し条例反対運動が起きたことをご存知だと思います。それまで香港では行われていなかった中国本土への引き渡しが、新しく条例の中に入れられることになりました。その中国本土と香港における、法的措置の違いということから、大変強い反対運動が起きました。

基本的には香港の人たちはとても恐怖を感じています。香港住民と香港訪問者が中国本土の法的システムにさらされることになってしまい、香港が持っている自律性や自由を弱体化させ、侵害することになります。

2020年の始まりまでこの反対運動が続き、あまりの運動の強さのためこの改定案は中止となりました。ここから先、運動と呼ぶときには、昨年以來、抵抗とデモの方法を変化させてきた、逃亡犯引き渡し条例反対運動を指します。

この運動の間に深刻な性暴力というのが、本当に公的な場所で見られるくらい一般化していきました。

そこで香港における女性の性暴力に関するある団体が一般の人に向け、性暴力に関するオンライン調査を行いました。この調査によれば、この運動に関する場面で、性暴力を受けた人たちは67名に及びました。その結果をこちらのパワーポイントで示しています。

図2の表1にあります、そのうち58名が女性で、9名が男性でした。表2の方に回答者の自己認識がありますが、こちらでみて分かるように多くの人々が、自分は反対運動の参加者であると認識しています。



(図1)

Table 1
Gender of respondents (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
Female	58
Male	9

'Anti-ELAB' Sexual Violence Experience Online Survey
(Association Concerning Sexual Violence Against Women, 2019)

Table 2
Identity of respondents (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
'Anti-ELAB' participant or protester	52
Pro-government or pro-establishment supporter	1
Journalist or photographer	1
Paramedic	3
Passing by / resident of the neighbourhood	23
Others (e.g. netizen)	5

Source: <https://rainlily.org.hk/eng/news/2019/11/release>

(図2)

'Anti-ELAB' Sexual Violence Experience Online Survey
(Association Concerning Sexual Violence Against Women, 2019)

Table 3
Type of experienced sexual violence (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
Unlawful Sexual Intercourse out of threat or intimidation	3
Attempted sexual assault or a rape threat	16
Unwelcome bodily contact	26
Threat and attempt to indecent bodily contact	21
Forcefully expose your inner garment / sensitive area	9
Insulting, intimidating, and provoking words with sexual intention	54
Lascivious or unpleasant gaze (leering)	25
Upskirting and other forms of image-based sexual abuse	9
Online distribution of personal information (doxing), and personal attack with sexual connotation	11
Police's frisk search and/or strip search involved with officers or individual(s) of opposite sex	12
Others	8

Table 4
Identity of the accused perpetrator (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
'Anti-ELAB' participant or protester	5
Pro-government or pro-establishment supporter	28
Rideshare driver or rideshare pretender	2
Police or other law enforcement officer	32
Triad member	9
Passing by / resident of the neighbourhood	17
Netizen	9

Source: <https://rainlily.org.hk/eng/news/2019/11/release>

(図3)

こちらの図 3 の表 3 をみて分かりますように、一番多かった性暴力の種類というのが 54 名いる、性的な意図を持って行われた侮辱、威嚇、挑発で、これに続いて多かったのが、本人の望まない身体的接触であったことが分かります。そして 16 名の方が、上から 2 番目に示されているように性的な暴行やレイプの未遂といったものを経験しています。

そして私たちが注目しているのは一番上にあります通り、3 名の方が威嚇または脅迫による違法なセックスを経験してしまったということです。表 4 は加害者のアイデンティティについてですが、32 名が警察またはその他の法執行官による性暴力を受けたと答えています。

次のページ図 4 の表 5 の方を見ていただきますと、回答者が性暴力被害経験に対してどう対処したかということが書かれています。

ここでみて分かりますように、警察に届け出を出したのはたった 2 人でした。表 6 ではなぜ警察に届けなかったかということを知っています。こちらで見て分かる通り、警察に届け出ても、きちんと効果的に対応されるとは思えなかったと回答しています。また、(加害者ではなく)自分の方が冤罪で逮捕されてしまう恐れがあったということも回答しています。つまり彼/女たちは警察の、合法性に信頼を置くことができなかったということになります。

また、加害者に関する情報を被害者が十分に持っていなかったため届け出られなかったと回答している人も居ました。27 名の方は加害者本人が警察官、法務執行官であったから恐怖と不安を感じたということも答えています。この調査から香港の人々が警察への届け出について非常に消極的になっていると言えると思います。そしてそれよりもひどいこととしては警察官自身が加害を行ったという事実そのものが挙げられると思います。実際に運動の中において、警察による参加者へのジェンダーに基づく暴力があらこちらで起きていたということがメディアでも報告されているところで、左側の写真では、運動参加者が警察に逮捕されています。

'Anti-ELAB' Sexual Violence Experience Online
(Association Concerning Sexual Violence Against Women, 2019)

Table 5
Ways of coping (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
Shout or Scream	22
Seek help from social service agency / legislator / lawyer	2
Contact website moderator	5
Escape	12
Pretend nothing happened	11
Stare at the perpetrator	20
Recording the perpetrator's face or other evidence with camera	4
Seek-help from other protesters or citizen	20
Response with force	1
Report to the police	2
Did not know how to respond	24
Others (e.g. engage perpetrator in a rational discussion, reprimand)	10

Table 6
Reasons of NOT reporting to the police (Multiple Options) (N=67)

	Frequency
Considered the matter is not responsible by the police authority	11
Considered police's handling would not be effective	52
Worried of getting arrested for other offences	38
Worried of persecution by other law enforcement agencies or unknown persons	32
Lacking perpetrator's information	35
Considered there were other ways to handle the case	1
Did not want to magnify what happened	8
Tried to call 999 but call was not picked up	1
Perpetrator was a police or other law enforcement officer	27
Lacking confidence in police's ability to enforce the law	38
Others (e.g. privacy concern)	3

Source: <https://rainliv.org.hk/enz/news/2019/11/release>

(図4)

この逮捕された女性には警察がスカートや下着を取り去って運んだため、彼女の性的な部位が長時間、公的な場所、メディアで晒されてしまいました。このことに警察官は気付いていても、女性も下着を直したいと申し出たにもかかわらず、警察は応じませんでした。右側の写真でも同じような状況が起きています。こちらでは運動参加者の女性のブラジャーが見えるような形になってしまっています。

Exposure of female protesters' underwear/private parts during the arrest

The police barred the protestors from fixing their clothes, seriously violating their dignity



4 Aug 2019, near Tin Shui Wai District Police Station



12 June 2019, in Legislative Council Building

Source of photo:
https://orientaldaily.on.cc/ent/news/20190806/00176_015.html
<https://hk.appledaily.com/local/20190626/BI5EWSVIMDD6JHWF2G4MNU3AE/>

(図5)

このような逮捕を行うことは、女性の参加者に屈辱的な経験を与える意図が存在していると考えられます。そして女性の参加者に、再び街頭に出れば同じような被害を受けるかもしれないという抑制・妨害効果、メッセージを与えています。ですから私たちは、警察という公的権力を持つ機関の性暴力に非常に懸念を感じています。彼らの権力の乱用については必ず監視し、モニターしていく必要があるだろうと思います。ここからさらに深刻なジェンダーに基づく暴力の事例として、脱衣検査が行われたケースについて扱っていきたいと思います。ここで私が紹介したいのは二つのケースです。一つはルイさんという方の事例で、もう一つはワイさんという女性の事例です。まずルイさん（仮名）について紹介します。彼女は去年、警察の手続き違反であるような、屈辱的な不必要な脱衣検査をされたことについて警察を訴えています。記者

会見において彼女は弁護士とともに、警察が彼女に犯したことを申し立てました。この写真が記者会見のもので、記者会見でルイさんは警察によって実施された脱衣検査について、詳細な証言をしています。ルイさんは警官によって下着を含めた全ての衣類を脱ぐように命令されました。非常に不必要で不合理、屈辱的でした。

下の写真に写っている男性は弁護士のチャンさんですが、彼が言うには警察は、ルイさんが逮捕された理由とは全く関係のない、何か薬物所持などに関する理由で身体検査する必要があったと述べているとのこと

この場合において、ルイさんの脱衣身体検査は不必要でありました。チャン氏が説明するには、ルイさんは勾留されたときに身体検査をするために必要な署名をするように言われたそうですが、ルイさんはそれに署名をしないと拒否したということです。それに、チャン氏は、ルイさんにはそもそも選択などできなかったと言います。書類のサインは身体検査をする前に行うべきなのに、彼女は終わった後に署名をしろと言われたからです。

こういったことから弁護士は、ルイさんを辱めることが唯一の目的であるような身体検査であり、他の調査のためではなかったことを示しているだろうと述べています。

このルイさんの話を聞いた後に、そういった経験をしているのは自分だけではないと気づいたのがワイさんです。彼女も同じような脱衣検査を受けていました。そこでワイさん（仮名）も公的な場で自分の経験を話す機会を持ちました。以下に述べるのが、ワイさんが経験した留置所における脱衣検査のことです。そのときの彼女の経験について読んでいきたいと思います。

私は逮捕された後に 2 人の女性警察官によって留置場に連れて行かれました。その留置所には男女どちらの警察官も自由に出入りしている様子でした。検査は留置所で行われ、格子越しに中の様子をはっきりと見える場所でした。プライバシーというものはありませんでした。

女性警官の一人が私に向かって、身体検査をするから全部の衣類を脱げと怒鳴って命令しました。私は正当な理由があるのかを聞きました。それに対し、彼らの答えは断固としていて、ここは裁判所なので身体検査はできる限り厳しく行わないといけな

いと言いました。警察官たちは私が法的な知識、正しい手続きについての知識を持たないことを利用して、好き放題にしました。私に屈辱を味わわせ、人権を奪うようなことをすることで彼らは満足していました。私はひどく侮辱されたと感じました。検査が終わった後も女性の警官は私の衣類をすぐに返すことなく、代わりにしゃがんで立つという動作を 3 回しりと命令しました。私はすぐに衣類を着たかったのでその通りにしました。しかし、警官たちはそれでは満足せずもう一度動作を繰り返すように命令しました。結局私は 5 回も繰り返させられましたが、警察は 3 回分しかカウントしませんでした。実際、このような命令は不合理で不必要なことでした。

女性警官は最初に私の体を検査しましたが、武器のようなものは見つけれません



(図6)

Unnecessary strip search
Ms Lui (pseudonym) accused police of conducting a humiliating and unnecessary strip search in violation of protocol, at a press conference (2)



(図7)

Unnecessary strip search
Ms Lui (pseudonym) accused police of conducting a humiliating and unnecessary strip search in violation of protocol, at a press conference (3)

In the press conference, the lawyer Mr. Benson Chan criticized, any searches should have been conducted before, but not after, charges were made.

Lui was requested to sign the custody search form to show her agreement to strip search. Lui, however, refused to sign. The Benson Chan criticized, 'If this is a choice, Lui could choose to reject. But why did the officers ask her to sign the form after the search, instead of before the search?' He inferred that the search was done solely for the purpose of humiliating Lui, not investigation.



(図8)

でした。そもそも私自身が麻薬に関する罪を犯したわけでもなく、体の中にドラッグを隠しておくということも不可能でした。これは、私に人間として扱われていないと感じさせる出来事でした。身体検査の前に同意書の類は一切受け取っていませんし、署名もしていません。後に弁護士から聞いて、これは不合理的で違法なことだと分かりました。これがワイさんの証言です。

この2人の事例から実際に警察で行われていることが示されたかと思えます。そうして香港では、こうしたことに関する警察による手続き（プロトコル）、警察任務一般規則と呼ばれるものがあります。

このプロトコルにおいて、勾留されている人々のプライバシーに関わるものとして、検査を実施するに当たってプライバシーが守られている場所で行われるべきということが定められています。検査を実施する担当官以外は検査をしている様子を見られないような場所でしか実施してはいけないということになっています。そして身体検査が行われる場所のドアは鍵がかけられており、誰もアクセスできないように制限することが定められています。

先ほどのお二人の話の思い出してください。彼女たちが裸での身体検査が行われた場所は全くこのようなプライバシーが守られておらず、出入りに制限はありませんでした。そして身体検査が行われた部屋は、近くを歩いている人も中を覗けるようになっていました。また検査を受ける方の衣類についてですが、規則によると一度に全ての衣類を脱ぐように命令してはいけないと定められています。

11番の項目に書かれていますように、身体検査を懲罰のために実施することがあってはならないと定められています。特に下着を脱ぐよう

Violation of 'Police General Orders (Chapter 49 Persons in Police Custody)' (1)

Manner in which a Custody Search is conducted.

9. Custody searches shall be conducted by police officers as follows:-

- (a) only officers of the same gender as the detained person will be present when a custody search is conducted;
- (b) only officers of the same gender as the detained person will conduct the custody search;
- (c) at least two officers of the same gender as the detained person will be present;
- (d) the custody search will be conducted only in an area offering privacy; and
- (e) the custody search will be conducted in a search room within the report room designated by the DVC or equivalent, which is not in view of persons other than those officers required to carry out, witness or supervise the custody search. The door of the search room where the custody search is conducted shall be locked or the access restricted during the search. Such room(s) shall be equipped with a proper lock to ensure unauthorized persons cannot enter during a custody search. If the door is fitted with a glass panel, a blind shall be installed to ensure persons outside the room cannot see inside.

Source of photo:
<https://www.police.gov.hk/info/doc/pgoen/Eppo049.pdf>

(図9)

Violation of 'Police General Orders (Chapter 49 Persons in Police Custody)' (2)

10. Where clothing (including underwear) is to be removed, officers will:-

- (a) not require a detained person to remove all clothes at the same time, e.g. a person whose clothing above the waist has been removed should be allowed to put the clothing back on before removing clothing below the waist;
- (b) conduct a custody search as quickly as practicable; and
- (c) allow the detained person to put the clothing on as soon as the custody search is complete.

11. Custody searches are never to be used as a punitive measure. In particular, a custody search involving the removal of underwear shall not be conducted routinely but only in circumstances with strong justification.

Source of photo:
<https://www.police.gov.hk/info/doc/pgoen/Eppo049.pdf>

(図10)

Violation of 'Police General Orders (Chapter 49 Persons in Police Custody)' (3)

Custody Search Form (Pol. 1123)

7. Prior to a custody search, the Duty Officer will ensure that a copy of the 'Custody Search Form' (Pol. 1123), in the language of the detained person if a translated copy is available, which clearly sets out the rights and entitlements of persons to be searched before being detained in a police detention facility is served on the detained person. The contents of the Pol. 1123 shall be explained, as far as practicable in the language that the detained person speaks, and the detained person shall be invited to sign the Pol. 1123 in acknowledgement. A new Pol. 1123 will be used for subsequent custody searches, if any. A copy of signed Pol. 1123 will be provided to the detained person for retention whilst in police custody, provided that the detained person does not have suicidal tendency. A copy of the Pol. 1123 is at Annex A.

Source of photo:
<https://www.police.gov.hk/info/doc/pgoen/Eppo049.pdf>

(図11)

なことは日常的な検査の中で行うものではなく、正当性が強く示される場合のみ行うことが明確に示されています。

もう 1 点警察による権利の制限についてお話ししたいことがあります。それは身体検査を行うときに、必ず検査を受ける側が持つ権利について明記された書類を渡す必要があるということです。まず、身体検査を行う前に勾留者の身体検査のための書類が必ず渡される必要があります。それは同意書と同じものです。また、その勾留されている人に対し、書類の内容をできるだけ明確に説明する必要があります。そして、この書類に勾留者のサインが欲しい場合、必ず検査が実施される前に書類を渡さなければいけないのです。検査が終了した後に署名させることはあってはならないのです。これは検査を受ける側に権利があることを保証するものであり、もし検査が不必要だと判断できる場合には検査を拒否する権利を持つことを保証するものでもあります。

ここに示しているのが検査のための書類です。この内容がきちんと読み合わせがされた上で署名がされなければならないということになります。以上から、先ほどのロイさんとワイさんのケースでは全く正当性がないことが分かります。この全裸検査はただ彼女たちに屈辱的な経験を与え、罰するために過ぎないと分かります。

特に考えなければならないのは、これは女性の性がタブー視され、スティグマ化されている社会の中で起きることだということです。そうした社会を背景に、逮捕された女性達への懲罰の目的で性的な辱めが行われている事が分かります。

こういったことについて概念化している学者^{注1}がいますが、これは政治的な意図で行われているジェンダー化された暴力、政治的な意図で行われている性暴力だと指摘しています。ジェンダーに基づいた暴力の行方を単体で取りあげて、そこだけに着目するということでは不十分

The detained persons were uninformed of their rights

(PERSONAL DATA 個人資料)
CUSTODY SEARCH FORM Annex A

YOUR RIGHTS IN RESPECT OF CUSTODY SEARCH
1. Article 28 of the Basic Law prohibits arbitrary or unlawful body searches of any resident and Article 6(1) of the Hong Kong Bill of Rights (Chapter 383, Law of Hong Kong), requires that all persons deprived of their liberty shall be treated with humanity and dignity.

SPECIAL NEEDS
2. 'Detained Persons with Special Needs' includes the following:
(a) Detained persons under the age of 16;
(b) Detained persons who are or suspected to be mentally incapacitated;
(c) Detained persons with physical disabilities;
(d) Detained persons with physical communication difficulties e.g. deaf or blind;
(e) Detained persons transsexual; and
(f) Other detained persons who the Duty officer considers may require special attention.

3. If you have any "Special Needs", please bring these to the attention of the Duty Officer before a custody search is conducted.
4. To ensure that the rights and welfare of persons with special needs are fully addressed, whilst the presence of an appropriate adult is mandatory for detained persons under the age of 16 and detained persons who are or suspected to be mentally incapacitated, the presence of an appropriate adult for other categories of detained persons with special needs is optional.

PERSONS FOR SEARCH
5. The Commissioner of Police has determined that in order for police officers to properly discharge their statutory functions and fulfill the Force's duty of care to persons detained in police detention facilities (Temporary Holding Area (THA) or cell) and to ensure the safety of others who may come into contact with them, a custody search will be conducted on all persons to be detained in police detention facilities.

6. A Duty Officer, or an officer authorized by him, will search you prior to being detained in a police detention facility. The Duty Officer has determined the scope of the custody search and the reasons will be explained to you. The custody search is conducted to ensure that you do not have:
 any weapon or article with which you might do yourself or others an injury or
 any implement with which you might effect an escape; and/or
 evidence which is material to the offence for which you have been arrested or charged and any other offences; and/or
 any article with which you could commit a further crime e.g. malicious damage to property or consumption or distribution of dangerous drugs.

FACTORS TO CONSIDER
7. In deciding the scope of the custody search to be conducted on you, the Duty Officer has taken into consideration the following factor(s)
 offence(s) committed;
 criminal record(s);
 level of violence exhibited during offence and upon arrest;
 suicidal tendency exhibited;
 previous record(s) of self-harm, if known;
 demeanour following arrest and case processing;
 any other behavioural characteristics displayed; and
 any other relevant factor
*Please specify: _____

SCOPE OF SEARCH
8. The scope of the custody search has been determined as follows:
 Non-Removal of Clothing - means emptying pockets, searching of belongings and a pat-down search with no clothing, except footwear, to be removed; or

[Please turn overleaf for more information and to acknowledge receipt of this Form]

Source of photo:
<https://www.police.gov.hk/info/doc/pgo/en/Epgo049.pdf> 16

(図12)

Politically Motivated Gender-based Violence

"Acts of sexual aggression can be deployed strategically for the achievement of political ends, whilst also being embedded in a continuum of broader social, political and economic determinants of GBV. To single out these acts would be to fail to understand the underlying power relations that influence them. Conversely, to interpret them as yet another manifestation of pre-existing GBV is to obscure the particular temporal and spatial patterns that render them their political nature."

(Tadros, 2016 p. 98)

GBV: gender-based violence

Source: Tadros, M. (2016). Understanding Politically Motivated Sexual Assault in Protest Spaces: Evidence from Egypt (March 2011 to June 2013). *Social & Legal Studies*, 25(1), 93-110. <https://doi.org/10.1177/0964663915578187> 17

(図13)

だという指摘です。それよりもより広い、政治的、経済的な文脈を把握してその中で読み解いていく必要があると言えます。

したがって、私たちにとって日々起きているような性暴力を一つ一つ取りあげていくだけでは全く十分ではありません。そうではなく、暴力の政治的文脈、政治的葛藤や、政治的目的達成のための暴力を理解しなければなりません。

こうした政治的な性暴力が普段の性暴力と明確に違う点は、政治的立場や政治的つながりに基づいて狙われる被害者が選ばれるという点です。

皆さんの中には香港の社会が警察による暴力にどのような対応をしたかご関心を持っている方もいらっしゃるかと思います。実際は、香港の人たちは警察によるジェンダーに基づく暴力に非常に強い怒りを示しました。

この写真は昨年開かれた、抗議集会の様子です。女性団体などの主催で実施されました。警察によるジェンダーに基づいた暴力を糾弾するこの集会で、写真の“ProtestToo”という言葉は正義を求めるスローガンとして使われました。3万人以上の人々が集会に参加しました。この写真で見ていただけるように、集会に参加した人が「香港の警察が性暴力を使っている」というプラカードを掲げています。また、紫色のライトをつけることで被害者の人々への集団的支持を示しています。

この写真は集会の時に参加者が腕に口紅で“ProtestToo”とスローガンを書いて参加しているところからです。口紅は女性性と優しさの象徴と認識されているかと思いますが、ここでは警察の行為に対する抗議の象徴として、一つの武器として使用されています。

香港の警察による性暴力に対して、国際的にはどのような反応があったのでしょうか。事実、政治的なジェンダーに基づく暴力は国際的な現象です。世界中で頻繁に起きていており、特に社会的抗争があるところで深刻な課題となっています。4月に世界中のフェミニ



(図14)



(図13)

(図15)



(図16)

International solidarity:
Feminists/activists all over the world showed solidarity at the 4th World Conference of Women's Shelters



Source of photo: 4th World Conference of Women's Shelters
<https://fourth.worldsheltersconference.org/en/files/734>

(図17)

ストたちが香港の被害者に対して団結を示す国際的なキャンペーンを始めました。昨年開催された「世界女性シェルター会議第4回」で撮られた写真です。

それでは香港の政府は警察によるジェンダーに基づく暴力にどのように反応したでしょうか。大変残念なことに、香港の市民と海外のアクティビストが、香港警察によって行われたジェンダーに基づく性暴力を糾弾しているにもかかわらず、香港政府は現実を直視することを拒否しました。

実際、ある時は被害者の申し立てに対し公式な声明で「こうした申し立て／報告は誤情報であり、誤情報を警察に届けることは違法である」と発表し、情報提供者が間違っているという立場をとっています。「しかし本物の被害者は、正当に法的に守られる。警察は本当に守られるべき人々の権利をきちんと守るために活動している」と言ったのです。

政府の反応に対し私たちはショッ

クを受けました。なぜなら「本物の被害者」などというラベルを彼らが用いたからです。調査さえ行わずにどうやって彼女が本物／偽物の被害者だなどと、判断するのでしょうか。調査をきちんと行おうともせず、非常に安易に被害者の人々を偽物の被害者だとラベリングしたのです。

実際香港においては、性的暴力の過少報告は非常に深刻な問題です。現地の調査では、香港において性的暴力を受けたことを訴える勇気のあった人の中でも、8人に1人くらいしか起訴に持ち込めない状況が指摘されています。このように偏った判断が警察によってされること自体

が、被害者が警察に被害を申し立て、被害に対処することを難しくしている状況を作り上げています。

これは香港の警察苦情処理委員会が出した報告書ですが、この報告書では、ルイさんのように公の場で申し立てしたケースや脱衣検査を含め、ジェンダーに基づく暴力に対する告発には触れられませんでした。

この会議は独立した委員会ということになっており、警察の行いを監視し苦情に対応するとされていますが、実際のメンバーは全く独立しておらず、対処がきちんと行われていません。ですから現状で見られる最大の障壁、課題の一つはチェックが全くな

Politically Motivated Gender-based Violence

“Acts of sexual aggression can be deployed strategically for the achievement of political ends, whilst also being embedded in a continuum of broader social, political and economic determinants of GBV. To single out these acts would be to fail to understand the underlying power relations that influence them. Conversely, to interpret them as yet another manifestation of pre-existing GBV is to obscure the particular temporal and spatial patterns that render them their political nature.”

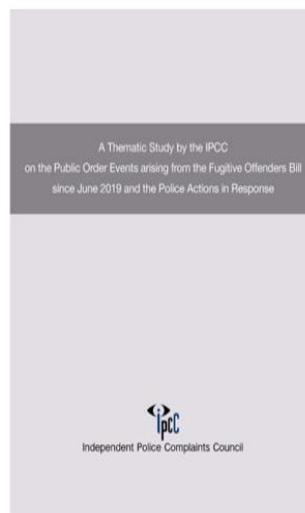
(Tadros, 2016 p. 98)

GBV: gender-based violence

Source: Tadros, M. (2016). Understanding Politically Motivated Sexual Assault in Protest Spaces: Evidence from Egypt (March 2011 to June 2013). *Social & Legal Studies*, 25(1), 93–110. <https://doi.org/10.1177/0964663915578187> 17

(図18)

Investigative report published by Independent Police Complaints Council (IPCC) did NOT mention the allegations as to the gender-based violence of the movement



Source of photo: https://www.ipcc.gov.hk/en/public_communications/ipcc_thematic_study_report.html

(図19)

いこと、バランスを取るための警察への規制がないことが問題と考えます。

また、そのほかにも政府が説明責任を負わないこと、リーダーシップの失敗なども障壁、課題となっています。

また最近、国家安全保護法が制定されました。この法の下では、人々は海外の人と友好関係を築いたり、海外の人とアドボカシーの仕事をしたりすれば、国家政権転覆を扇動した罪で起訴されてしまうことになります。また海外の機関に公的な助けを求めたり、海外の機関に問題を訴えたりする被害者たちも、国家政権転覆を扇動した罪で起訴されるかもしれない不安を抱えています。

香港では、「どこに正義があるのか」という問いに答えることが大変難しい状況になっています。性暴力の被害者は特にそうですが、人々は警察や公的なシステムに頼る事ができない状況になっています。したがって、香港では別の手段でどうにか正義を全うできるような方法が求められています。

ここまでの発表を聞いてくださりありがとうございました。基本的にお話ししたいことは以上です。この後、質疑応答の時間でたくさんの質問や話を深めていけたらと思います。またその時に皆さんの方からアイデアがありましたら提案していただけたらと思います。

1) Mariz Tadros (2015) "Understanding Politically Motivated Sexual Assault in Protest Spaces: Evidence from Egypt (March 2011 to June 2013)", "Social & Legal Studies" Vol.25 (1), 93-110

(編集・構成 熱田敬子)

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと
社会運動の
現在(いま) 

4 **2020/10/10 (水)14:00~16:00**
「周辺から問う-障害女性の運動が重視するもの」
講師：藤原久美子 (DPI女性障害者ネットワーク代表)
HP： <https://dwnj.chobi.net/>
言語：日本語

第4章 周辺から問う—障害女性の運動が重視するもの

話者プロフィール

藤原久美子

DPI 女性障害者ネットワーク代表、特定 NPO 法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議常任委員、自立生活センター神戸 Be すけっとピアカウンセラー兼事務局長。10代の時に1型糖尿病を発症し、35歳で合併症による網膜症で視覚障害者(弱視)となる。大阪ライトハウスで生活訓練を受けた後、自立生活センター神戸 Be すけっとにボランティアとして関わり、ピアカウンセリングを学ぶ。2004年に同センターのスタッフとなったが、40歳で妊娠。この体験から、その後障害女性の複合差別解消に向け取り組んでいる。2016年に国連女性差別撤廃条約委員会へロビイングを行い、障害女性の現状と強制不妊手術問題の早期解決を訴える。2019年12月に、日本の社会問題に取り組んでいる女性リーダーに送られるチャンピオン・オブ・チェンジ日本大賞受賞。

2000年代に入ってから、共生社会の実現が国の目標として語られるようになっていますが、そこで示される共生社会の中身には問題があります。例えば、政府が2017年に策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、共生社会が次のように描かれています。

「我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、さまざまな状況や状態の人々が全て分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。」

ここで共生社会は、二つの異なる意味合いを含むものとしてイメージされています。ひとつは、「全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い」「生き生きとした人生を享受することのできる」社会、もうひとつは「多様な個人の能力が発揮され」た「活力ある社会」です。一般的に人権擁護の観点から共生社会が語られるとき、そこで重視されるのは前者の意味合いでしょう。これに対し、後者では共生社会の有用性（とりわけ、経済有用性）に重点が置かれます。

ここからも分かるように、国がいう共生社会には人権擁護と、それとはしばしば対立する経済有用性の二つの観点が折り込まれています。これは一見奇妙な同居に思えますが、実はこれこそが新自由主義的な社会政策の特徴でもあります。こうした政策を通して、国や行政に「迷惑」をかけない市民、経済に「貢献」する市民こそが、市民の「望ましい」「あるべき」姿であるという規範が広く浸透しているのです。

新型コロナウイルスの世界的な流行拡大とそれにより予想される景気後退は、こうした規範をより一層強めていくと考えられます。そのとき、社会政策から、誰のどのような問題が、どのような選別の論理によって、外されがちになるのでしょうか。また、そうした状況に私たちはどう介入していけばよいのでしょうか。これらの問いについて考えるきっかけとして、第4回はDPI女性障害者ネットワーク代表の藤原久美子さんをお招きし、「女性ネット」のこれまでの活動についてお話させていただきます。

1.DPI女性障害者ネットワーク

私は「DPI女性障害者ネットワーク」で、現在3代目の代表として活動しています。今日は、神戸にある「自立生活センター神戸 Be すけっと」から参加しています。障害者の自立支援をやっている自立生活センターです。今日は私自身の体験を通して、「DPI女性障害者ネットワーク」の活動にどのように巻き込まれていって、今どういう課題があって、どういう活動をしているのかということをお話させていただきたいと思っています。

「DPI女性ネット」は1948年にできた「優生保護法」という法律の撤廃、障害女性の自立の促進とエンパワメントを目指して、障害女性たちの緩やかなネットワークとして始動しました。当時すでに「DPI（障害者インターナショナル）日本会議」があったんですけど、そこはまた別の任意団体として発足しました。1996年に優生保護法が今の母体保護法に変わったことでしばらく活動は休止していました。それが、2007年にDPIの韓国大会があり、そこで世界的な障害女性たちの連帯が呼びかけられたこともあって、今のメンバーで再始動しました。

現在のメンバーは、私は視覚障害ですが、他にも聴覚とか精神であるとか、いろんな障害者が種別を超えて、そして障害があるとかないとか関係なしに一緒に活動しています。メンバーも全国にいて、私も関西ですし、東京のメンバーとか、皆さんと、特に今はZoomを使って会議とかをしています。私自身は2011年からこの活動に加わり、2016年に代表になりました。

2.「障害者更生施設」で経験したジェンダー役割

私は10代のときに「一型糖尿病」という病気になりました。当時は「若年性糖尿病」って言われ方をしていました。今のような「免疫不全」っていう考え方がなくて、「若いのに糖尿病になった」みたいな認識だったんですね。

そのときは17歳で、多感な思春期の時期だったので、当時の私としては「合併症が云々」というよりは「結婚して子どもが産めるんだろうか」という心配が一番にあったんですね。で、先生に聞きました。そしたら先生は、「別に普通に結婚して子どももできるよ」と。ただ「あなたは女性なので、子どもは2人までにしなさい」と言われたんですね。自分の食事とかのコントロール、健康管理がやっぱり大変だと。そのとき「家族が増えたら、女の方は家族の全体の健康を管理しないといけないから、子どもが増えると大変でしょう」ということを男性のお医者さんに言われたんですね。そのときは私も「そうなんや」と思って。「2人まで産むこともできるんやな」と思って、納得してました。今だったらね「なんでそんなこと女性がせなあかんのかな」と思うんですけど、当時はそれで安心してました。

それから就職もするんですけど、学校の先生から「病気のことは隠して就職したほうがいい」と言われて隠して就職したりしました。なので、なかなか自己管理っていうのが、インシュリンを打つタイミングであるとかそういうのがなかなか難しかったんですね。でまあやっぱりコントロールが乱れたりして、仕事ももう続けられなくなっていました。

30代の半ばくらいのときに、赤い光が突然見え始めて、あれよあれよという間に真っ暗闇になっちゃったんですね。眼底出血による「網膜症」という病気なんですけれども。これが糖尿病の合併症でした。一時完全に見えなくなって、オシャレも大好きな本を読むこともできなくなるなど、ずっとベッドで泣いていたんですけども、それから手術をして、右目の方が少し視力が出ました。なので今は弱視という状態です。

元々一人暮らしをしていたんですけども、退院してしばらく実家に帰ったんですが、家に帰ると家族が腫れ物に触る感じで、何もさせてくれなくなったんですね。私は父親を早く亡くしたので、それまでは母の代わりに結構家のことを全部やっていたんですよ。でも何にもさせてくれなくなって。「あんた、そこに座っといたらええから」みたいな感じで対応される。たぶん家族としても視覚障害者と一緒に住むなんて初めてで、どうしたらいいかわからないっていうのもあったと思うんですけど。私自身も正直何ができるのかわからないということもあったんです。

でも大人になって親と一緒にいるって結構しんどいものもあって、生活訓練に行くことにしました。生活訓練の場所が、これまた名前が「障害者更生施設」とって正式名がついているんですね。「更生」というと、社会の「アウトロー」になった少年たちが、社会復帰のために更生する施設っていうイメージがあったので、私はこのままでは社会復帰できないんだと、「アウトロー」になったような感覚でいました。

そこへ入って訓練を受けるんですけども、家では「見えない人」ということで何もさせてくれなくなったんですけども、その訓練所では、職員以外は皆さん視覚障害の方ですよ。そうなる弱視は「見える人」なんですよ。だから結構何でもやらされるっていうか。逆に全盲の人の手引きをしたりですね。全盲の人の買い物物の使い走りに行かされたりみたいなことがありました。

よく考えてみると「全盲の男性の世話を弱視の女性がする」という構図がありました。でもそのとき私は自分が何もできないと思っていたから、頼まれてやれるのが嬉しかったんですね。だから嬉々としてやったりして。そのときの訓練所の先生から言われていたのが「夫婦で途中で障害になった場合、男性が視覚障害になった場合は、妻の側が甲斐甲斐しく世話をするんだけど、女性の側が視覚障害になったら、昔だったらそこで「三行半（みくだりはん）」という離婚を突きつけられたんですよ」という話を聞いたこともあります。そのときはね、私も「ジェンダー」とか知らなかったので「理不尽やなあ」と思いつつも、女性ってやっぱり「襟が立ってないか」とか「服が汚れてないか」とか、こういう細かいことに気配りして世話をできるからこそ、妻として立派にケア役割を果たせるみたいなところがあるので、「仕方がないのかなあ」と、当時は思ったりしてました。

そうやって、なぜか世話をするために訓練所にいたわけなんですけども、ある日全盲の男性を手引きして一緒に歩いていた時に、私の前にはなかった段差が彼の前にだけなぜかあって、転（こか）してしまっただけなんです。その人を。その男性にめちゃくちゃ怒られて、そのときふと「いや、私って、誘導をされる方を学びにきたんだよな」ということに気づき、「本当は誘導をする方を学びにきたんじゃないよな」ということで、そこをもう出ることにしました。そのとき「ピアカウンセリング」という、障害者同士で行うカウンセリングがあるということを知って、それを学ぶために、今のこの「Beすけっと」という団体にボランティアでかかわることになりました。

3.障害女性としての妊娠・出産経験

「Be すけっと」という団体は、自立生活センターっていうのは全国的にそうなんですけど、主に車いすの人たちが中心に活動されていて、私が入ったときの当時の代表も重度の障害者だったんですね。言葉はほとんど発せられないっていうような感じの方でした。でも彼は「自分のこういう姿を、介助者に介助をしてもらいながら、当たり前前の街中を歩くとか、カフェでお茶を飲むとか、そういった生活を見せること自体が、わたしの仕事なんや」というような方で、それを文字盤で語ってくれるという方でした。そのときに、私も「障害の社会モデル」ですね、障害者が生きづらいのは、障害、例えば私だったら目が見えないからじゃなくって、例えば読書するにも、音声のデータの提供とかがないから、音声信号がないから生きづらいんであって、変わるべきは社会の側なんだよっていうような、そういう考え方なんかも学んでいたんです。

2004年にそのままこの「Be すけっと」に雇われたんですけども、雇われた途端に妊娠が分かりました。当時付き合っていた、今もなんですけど、パートナーとの間に子どもができたんですね。そのときは40歳だったんで「もう子どももできないだろうな」なんてなんとなく思っていたんですけど、思わぬハプニングで授かりました。私は戸惑ったけどやっぱり嬉しかったし、パートナーも「産んで欲しい」とことで、産むつもりでいたんです。

けれども、そのことを当然喜んでくれるだろうと親族とかに話すと、医者と一緒にになってですね、中絶を勧められました。その理由は2つです。私が40歳になるっていうことと、障害があることですね。病気があってそのコントロールがあまり良くないときにできた子どもなので、障害児が生まれる可能性が高いですっていうのを、医者は特に言いましたね。親族の方はやはり「自分が悪いのに、子どもなんて育てられへんでしょ」という、「あんたが大変だ」ということで中絶を勧められました。私はもう既に「Be すけっと」とも関わっていたし、当然障害児だって産むつもりで「いや、産みますよ」ということを言って、医者も「そこまで言うなら分かりました」と言われたんですね。

私はずっと親族からも周囲からも、障害のないときは「はよ子ども産んで」とか「結婚はまだか」とか、すごい言われた世代なんですよね。それが障害を持ってからは、そういうことは一切言われなくなりました。30そこそこくらいだと、まだまだ言われるかと思うんですが、ぴたりと言われなくなっていました。で、いざ妊娠すると「墮ろせ」と言われてしまう。障害のあるときとないときでこんなに変わるものなのかなと。私という人間としては人格も特に変わってないし、ほんとにただ私にしたら目が見えなくなっただけなのに、そういうことを言われてしまうっていうのは何なのかなと思いつつでした。

産むと決心してから、同じ病院の別のお医者さんにパートナーと一緒に呼び出されて、すごく暗い暗室に連れていかれて、「これは35歳以上の妊婦には必ずお話ししています」ということで、出生前診断の話がされました。15年前なのでまだ新型出生前診断というのはなかったんですけど、羊水検査とかを説明されました。でも私という患者側の立場というのは、やっぱり医者とは上下関係があるので、こう医者から言われると勧められたような感じがしてしまうわけですよね。私は障害があっても別に幸せやし、障害児であってちゃんと育てられる、ちゃんとサービスもあるから産みますよって言うのに、またこういうことを言われるんだと、すごく落ち込みましたね。

またその先生が、「女性の年齢が35歳以上だったらこの説明をします。でも男性はいくつでも関係ないんです」と言われたんですね。15年前だからまだ精子の研究って進んでなかったんでしょうね。つい何年前かに精子も老化するという研究が出たって言っていましたけれども、当時は女性のことだけ言われるわけですね。なんか「障害児が生まれるら全部あなたの責任ですよ」と、女性の側に責任があるとされているような感じがしました。

出生前診断はもちろん断ったんですけども、そのときにも「もし受けて陽性だったらどうしたらいいんですか」と言ったら、「それはあなたにお任せします。中には中絶するカップルもいます」と言われるんですね。しかも「週数が進んでいるから早く決めてください。できるだけ早くがいいです」みたいなことを。すごく焦らされるといって、急かされる感じがしました。そのとき私、すごいつわりが酷くてフラフラだったんですけど、そこでさらにそういうことを言われるって、本当にこの世の中は「障害者は生まれちゃいけない」というメッセージをものすごいもらうわけな

んです。普段の検診でも、エコーっていうのはほぼ全員がやると思うんですが、エコーでも必ず「はい、異常ないですよ」っていうことを確認されるわけです。「障害はやっぱり異常なんだな」と。やっぱり私は「異常」と言われている感じがするし、またその私のお腹の中にいるっていうだけで、お腹の子は本当まだ何もわからないのに、「生まれてくるな」と言われているような感じがしてしまって。本当その頃は私も精神的にもかなり追い詰められていて、毎日「死のうか、死のうか」思っていたくらいでした。

結局、出生前診断断ったんですけれどもね、私みたいに受けなかった人のデータって一切ないんですよ。そういう人は数字に出てこない。「受けます」って言った人だけが統計されて、そのうち陽性やった人のうち何%が中絶したっていう、ものすごい狭い範囲の話なんです。このデータの取り方からしても、この検査を勧めたい側、医者なのか検査キットを販売しているところなのか、そういうところが調査をしているんだっていうのがほんとによく分かるなと思います。この医者の場合も別に特殊ではないんでしょうけども、やっぱり「もし障害児だったら、こういうところに相談できて、こういうサービスを使えて」というような情報提供は一切ないんですよ。「中絶する人もいますよ」って、それだけだったんですよ、情報提供が。

それではやっぱりなかなか「産みます」って言えないだろうし、私も「医者の言うことを断ったんだから、もし障害児が生まれたら、誰にも頼れないな」、「助けてって言にくいな」って思いました。「あんたわかっていて産んだんでしょ」って言われてしまうような気持ちがしました。そんな中、翌年、女の子を産んだんですけれどもね。ただそれまでは、私も健康な元気な子どもが産めると思ってなくてですね。育児用品も一切そろえてなかったんですよ。それを見るだけでも辛かったっていうか。生まれて初めて、慌ててオムツやら哺乳瓶やらいろいろそろえたっていう状況でした。

娘ができたらみんな「女の子でよかったね」って言ってくれるんですよ。「女の子はね、世話してくれるよ。用事してくれるよ」とか言われるわけです。娘がまだ2、3歳のときとか、保育園に手を引いて一緒に行っていたら、みんな娘に向かって「偉いね」っていう感じで。「お母さんをちゃんと連れて行ってあげて偉いね」みたいな感じで声をかけられるんですけれども。「いやいや、私が連れて行ってんねんけど」と思いつつ、そういう反応がよくありました。娘もあんまりにも周りから「ママの面倒見てね」とか「ママのことよろしくね」とか言われすぎて、逆に反発するというか、そういうのがすごい嫌やっみたいなんです。

4. 「複合差別実態調査報告書」

子ども産んだ翌年「Be すけっと」に職場復帰したんですけれども、そこで仕事している中で DPI 女性障害者ネットワークから声が掛かりました。DPI の名古屋の大会があって、そこで「障害女性の複合差別」をテーマにシンポジウムするから出てくれないかっていう話でした。「女性であり、障害者であることで、生きづらいと思ったことなんかを話して欲しい」という話をされたんですが、私は当時は「複合差別」なんて知らなかったし、障害者であることで嫌な思っているのはいくつでも思いついたんですが、女性であることでっていうのがちょっとわかんなかったんですよ。今まで話した中でいっぱい女性差別を私は受けてきていたんですけども、自分はそれを差別とは思っていませんでした。

で、出産のときの話を「女性ネット」の人に話したら「そんな酷いことあったの。それはまさに複合差別よ」っていうようなことを言われて、「えー」って私自身が驚くっていうぐらいで。私もすごい「辛いな、悲しいな」とは思ったけども、それは自分が障害者だから仕方がないとか、反対した人たちも私のことを思いやってくれたことだと思っていました。障害児が生まれたら大変でしょう、あなたのためよ」っていうようなことを、もちろん言いますし、私のためを思ってくれてのことで別に悪人ではないんだと。だから余計に、私も分かり辛かったっていうのもあるんですけども。でもそれこそが複合差別なんだよってことを聞いて。そうするといろいろ、今までお話したようなこととかっていうのを思い出したわけですね。

当時「女性ネット」は障害のある女性の複合差別の実態を可視化するために、アンケート調査を実施していました。アンケートの内容は、「女性であり、障害者であることで、生きづらいと感じたものはないですか」ってものだったんですけれども、全国で 87 名の障害女性が回答しました。そのうちの一人が私なんですけれども。それを課題別に分けたところ 272 件の回答になりました。この調査から、複合差別の 4 つの課題と優生保護法っていう問題が浮かび上がってきました。

当時日本は障害者権利条約を批准するために、国内の障害関連法を大きく変えようとしていました。その法律の中に、障害女性の複合差別を解消するための文言を入れて欲しいっていうことを、「女性ネット」のメンバーはロビイングしていたんです。すると「エビデンスを出しなさい」って言われてしまうわけなんですね。「何か証拠あるんですか」って。私たちは自分たちの体験から、生きづらいついていうことがいっぱいあるんだよとか、わかっていたんですけども、それを見える形にしていくってことがすごく難しく、そしてこういう調査を試みるようになったわけなんですね。

5.複合差別の4つの課題

5-1.障害女性の不可視化

複合差別の4つの課題のひとつ目は、性別データがないってことです。障害者統計ってこのを見てみると、障害種別で結構カテゴリーが分れて集計されているんですけども、特に障害者の就労状況に関する調査で用いられる調査票は、性別を書く欄が一切ないんです。だから何名の障害者が就労しているのか、知的障害者は何名、精神障害者は何名とは出るんですけども、女性と男性の比率がわからないって状況になっています。

私自身も2014年に私の住む兵庫県の基本計画の策定に、当事者委員として関わったことがあるんですけども、やはり障害者の生活実態調査とかした上で、その調査の結果をもとにそういう計画なんかも作っていくってことで、データが示されたんです。でも、やっぱりそこも、この回答に答えた男性が何人、女性が何人って、そこだけなんです。でも障害種別であれば、身体障害の人とか、知的障害の人はこういう風に答えていますって各項目ごとに、ちゃんと統計がされているんです。でも、身体障害の中の男性がこう、女性がこう答えたってというような、そういう性別ごとの項目が一切出てこない。

これでは男女差はわからないから統計を取り直してほしいってことを、委員の立場だったんで言うてみたんですね。そしたら案外すんなりやってくれたんですよ。で、やってみるとやっぱり外出の機会なんか、男性よりも女性のほうが少ないことが、明らかにわかったんですね。で、雇用の数もやっぱり少なかったんです、女性が。そういうデータを可視化できたってことがあって、県の基本計画の方には初めて障害女性、女性障害者って言い方ですけども、女性障害者に対する配慮っていう文言が入って、それも生活の面だけじゃなくって、例えば防災であるとか就労に関してのところに、項目が入ったんですね。データがそもそもないってところに、障害女性が可視化されない1つの大きな問題があると考えられます。

5-2.意思決定プロセスにおけるジェンダー格差

次に、障害女性が意思決定機関なんかに参加できていないってことがあります。さっき話した県の審議会の方なんですけれども、やっぱり私以外は障害女性は誰もいませんでした。当時何名いたのか私もちょっと覚えてないんですが、まあ30名ぐらいいたのかな。で、その中で私一人。女性っていうのは何人かいました。でもそれは障害児の親であるとか、センターの所長さんであるとか、学識経験者と呼ばれる人たちで占められていたんです。それでいうと女性は半数くらいいたかもしれないです。

でも、障害当事者ってなると、男性は例えば車いすの方もいましたし、視覚障害や聴覚障害、あと知的障害の方もいらしたんですけども、女性は私たった一人っていう状況でした。いま内閣府の障害者政策委員会の、障害者のいろんな法律や基本計画を監視している委員も、障害当事者が半数以上入るような形にされているんですけども、やはりその当事者委員の中の性別っていうのは意識されていないんですね。

女性の比率については、男女の比率で30%という国の目標値がありますから、30%以上になるように、きつとちゃんとやっているんだと思うんですが、その女性の委員の中で障害当事者は何人いるのかってところまでは見ていないんですね。だからそれぞれの中にジェンダー視点とか、障害者の視点っていうのを持ってこないで、障害女性がすると抜けてしまう、谷間に落ちやすいってようなことがあります。ただでさえ、障害者ってマイノリティだと思うんですが、その中でも女性っていうのは更に少なくって、声が出しにくい状況があります。

ただ、各地で、例えば京都とか東京とかで差別禁止の条例ができてきているんです。その中には、障害女性自身が参加して、そして性に関する条文が入ったってものもあって、国よりも自治体の方で先行して、障害女性の複合差別に触れた文言が入っているっていうこともあります。私が2014年に県の基本計画に入ったときもそうです

けれども、そこでは「女性ネット」がすごいバックアップしてくれたんですね。私も後でバックアップする側に回って行きましたけれども、いろんな障害者の中で、障害女性が委員会に一人っていう中では孤軍奮闘になってしまうので、「女性ネット」がいろいろ応援してくれている、いろいろバックアップしてくれていたことは、すごい力になりました。

5-3.身近なものとしての性被害

3つ目は、性被害に関することです。「女性ネット」のアンケートはすごくシンプルで、「あなたは日常で、何か生きづらいつ感じることありますか」っていうようなものだったんですけども、性被害に関する回答が一番多くて、35%の方が何らかの性被害に遭っていることが分かりました。障害女性が被害に遭うってこと自体が考えられていないかもしれないですけども、障害のない女性と同じように障害女性も性被害に実はあっている。

それも、被害にあうところが、例えば病院の中であるとか施設、障害者施設とか、職場であるとか、家庭の中っていういわば障害女性が日頃してる場所ですね。しかも大概立場が弱いですから、病院で介助を受ける中でとか、施設の職員からだとか、職場で上司からだとか、家庭の中では夫からのDVももちろんあるけれども、例えば義理の兄から介助を受ける中で性被害にあっている。けれども、そこから簡単には逃げ出せない。特に病院とか施設とか、家庭の中に閉じ込められている女性っていうのは、自分が自立してどこかで一人暮らしで、サポートをもらって生きていくっていうこと自体が考えられない。そこから飛び出したら、もう見てくれる人は誰もいなくなると思うと、家族が崩壊するような爆弾発言は言えないわけですよ。「自分は実はお兄さんから被害を受けている」と言ってしまったら、もう家族は崩壊してしまいますから、言えないわけですよ。

ここには、なかなか就労できていないっていうことも関係している。障害女性の年間の収入っていうのが100万円に満たない。100万円に満たないっていうのはちょうど基礎年金の金額なんですけれども、ほんとそれくらいしかもらえてない人が多くて。その年金すら家族に搾取されていたら、自分のお金ってないわけですよ。だから自立なんて考えられない。だから自分が黙って我慢するしかないっ、っていう中で抑えこまれ表に出てこない、っていう状況にあります。

しかも障害者は「性のない存在」と見られがちだから、病院でも当たり前のように異性の介助が行われたりするわけです。この「性のない存在」っていうのは、私自身も感じるころなんですけれども、最初に「Beすけっと」に関わったときに、代表の重度の男性が入院しはったんですね。で、お見舞いに行ってみると、びっくりしたんですね。で、なんと女性部屋に入れられていたんですね。彼は。女性が他に3人いたのかな。看護師さんに聞いてみると、「あの部屋、認知症のおばあちゃんばかりでわからへんから大丈夫」って感じで言われて、本当に酷いなとか。当時まだ彼は50代くらいだったかなと思うし、彼の介助のために、結構若い大学生とかも出入りもしていたんですね。だから、ほんと病院ってところは酷いなと思ったんですが、障害者差別と高齢者差別と、認知症差別といえますか、そういうものがほんとに全て重なった、酷いことだなと。私も障害を持ってまだ間もない頃だから、ほんとびっくりした経験です。

そういうことが、特に重度の障害であればあるほど起こるわけですね。「女性ネット」に寄せられたアンケートでも、国立病院で筋ジス病棟なんかでは、女性のトイレとか、着替えとか入浴、生理パッドの取り替えなんかも男性の職員がすると。そういうことで、多分男性の障害者も女性から介助されるってこともあるかと思うんですけども、やっぱり女性の身体っていうのは鑑賞の対象にもされやすいわけで、より被害が大きいと思うんですよ。そういう中で性被害が起こっているという状況があります。

性を尊重されないで搾取されてしまうっていう状況があるわけなんです。障害につけこまれるっていう例でいうと、今年の6月に東京で、視覚障害があつて白杖をついた女性の家に盗撮カメラをつけて逮捕されたっていうのがあったんですけども。駅で見かけた白杖の人の後ろをついて行って、カメラを仕掛けたらしいんですけども。その犯人が言うには、「視覚障害者だったらばれないと思った」っていう。実際、本人が気づいたんじゃないくて家族が行ったときに気づいたんですけども、やはりそういうね、障害につけこまれるっていう、加害者側もわかってやるので、よりたちが悪いといえますか、そういう状況があります。

じゃあ、それだけ起こっている性被害に対して何か救済されるシステムがあるのか

っていうと、非常に乏しいものがあります。例えば女性相談の窓口なんかでいうと、障害者の存在はあまり想定されていないとか、対面と電話だけ。窓口も狭くてとても車いすでは行けなかったりとか、電話だけだったら聴覚障害の人はまったく相談もできないっていう状況があったりして。「女性というだけで、障害者がこっちに電話せんといてほしい。障害者福祉の方へ行ってほしい」というようなね、話も、実はあったりもします。やっとなら窓口に辿り着いて、相談できて、「じゃあDV受けているから、シェルターに入れようか」となったとしても、シェルターがそもそもバリアフリーでなくて入れないとかいうことが起きてきます。

そういう場合、障害者は障害者福祉施設に入ることになっているんですけども、福祉施設って誰でも入れますから、あまりプライバシーっていうことが守られないんですね。つまり、シェルターの役割っていうのは果たせないです。しかも施設っていうのは障害者しか入れないわけで、連れて行く子どもがいてその子どもに障害がない場合とかは、母子分離になっちゃうわけですね。障害のある母親は施設に入れるけれどもっていう形になってしまいます。なんとかDVシェルターに入れたという視覚障害の人も、白杖をついてったときに小さな子どもとぶつかってしまったと。それから白杖を持って歩くことは禁止っていうことになってしまったらとか、それはなかなか障害者には居づらい空間になってしまうっていうような状況にあって、なかなか救済されない。女性の施策と障害の施策の、まさに谷間に落ちてしまっているというのが障害女性の状況です。声もそもそも上げにくいっていう状況にあって、しかもこういうところにアクセスができないから救済されないっていうことになってしまいます。

5-4. 社会サービスの使い勝手の悪さ

最後に4つ目ですけども、あらゆる社会サービスにもアクセスできていないっていう状況があります。これはこの後お話しする優生保護法の問題ともつながるんですけども、例えば病院に受診をしたい、それも婦人科系の病気とかだと内診台っていうのがありますよね。そこに障害のある女性が、やっぱりなかなか上がれないっていう状況にあって。私の友人もそういうことがあって、男性のパートナーに抱えてもらって上に上げてもらおうと思ったら、「他の女性患者もいるから、男性はここには入らないでください」って言われて。仕方なく女性の介助者、一人では無理だから看護師さんとかと一緒に持ち上げてもらったりして。そのままじっとしてられないわけですね。だからかなり大変な状況で診察を受けたと。で、子宮の異常が見つかった。でも先生が言うには、「子ども産む予定じゃないんやったら、治療しなくていいよ」って言われたらしいんですね。彼女はすごい怒っていましたが。

障害女性は、障害のない女性よりも簡単に、何かあったらすぐ「子宮取ったら治ります」って言われてしまう。子宮を取るって女性にとったらすごい大きな問題なのに、障害女性の場合、本当にもう簡単にするって「子宮取ったら治る」っていうようなことを言われてしまうような、そんな状況があるかなと思います。これは別に統計を取ったわけじゃないですけども、そう言われる人が多いなっていう感じです。

さっき話した国立病院の話で言うと、異性じゃなくて同性から介助をして欲しいっていうことで伝えても、「体制が整わない。介助者がいなくなる」とかっていう理由でなかなか望むような介助を受けられないっていう状況ですね。調査で寄せられた声の中には、「女なんだから、家事は自分でしなさい」って言われて、家事支援の支給時間数を減らされたりだとか。そんな、自分の普段の日常の介助も不足している状況の中、「もし子どもができてきつと育てられない」と思って諦めたとか。「もし自分に十分な介助がもらえていたら、子どもを持てたかもしれない」っていうような、そういう声なんかもあって。本当にこういったサービスにきちんとアクセスできるっていうことが、すごく大事なことですけれども、今は整っていない現実があるってことですね。

私も子どもを育てる中で思ったんですけども、娘の保育園の送迎にガイドを使いたいなんて思っても、これは今もなんですが使えないんですね。自分が買い物に行くとかだったら使えるんですけども、子どもの保育園の送迎って制度にはないんですね。2009年に通達が出て、「居宅介護」っていう家の中で済むサービスの範囲を広げて、子どもの送迎使ってもいいですよってことになったんで、私はそれを使ったんですけど。でも、「居宅介護」なので、基本、障害者自身が家にいないといけないんですよ。だから「買い物代行」みたいな形でヘルパーさんに子どもの送迎を行ってもらえないといけないんですね。でも、保育園の送迎ってただ安全に送り迎えしたらいい

ていうもんじゃなくて、やっぱり保育園で遊んでいる子どもの姿とか、その友達と遊んでいる様子とか、先生から直接話を聞いたり、他の親との交流とかもやっぱりあると思うんですけど、そういうことは一切できないわけですよ、ヘルパーさんだけに頼むと。そういうところ、ほんと考えられていないなって思いました。私は勝手に私がついて行っている、っていうことにして一緒に行かしてもらっていました。ヘルパーさんもその辺は気にせず私を誘導して連れて行ってくれたので、事業所も理解があったのでよかったんですけども。もしこれがね、四角四面なことを言うヘルパーさんや事業所だったらできなかつたかなって思います。

ただ、今度は娘が小学校にあがって児童館に行くようになった時、最初は親が送り迎えに来てくださってと言われて。それで「ガイド使いたいです」って言ったんですけど、「『保育園等』となっているので、児童館は使えません」と役所の方に言われました。いろいろ言ったんですけども、駄目で。半年ほどの期間だったので、私の場合はなんとかできたんですけども、本当にちょっとした言葉の違いで使えなくなるって、本当に障害者の育児は考えられていないなって思いました。

あと、居宅介護って、介護保険の事業所なんかもあるんですけども。なので介護保険が主体になってサービスをしているところは、そもそも「自立」の考え方が違うんですよ。障害者の場合は、自分で決めて介助者に指示してやるのが「自立」っていうようなこともあるので、子どものこととか親の介護とかも、自分がヘルパーさんに「これをして」って指示してやってもらう。障害がなかったらできることを、代わりにヘルパーがやるっていう考え方だから。でも、介護保険の事業所は、自分でできることはできるだけ自分でやる、身体機能を残していくっていうようなことがあったりして、家族のことまではまったくしない。そういった根本的な違いで、もし介護保険の考え方だけでやってきた事業所だと、障害者が子どものことやってほしいって言ったら、「それはできません」っていうようなことを言われる可能性は高いと思います。

国が障害者の基本計画を作るときにも、委員から、障害者が子どもを持ち育てる権利ってことを入れてほしいっていう提案もあったんですけども、そういう項目は一切ないままになっていて。障害者が子どもを持って育てていくっていうことが、全く考えられていない。そういうところに障害者に対する差別っていうのがあるなと思います。だから、生きづらくなってしまふ、子どもも育てにくくなるっていうことになるとのどだと思います。

6. 優生保護法 国賠訴訟

優生保護法のこともお話しておきます。優生保護法っていう法律が、1948年から約半世紀近くあったんですけども、その目的は「不良な子孫の出生を防止すること」と「母体の保護」でした。これは戦後の人口政策としてできたものなんですけれども、「不良な子孫」っていうのはつまり障害者のことで、そういう方たちが子どもを産まないようにっていうような、強制的に手術をするっていうようなものでした。一方、もし中絶をしたらその中絶した女性とそのお医者さんが罰せられるという「墮胎罪」がありますので、中絶するにはいくつかの要件、例えば経済的理由とか母体に危険があるとか、そういう場合に中絶できる要件っていうのを、この優生保護法で定めたわけなんです。

この法律により、わかっているだけで16500人くらいが強制不妊手術を受けたと。そのうち約7割が女性の被害者だった。2018年、今から2年前の1月に初めて宮城県の知的障害のある女性が提訴して。仙台の方が敗訴しましたから、いま高裁に行っています。東京の方もね、今年の6月に判決が下りて、やはり同じく敗訴してしまつたので、今2つの高裁と、7つの地方の裁判所で25名の原告が提訴しています。

強制的な不妊手術の場合、いまだに謝罪とかもされていないっていうことで、「女性ネット」は2016年に、女性差別撤廃委員会、CEDAWにもロビイングに行つて、複合差別の4つの問題と一緒に、優生保護法のことと障害女性の問題として訴えました。前の年の2015年に「事前部会」があつて、そこで障害女性のことに関する質問が入らないと、「建設的対話」ではその話が出てこなくなってしまう。なので、まずその部会に行つて、ロビーをしようということになって、私と、DPIからスタッフの方が1名来ていただいて一緒にロビーをしました。

その事前部会で、「女性ネット」の報告書から出た課題をお話ししたら、委員の方、やっぱりすごく熱心に聞いてくださったんですね。多分障害者自身が直接働きかけに行くってことって、なかなかないことなんだろうと思います。日本の女性たちって、女性差別撤廃委員会にはものすごい人数が行くらしいんですけども、今までは障害

者が行くってことは考えられなかった。実際国連の建物もね、行ってみたらすごいアクセスが悪くて、なかなか障害者が車いすで移動するのが大変な感じだったんですけども。その中で行ったってことで、すごい熱心に委員の方も話を聞いてくれました。そのおかげもあって、優生保護法のこと、さっき言った複合差別の課題なんかも、全部「建設的対話」の質問の中に入ったんですね。

翌年 2016 年の「建設的対話」のときには、クラウドファンディングで募ったお金で 11 人の人たち、障害女性の人たちが 6 名とサポーターとして 5 名の人と一緒にきました、私を含めて。「女性ネット」としてそれまでも、英語のレポートとか出したりして働きかけはしていたんですが、実際に直接ジュネーブに行ってしまうのは初めての試みでした。そもそも小さなネットワークで、皆さん私と同じように、それぞれ別の団体に所属して、そこで給料とかもらって生活しているので、この「女性ネット」の活動ってほんと、皆さんボランティア的な形でやっている、専属のスタッフが誰もいないっていう状況なんですよ。その中でジュネーブに行くってすごいことなんです。で、そこでも当然ロビーを、朝からやったりしたんですけども、委員の方が同じく熱心にやはり聞いてくださって。

強制不妊のことも、2 人の委員の方から質問があって。ただ国のほうは、厳正な審査を繰り返してきたので当時は合法でした、というような答えをするばかりで。委員の方が「ほんとにもう、がっかりしました」というようなことを発言されるぐらい、本当もう対話にならないと言いますか。考えてきた答えを読み上げるみたいな、国の側の不誠実な態度っていうのは、やっぱり委員の方も、ほんとがっかりされた感じでしたね。そこは、本当に日本の国会の答弁とか見ているようで、そのまんまでした。

ただ、まあ強い勧告が出たってことで今のような、こういう裁判にまでね、行けるようなことになりました。まあここまではほんと証拠もないので、裁判もできないってことで泣き寝入りせざるを得なかった人たちが、裁判にまで行けるようになったっていうのは、こういう国連からの勧告っていう外圧があったっていうことはね、すごく大きなことだったのかなあと、思っています、はい。

CEDAW から強い勧告が出て、そこから今の提訴に結びついたっていうこともありますし、それ以前からもね、DPI とか DPI 女性ネットからも、国連にレポートを出すとかして、いろんな働きかけもあったし。あと仙台第二次提訴の飯塚淳子さん（仮名）っていう方は 20 年以上前からこの被害を訴えていらして、日弁連の方に人権救済申し立てをするとか、さまざまな活動をしていたんですけども、なかなか国も謝罪はしないっていう状況でした。そして結局判決が下ったら敗訴というね。

私も判決を裁判所で聞いていたんですね。まず最初に「原告は」から始まったのかな。「棄却する」ということなので「あ、負けた」というのは最初に分かるんですが、その途中、判決の理由を言いますよね。そこを聞いていると「これ勝ったんじゃないんだろうか」というくらい、すごいいいお話だったんです。その中に憲法違反であるとか、優生思想が社会に根付いていて、そんな手術を受けたとかとても言い出せない状況だったっていうようなことまで言っていて、すごく私たちの側の訴えを、ちゃんと聞いているよねっていう。

けれども、除斥期間っていうのが敗訴の理由になりました。除斥期間って、私も法律家じゃないんであまり詳しくは説明できませんが、時効的なイメージで、国家賠償請求の場合に、公務員なりが何か失態を犯して提訴をする場合、20 年という期限があるわけなんですよ。20 年を超えてしまうともうそれは終わったことで済まされてしまう。原告が手術されたのは随分前になりますし、東京判決ではそれをちょっとずらしてね、手術のときはまだそういうことをなかなか言い出せない社会の状況があったけれども、96 年に母体保護法に変わったときには、「もう障害者差別は駄目なんだ」ってことが社会には知れ渡ったと。そのとき、優生思想はなくなったんだから 96 年のときから計算しても、もう 20 年以上経っちゃっている。なので、駄目ですよっていうのが仙台でもそうですし、東京の判決でも、そういうことになりました。でもいまだに、障害女性は生理が始まっても「子どもどうせ産まないのにいらないよね」というようなことを平気で言われている状況とか、やっぱり私が中絶を勧められたことなんかもほんの 15 年前のことですし、法律が母体保護法に変わっただけで優生思想がなくなったとは思えない。こういう状況があるなかで、ああいう判決が出てしまったっていうのは、ほんとに悔しいです。

それに、除斥期間っていうのは国際的には全然意味がなくてですね、日本は「拷問等禁止条約」にも批准していますけれども、強制不妊っていうのはそもそも暴力で

あり拷問であるっていう認識なんです。で、それは一切時効的や除斥期間みたいな、そんな何年経ったから終わりってことはない、っていうようなことが言われている。なので、国際法的な部分ではこういう状況なんです。よってことなんかを弁護側も訴えて、いま高裁で争っているっていう状況です。

ただ、仙台の判決は結構画期的なものでもあったんです。障害女性の「リプロダクティブヘルス/ライツ」、仙台地裁は「リプロダクティブ権」という言い方をしていますが、子どもを産むか産まないかを定める権利、自己決定権はちゃんと憲法にも保障されているし、強制不妊手術はその憲法に反するものだった、憲法違反だったっていう判決も書いたんです。そもそもこの「リプロ」っていうのは、障害がなくてもね、女性たちがその権利をしっかり持っているとはなかなか思いにくい状況だと思うんですけど、障害女性は更に奪われてきたわけですね。それが憲法違反だったよっていうようなことを書かれた判決文っていうのは、すごく意味のあることだったのかなと思います。

7.女性運動の中の障害に対する偏見

そういう状況にある中、最後に言っておかなきゃいけないのが、CEDAWの中で、障害のある人っていうのはやっぱり考えられてなかったんです。マイノリティ女性ってことで、なかなか念頭に置かれなかったのかもしれませんが、でもマイノリティ女性たちの活動により、条文にはないけれども勧告とかには書き込まれるようになって、障害女性のことも書かれるようになったんです。けれどもやはりCEDAWっていうのは、例えば障害児を、女性を束縛するものとしてまだ捉えているなっていうのを感じるんですね。だからCEDAWは、障害者施設とかを割と支援する派なんです。

障害児の中絶にもすごい積極的で、実際日本が2016年に受けた勧告の文章の中には、重篤な胎児の速やかな中絶ができるような法文はあるのかみたいな質問もあったりして。ちょっとそういう部分では、女性と障害者がすごい対立させられるっていうか、そういう構図になっている感じなんです。ついこの間も第5次男女共同参画基本計画のパブコメがあったんですが、やっぱりその案の中には、障害児が女性の就労を阻んでいる、だから施設とかを充実させないといけない的な文章があったりして。まだまだ障害者がケア役割のある女性にとっての負担としか書かれていないところが、すごい問題やなと思っています。

優生保護法で「不良な子孫」ってスティグマを押されてしまったことで、障害者への捉え方がすごく偏ってしまったっていうのは、どうしてもあると思うんですね。「アンコンシャス・バイアス」が、特に障害があり女性でありっていうところで、より強いのしかかっている。無意識の偏見がどうしても出てきてしまうっていうところもあるし、障害女性自身もそれを内面化してしまっているんですね。

DVシェルターに逃げられないのはアクセシビリティのせいだけじゃなくって、自分の気持ちの中にも「こんな自分と結婚してくれたのに、そんな簡単に家庭を捨てられない」とか「ここから逃れたら、自分はもう何もできない」とか、すごく無力化されているという状況があるから、自分から助けを求めて外に出られないっていうのがある。なので、そういったところをね、エンパワメントをどんどんしていくっていうのがすごく大事ななと思っています。

(編集・構成 飯野由里子)

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

**マイノリティと
社会運動の
現在** (いま)



2020/11/6 (金) 19:30~21:30
**若者支援・引きこもり支援における「支援者」と
「当事者」の交差性**

5. 目次

講師①: 岡部茜 講演タイトル: 「支援」で感じる不足と過剰 言語: 日本語	講師②: 勝山実 講演タイトル: 自立死援 言語: 日本語
---	--

第 5 章 若者支援・ひきこもり支援における「支援者」と「当事者」

話者プロフィール

岡部茜

1989 年、石川県生まれ。若者にとって生きづらい社会をどうにか生きやすいものにできないか、と社会福祉の分野から考え中。著書に『若者支援とソーシャルワーク』（2019 年、法律文化社）がある。ほとんど大学にいて、ときどき相談員。小説と洗濯槽洗淨が好き。

勝山実

1971 年、神奈川県生まれ。横浜の大地が生んだデクノボー。自称、ひきこもり名人。高校三年で不登校になり、以来ひきこもり生活に。著書に『バラ色のひきこもり Kindle 版』（金曜日）、『安心ひきこもりライフ』（太田出版）、『ひきこもりカレンダー』（文春ネスコ）がある。日本酒、戦国時代、乳酸菌が好き。

第5回は、若者支援の現場で支援実践もされている大谷大学教員の岡部茜さんとひきこもり名人の勝山実さんをお招きし、若者支援やひきこもり支援における「支援者」と「当事者」の関係性をめぐって、「当事者」として、そして「支援者」として、それぞれお話いただきました。

2000年代以降、さまざまな社会政策の領域で「自立支援」がうたわれるようになりました。近年では、「寄り添い（伴走）型支援」とも呼ばれるような、「当事者」の主体性に寄り添った「自立支援」の実践が少しずつ広がっています。しかし、「支援」の拡大は本当に「当事者」のためのものなのだろうか、ときに「支援者」のためのもになってしまっていないだろうか。また、「支援」の拡大は当事者に「自立」を促すと同時に、必要な制度の不備を覆い隠し「自立」を強いることになりはしないだろうか。あるいは、もし望ましい「支援」があり得るとしたら、それはどのようなものなのだろうか。これらの厄介な問いに向き合う際のヒントを、岡部さん、勝山さんがそれぞれの経験に基づいて伝えてくださいました。

「支援」で感じる不足と過剰（岡部茜）

0. 自己紹介と立場

岡部と言います。「支援」における不足と過剰ということで、現場に、といってもたまにですが、現場に参加しながら社会福祉の視点から研究しているなかで、考えていることを報告したいと思います。お話する内容は、若者の現状と「支援」が拡大することの危険性、「支援」がどう動いているか、望ましい「支援」というのがあるならどういうものか、ということについてです。

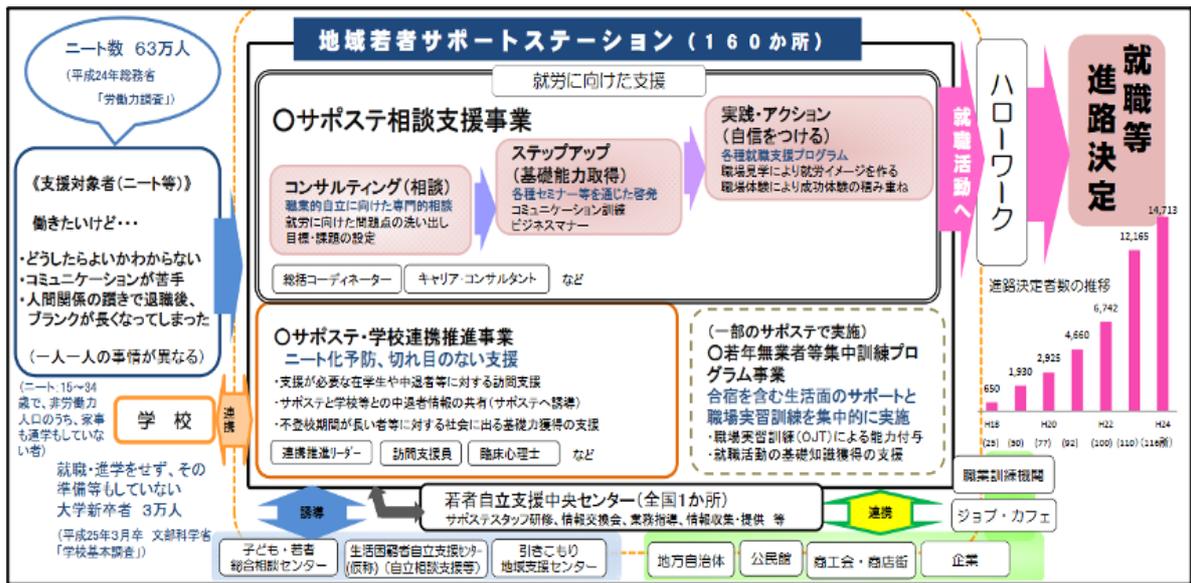
私は、研究者として大学で社会福祉の学生を教える立場にいます。そして時々、行政の精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターと子ども若者総合相談センターで、面談をしたり活動に関わったりしています。また、若者支援の全国ネットワークの事務局として活動したりしています。

若者の支援を担う組織というか、人の集合体は多くあり、自分たちで当事者活動をやっている人たちもいれば、NPOや株式会社でやっている人たちもいて、事業委託をされているところもあれば、無償で独自にやっているところもありますし、行政機関で支援をしているところもあります。私が「支援者」と呼ばれる立場で活動するときは、県の行政機関にいることから、今回の報告は行政のところから考えているという偏りもあると思いますので、NPOなどで活動している人などから見ればまた少し違う風にみえるかもしれません。少しそういう偏りのある若者支援の話だと思って聞いてください。また、社会福祉学にベースをおいているので、社会福祉の政策との関連からも若者支援を考えています。これもまた教育学や社会学の立場から見ると、ちょっと違う見え方がするかなと思います。

1. 若者支援現場の現状...問題のすり替え

若者支援の現状について最初に確認していきたいと思います。まず、若者支援政策がどういうことを目指しているかというのを乱暴に言ってしまうえば、若者の就労、とくにエンプロイアビリティ(雇用可能性)を広げていく、雇用されるような人にしていくということです。それは強制的に訓練するというよりは、働けるよう丁寧にサポートしていくということですが、就職できるように社会ではなく若者、個々人を変えることでどうにか若者の状況をよくしようという政策です。

そうした政策でどのように具体的な事業が用意されているかというと、例えば「地域若者サポートステーション」という就労支援事業が全国にあり、これが若者支援政策で大きく予算がついている機関です。この図にあるように、相談をして基礎的な能力を獲得して、自信をつけて、ハローワークなどで就職活動をして就職していくというような、スモールステップの支援というのが目指されています。それがいいか悪いかは置いておいて、丁寧に働けるようにサポートすることが目指されています（これは古い資料なので今はない事業がはいっていますので注意してください）。

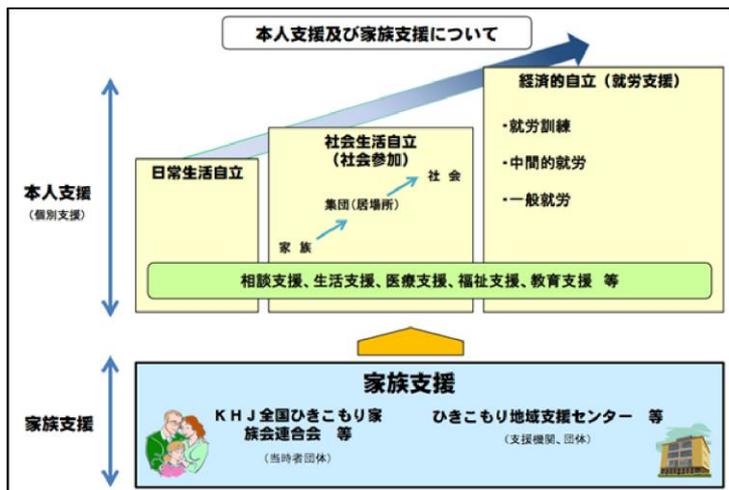


(図1 出典：厚生労働省資料, 2013, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sai_challenge/dai2/sankou1.pdf)

また、ひきこもり支援といわれる分野でも、「日常生活自立」から「社会生活自立」、「経済的自立」という形で、段階的に支援していきましょうという絵が描かれています。

ちなみに出典にもあるとおり「社会的孤立に対する施策について」という図なのですが、なぜかいくつかの「自立」の階段を上がるような自立支援の図になっていて、「社会的孤立」の対策であるのに「非孤立」ではなく「自立」に向かっていくという変なズレがあります。

こうしたなかで考えたいのは、若者支援政策が作られるにあたっての若者の生活状況というのは、そもそも労働市場が大きく変容したとか非正規雇用が多くなったとか、教育制度の中ですごく抑圧されて子ども・若者が生きているとか、企業・家族に頼るといって日本型の社会保障制度の機能不全というところのなかで生じてきているということです。これは、若者（支援）研究でずっと指摘されてきたことです。つまり何が言いたいかというと、若者個人の就労可能性や他者との関係を築くちからのようなものが、若者の生活状況悪化の原因ではないということが指摘されてきたのに、問題解決の方策は若者個人を変えることでどうにかしようという方向に進んでいるということです。そこに奇妙なズレがあり、そのなかで若者支援政策が展開されていきます。



(図2 出典：厚生労働省「社会的孤立に対する施策について～ひきこもり施策を中心に～」：5)

2. 若者支援政策の大まかな流れ

若者支援政策の歴史について大まかな見取り図を説明すると、70年代ぐらいに地方から労働力である青年が都会に出てきて、その人たちが仕事を辞めないように活動場所を作って集まるなどして、働き続けられるようにするために勤労青少年福祉法ができています。それが先ほどの図で出てきたサポートステーションの根拠法になったり

している他は、2000年代以前の法律は今の若者支援への影響はあまり見られず、若者支援が注目され、政策として出てきたのは2000年代以降だというふうに言われています。

「ひきこもり」に注目が集まるのは、『社会的ひきこもり』の本が出版されたり、2000年の西鉄バスジャック事件や新潟少女監禁事件などの事件があったりしてからです。また、2004年に若者自立挑戦プランがでてきて、ここでニートに注目がいき、そこにひきこもりも含まれて、若者の就労支援が政策として進められていきます。

また、2006年に地域若者サポートステーションができて、徐々に各地に若者の就労支援が広がっていきました。これらは基本的には就労支援なのですが、それでも実践団体によってはもう少し総合的な支援を目指しているところもあります。それから、2009年にひきこもり対策推進事業というのができて、ひきこもり地域支援センターという機関も各都道府県に1つくらいですがつくられます。2010年には、子ども若者育成支援推進法ができて、これで子ども若者総合相談センターなどができています。

さらに、2015年に生活困窮者自立支援法が施行されました。これは若者に焦点化したものではないのですが、困窮世帯の若者やひきこもり状態にある人たちがその枠組みで支援されることもできます。そして、これまでひきこもっている人の政府による調査は39歳以下だったのですが、40歳以上の人たちへの調査の要望もあり、2018年に中高年のひきこもっている人への調査がなされました。2019年には川崎市の登戸の通り魔事件や京アニの事件などもありましたし、元農水事務次官長男殺害事件もあり、「8050問題」への注目が高まります。

「8050問題」というのは、80代の高齢の親と50代のひきこもっている息子・娘たちという家庭に対する支援が必要だということと言われだしたものです。2019年にはこれについての本もたくさん出版されました。また、就職氷河期世代支援プログラムというのもつくられています。若者支援は就職氷河期世代と共に進んできたという面がありますが、その世代が年齢を重ね、「地域若者サポートステーション+」という形で40代の人たちにも就労支援ができるように、若者支援政策の仕組みのなかで事業が拡大されてきました。

3. 支援対象を判定する軸

こうした若者支援政策において、少しずつ支援の対象を決める対象化の軸が変わってきました。最初の2003年の「若者自立・挑戦プラン」のときには、「不就労」で職業的に自立していない若者がいるので、そういう人たちを自立支援して、就労に導きましょうということだったと思うのですが、それがだんだん変わってきていると私は考えています。

例えば、2004年から2005年にかけて開催された「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」では、若者支援に関する審議会の中では、職業的な自立だけではなく、親の家から出られない（親からの自立）や、政治に参加しない（シティズンシップ）といったところで、いくつかの点から「自立」が議論されていて、そういう機会を若者に作り、「自立」ができるようにしようという強調され多様な「自立」が言われていました。ただ、子ども若者育成支援推進法くらいから、それらの軸はやや薄まったようにも思います。また2010年代に入っていくと、ひきこもっている人に対する支援の議論などはとくに、職業的な自立だけではなくて、「日常生活自立」などといった側面からの「自立」が問題化されるようになってきています。

もう一つは、私は、生活困窮者自立支援法の成立あたりかと思うのですが、そのくらいから「社会的孤立」という支援対象を判定する軸が、（社会福祉の中では特に）強くなってきていて、ある人が孤立しているので孤立しないような地域づくりをしましょうということが議論されるようになっていきます。これは、「不就労」というよりは、「孤立」や「つながりの希薄さ」のような支援対象の判定軸で、これはより支援対象になる人とそうでない人を分ける線引きが曖昧になるものだなと思います。

こうした対象化の軸によって支援対象が広がるということは、いいように見れば、生活問題として、仕事ができるかできないかとかそういうことではなくて、生活全体を支援する可能性が広がったというように見ることもできます。特に、子ども若者総合相談センターなどでは若年のお母さんや家出している若者といった人たちの相談もみられ、従来の若者就労支援政策の中心であったようなニート・ひきこもりの枠に入りづらいような人も、多くはないかもしれませんが支援の対象にはなってきていると思います。

ただ、悪い風に見れば、支援者が支援を必要だと言えば誰でも支援対象になる、と

も言えます。「社会的孤立」というのはとても難しい軸で、判断が難しいと思うんですね。例えばオンライン上で他者と広くつながっていても、外部からは全然見えないので、「孤立」と判断されて介入されることもあるかもしれません。そういう意味で他者や支援者が「支援が必要だ」と言えば誰でも支援の対象にできるようになってしまおうという面もあると思いますし、生活の隅々にまで介入する余地を拡大することもあると思っています。

4. 若者支援と「ひきこもり」の位置

また、若者支援のなかの「ひきこもり」の位置も、もしかしたら変わってきているかもしれません。ここはまだ私の中でもぼんやりしているので、勝山さんや関水さんなど、若者支援やひきこもり支援のことに詳しい方々が多いので後で教えて欲しいのですが、社会福祉の政策動向を追いつつ若者について考えていくと、2000年代の若者支援は、ニート支援の中にひきこもりが回収されて、若者支援のなかで「職業的自立」の促進が中心になっていたというイメージがあるのですが、2010年代中頃ぐらいから、「地域共生社会」や「生活困窮者制度」、「8050問題」というのが出てきて、子ども・若者支援から、ややひきこもりが分離してきたという気がしています。例えば、地域共生社会政策関連の文書で若者という言葉はあまり出てきませんが、「8050問題」は取り上げられます。もしかしたら「社会的孤立」の文脈で、ひきこもりが扱われるようになってきているのかもしれませんが。ちなみにもしそうであるならば、今日は深くお話しする時間ありませんが、「自立してない」ということで支援の対象にするのと、「孤立している」ということで支援の対象にするのは、結構違うこともありそうなので、改めて考えていかなければいけないなと思っています。

5. 置き去りにされ続ける生活基盤保障

いろいろ変化したり、してきた政策ですが、現在の若者支援政策ではネットワークとアウトリーチが強調されています。アウトリーチは、ひきこもり支援においては特に、ひきこもっていて本人が家にいるので支援機関に行けないということがあり、重視されてきた部分もあります。ネットワークは、縦割りを超えて支援をしようということと、年齢で支援が途切れないようにということと言われています。ただ、ネットワークといっても既存の各支援機関が繋がったことにより支援が充実するような、そうした既存の制度や資源があるわけでもないで、それだけではそれほど意味がないのではないかと個人的には思っています。

また、就労支援の政策基調というのは続いています。若者支援では「居場所」がとても重視されてきましたが、公的な予算がついているのは基本的には就労支援と相談支援です（2つを綺麗に区分することはできないのですが、ここでは便宜的に分けます）。ここ10年くらいの期間でみると、資料では「ワンストップセンターだらけ」と書いてしまいましたが、ワンストップセンターといわれる窓口が増えたなと思っています。地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター、子ども若者総合相談センターと生活困窮者自立制度の自立相談支援事業窓口など、政策上規定されている相談窓口は複数あり、若者、ひきこもりといわれる人たちの相談を受けるところが少しずつ増えています。そこからいくつか既存の制度に繋げることもあるし、日中活動や仕事体験などにつながることもあるし、その相談支援をしている団体が実施している活動につながることもあります。

ただし、相談の窓口があっても窓口が具体的な生活困難に対応できるかということ、そういうことばかりではないなと思いつつながら、悶々と活動しています。例えば、親との間で葛藤がすごく強くて苦しいとか暴力行為がでていたりとか、包丁をもってちらつかせるとか、そういう状況について相談を受けてもなかなか解決しないわけですね。それは何か相談支援が増えるよりも、安全で快適な住まいが逃げる場所としてあれば、そっちの方が問題の解決につながることもあります。他にも、体調が悪くて外出できないならばすぐに利用できる訪問医療があったらだいぶ本人は楽になるのではないかとか、金銭給付が一定あればとかそういうことが多くあり、生活基盤が保障できない状況でそうしたことが全然解決しないまま、ずっと相談を受け続けているという感じもなくはないんですね。現在の若者支援の枠組み、社会保障、社会福祉の枠組みではもう解決できない生活状況が多くあるにもかかわらず、相談を受け続けていて、それで現場は強く葛藤しているように思います。

そもそも相談支援とは、何らかの生活状況を改善する仕組みと切り離されて考えられてはいけないものだと思うんですね。それが切り離されると、ただなにか傾聴する

だけになってしまうことがあります。もちろんカウンセリングが必要な場合や、話を傾聴し受け止めることが重要な場合もあります。ただ、一方でそうではないさまざまな相談があるなかで、相談支援にいろいろな期待が投げかけられて、相談支援が各地に作られています。ないよりはマシかもしれないものの、具体的に生活を支える仕組みがないと相談支援が十分にその機能を発揮できないのではないかと思います。

また、就労支援を経た若者がワーキングプアになることもあります。これは若者支援のなかですべて指摘されてきたことですが、支援対象として一度支援され就労したけれど、その就労先でやはり貧困に近いところに置かれてしまうわけです。これでは若者は苦しいし、支援者も苦しい。

6. 不足と過剰の両立

こうしたなかで、不足と過剰の両立というか、その間に支援の現場は置かれているなどというのをすごく感じています。まず「不足している」という感覚があります。必要なものがない。さっきお話ししたように、住宅も金銭の保障もないし、訪問医療なども得にくいので、相談を受けても生活基盤を保障できるようなところがなかなかありません。その上、就労支援をしてもワーキングプアになり、生活保護より少し上、くらの生活水準への再排除が起こっているという場合もあり、また相談件数が多いこともあって支援が不足しているなどという感覚を強く持つんです。

一方で、私は「過剰すぎる」という感覚も持つことがあります。それはどういうことかというところ、「非自立」とか「孤立」という支援対象を区切る線引きの軸はすぐ対象を広く取れるので、「支援の暴走」のようなことが起きないかという不安があります。支援が必要だと決めるのは、今の仕組みだと支援者や政府の側になってしまうので、支援の対象にしようと思えばどんどん追いかけて続けることができるわけです。とくに「地域での支え合い」が強調される昨今において、それは結構、危険な側面も持っているのではないのでしょうか。

つまり、求められる対応策、生活を保障する基盤がないのに相談だけ受けさせられ、支援の対象にだけなっていく仕組みが、今の支援制度にはあるのではないかなと思っています。こうして支援の枠を拡大していくことの何が怖いかというと、一つは支援制度にどんどん包囲されてしまうということがあります。際限ない支援の対象化により、結局支援のカテゴリに含み入れられてしまうので、それが本人の自由を制限する危険性はあると思います。

二つ目に、「望ましさ」のほうに促進されてしまうということがあります。「自立」や「つながり」、「社会参加」という言葉は今の流行だと思うのですが、それはその人や生活を活性化するという名目で、政策的に都合のよい従属的な主体が作られるということもあるかもしれません。

また、「つながり」については、もちろん全くつながらずに人が生きていくということは無理だと思うのですが、それが政策の対象としてどこまで支援の目標になるかというところ結構難しいと考えています。例えば自然に生まれたり死んだりする人々の数が、「人口」として政府のコントロールの対象になっていったように、自然発生的に人がつながったり疎遠になったりということが、政治コントロールの対象になっていくことも十分ありえるでしょう。そういうことを呼び込むのではないかと考えると、「孤立」という支援対象化の軸の危うさを感じます。

三つ目は、維持されることの危険です。どういう支援もそういう面がありますが、特定の困りごとをカテゴリ化して特定の支援をするということは、それによって生活をちょっとましなものにすると同時に、生活の抑圧が起こる現行のシステムが維持されていくということにもつながりやすいものです。そのため、個別問題化とか他者化を維持・促進してしまう面があり、支援が拡大することは必ずしもいいこととは限らないということがあります。必ずしも、というか基本的に危険なことかもしれません。そもそも支援制度というのは「自分たち」と「そうではない人々」というふうには他者化するというところでもありますし、その中で支援対象が無力化されてしまうということも起こるので、支援は暴力的なものとしても存在しています。

そのようななかで、「支援」のあり方を考えていかなければいけないなと思っています。「支援」と呼ばれるものなくなるのか、なくなるのかは分かりませんが、暴力性は極力なくしていくということは重要でしょう。例えば、いま就労支援としてなされていることも、もしかしたら協同労働のような形で労働者同士の配慮の話になっていくかもしれないわけです。システムとして「支援」ではないものに配慮のあり方が変わっていくということは十分にありうるので、必要ない支援を削ることは必要

です。

7.いま、どう支援が動いているか

そういう不足は感じながら、どういうふうに支援者が現場で活動しているかというのを思いつきで図にしました。

「個人的」と「構造的（政治的？）」という軸と、「日常的」「戦略的」という軸の四象限にしてみました。ルース・リスターが「貧困者のエージェンシー」を図にしているものをただ支援者に当てはめたただけなのですが、こういう図を画いて考えてみるのもいいかなと思います。

イメージとしては、左上の「やりくり」と書いたところでは、生活保護制度を利用したりとか、障害者の年金を取ったりということも支援の中でするわけですね。相談したり活動と一緒にしたりとか、事業を掛け合わせて、どうにか相談に来ている人にとって必要そうな物を作れないかと日々やりくりしている、ということがあると思っています。図の左下に書いたのは、クラウドファンディングやAmazonのほしいものリストなどです。こうして制度の外側で団体が活動していく資源を個別に得ていくこともやられています。

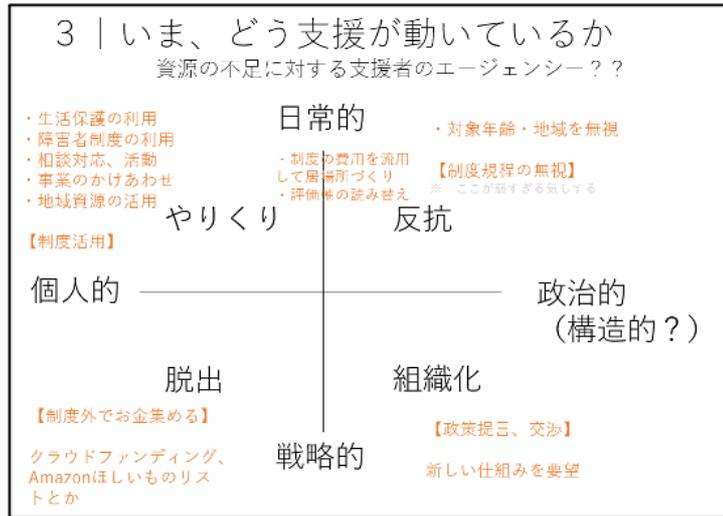
実際の現場では地道に政策規定をずらしながら色々な工夫しているところがあり、些末なこと聞こえるかもしれませんが、制度を利用しやすい書類のうまい書き方なども重要だったりします。生活保護や障害者年金でも十分ではないのですが、それでも今の状況で、それを利用して生きていくということが少しでも本人にとってよさそうなら、それを狙って工夫してみることもあります。そういう風に試行錯誤しながら制度を使っていくということは、現場では行われていて、それでなんとか維持される生活があります。

また「組織化」と書いた部分では、多くはないけれど政策提案や交渉することもなされています。あとは「やりくり」と「反抗」の間に書きましたが、居場所活動はずっと若者支援において中心的なものではあるのですが、公的に予算はついてこなかったんですね。それが政策の予算の枠組みの中でやりくりしながら、各団体が作っていった、「それが必要だ」と訴え、居場所の重要性を主張していったので、そのような「やりくり」と「反抗」の間みたいなものもいっぱいある気はしています。

最後に右上ですが、個人的には支援者の「日常的な反抗」というふうに呼べるような、政策を乗り越えて、乗り越えてというか政策や権力者の目をかいくぐって脱線していくということが、どうにかできないのかなと日々思っています。ただ、そういう工夫は堂々と言いつらいですし堂々とすると規制されたりもします。それでもグレーなラインでどうにか抜け道を探しながら、生活の制限をもたらしてしまうような政策の枠組みを壊していくようなことができるのではないかと思いますし、そこに可能性があると思っています。

ちなみに今、先駆的な活動は、クラウドファンディングなどに傾いている気がするのですが、それが「個人的な（問題の）乗り越え」になってしまわないかな、ということ少し心配しています。それでは有名な団体は残ってもそれ以外の実践がすぐにつぶれてしまうので、そういう個人や個の団体ではなくて、連帯しながら乗り越えるというか、はみ出す方法を見つけないかなと思います。

また、現場の支援者だけで今の社会を変えていこうとするのでは、やはり支援者目線の考え方や枠組みから出られないので、それを変えていくことももちろん重要です。



8.望ましい「支援」があるとしたら...生活基盤をコツコツつくり、優位性の偏りを崩す

最後に「望ましい支援」についてですが、仮に社会に「望ましい支援」が社会にあるとします。それで現状、生活の困り事に対応してないことはないと思いますが、困りごとに直接対応できる仕組みは多くないです。相談窓口は広がっていますが、対応できてないことはやはり多くあります。政策的にはどんどん「つながり」を作って「自立」させて、「社会参加」をさせていく、というような方向へと進められている一方で、生活を支える具体的な仕組みは依然としてありません。

そのような中で望ましい「支援」があるかということ、個人的にはもう全然わかりませんが、支援の活動の中にいます。ただ、弱くあっても死なないで生きていけるということをおお切にして、取り組んでいかないといけないと思っています。さしあたり安全に住む場所や食べる物、生きていきやすい仕組みを増やしていくということが重要で、それは各地で実験的になされていることがありますし、どんどん取り組んでいかないといけない。

もう一つは、当事者との位置を変えることが重要です。若者支援の議論の中でも、支援者本位の支援から協同的な支援へ、と言われてきています。それを気持ちとか、支援者の心意気みたいなところではなくて、どういうふうに仕組み自体を変えていくかが問題です。では、どういう仕組みがあるといいのかということ、私も手探りですが、一つはやはり政策決定に若者が入ることだと思います。障害分野では障害者計画などの行政の計画だと当事者がいますよね。ですが、若者支援やひきこもり支援になると全然ないんです。今も子ども若者育成支援推進大綱が審議されていますが、支援者と研究者だけで構成された審議会で議論がなされています。若者に意見を聞く機会はあるようですが、審議会構成員にはなりません。なので、どんどん当事者・経験者を位置付けていくことが必要なのではないのでしょうか。当事者・経験者に「嫌だ」と言われたらそれで終わるのですが、参加してくれる人もいるだろうから、参加してもらって議論に入ってもらえることが重要だろうと思っています。そして基本的には支援者や行政がそのメンバーを選ぶのではなく、当事者の団体から選出するとか、支援機関を利用した人のリストからランダムに抽出して承諾してくれた人が審議会に入って議論していく仕組みが必要になってくると思います。

もう一つ考えているのは、議論するときには理性的な語りができる人が求められるということがとても多い気がしていて、それは疑ってみたほうがいいのかと思います。特に、理性的な語りは当事者に対して求められることが多くて、協議会とかの会議とかも、「しっかり話ができる人」が求められがちです。でもそういうことではなくて、全然喋らなくて沈黙しているとか、叫びだすとか、しどろもどろだとか、歌いだすとか、そういう人たちも入っていけるようにすること、理性的な語りの権威性を、もしかしたら覆していかなければいけないのかなと思っています。

そういういくつかの点から、もしかしたら「望ましい支援」みたいなものに近づくことができるかもしれません。あまりきちんと締まっていないのですが、もう時間なので私の話は以上です。

(編集・構成 阿比留久美)

自立死援（勝山実）

0.自己紹介

自称ひきこもり名人の勝山実といいます。今日は呼んでいただきありがとうございます。ちょっと自己紹介文を読み上げていきたいと思えます。1971年神奈川県生まれ、横浜が生んだデクノボー。高校3年で不登校になり以来ひきこもり生活に。著書に『バラ色のひきこもり』、『安心ひきこもりライフ』『ひきこもりカレンダー』などがあります。日本史と戦国時代と乳酸菌が好き。今日は一生懸命がんばりますのでよろしく願います。

今日はもう岡部さんが一通り喋ってくれましたけど、私はその中から自立支援についての自分の体験をちょっと話してみたいと思えます。

1.自立支援医療の経験

私が自立支援っていうものに出会ったのは、今から14年くらい前の、自立支援医療が始まった時です。私は26歳の時から精神科に通っていて、うつ病って診断をもらっていたんですけど。2006年の4月1日から自立支援法、自立支援医療ってのが始まったんです。その時に自立支援という名のもとに私に何が起こったかっていう話なんですけど。

自立支援医療というのは、まあ普通の人は健康保険で3割負担ですよ。この3割負担が1割負担になるっていうのが自立支援医療制度なんです。多分これだけを聞くと、自立支援医療は、ありがたいなと。30%が10%になるんだから非常にいい政策じゃないかって思うかもしれないですけど、それより前の2006年の3月31日以前にも似たような制度があったんです。精神保健福祉法の32条にあった通院医療費公費負担制度です。これが適用されるとどうなるか、3割負担だったのが5%負担になるんです。その残りの5%も私の住んでいる横浜市だと自治体が負担してくれました。だから、私は精神保健福祉法を利用して病院に行くと自分の負担額は0円だったんですよ。もともと患者の負担はゼロだったものが2006年の自立支援医療が導入されて、10%負担になったんです。ここに自立支援の正体があると思うんですよ。自立支援がやったことってというのは、無料だったサービスを有料にただけ。これは精神医療の診察代だけではなくて、例えば敬老パス。お爺ちゃんがバスや地下鉄でパスを出しているのを見たことあると思うんですけど、あれも無料だったんです。でもこの自立支援法が出てきて敬老パスも有料になりました。結局それまで無料のサービスを受けてきた人にとって、自立支援ってやつはただの有料化だった。

だから自立支援とは何かっていうなら、それは社会保障の削減もしくは廃止のこと、それを言い換えて自立支援って言っているんじゃないかなと思えます。さすがに社会保障の廃止、福祉の廃止って言うてしまうと、パンチがありすぎるじゃないですか。菅義偉総理でもそんなことを所信表明演説で言えないと思うんですよ。そうは言わずに自立支援という言葉を使う。

ニートって言葉が使われたのも、ちょうど2006年くらいです。玄田有史って人が使い始めました。2000年くらいには支援の仕事をしているって言う人は少なかったです。何て言ったかっていうと、福祉の仕事をしているって言うていました。名前が変わった。福祉って言葉を使わなくなって、支援って言葉を使うようになりました。これはなんとなくかじゃなくて、はっきりと意味があってやっていることだなと思えましたね。私みたいな、もともと無料のサービスを受けていた者にとって、自立支援はもうはっきりマイナスでしかない。望ましい支援、よりよい支援なんてないんです。全部マイナス。マイナスの大きい小さいっていうのはあると思うんですけども。もうそんなのは赤痢とペストのどっちがいいかっていうのと同じで、そんなこと言うこと自体おかしいと思えます。

私はさっきから当事者って言葉を使っています。ひきこもり当事者であり、精神病、精神障害の当事者であるんですが、当事者って何なのかっていうときに、私は法律だとか、国の政策の影響を受ける人が、当事者だっていうふうには思っています。ここでもそういう意味で使います。細かい定義はなくて、特に悪い影響を受ける人が当事者なんだ、っていうのが私の言う当事者です。

2.就労支援の世界

私は就労支援の悪口を言うのがライフワークになっているんですけども、ひきこ

もり支援という、だいたいが就労支援や職業訓練のことです。職業訓練自体は昔からあって、ハローワークもひきこもりという言葉がなかった頃から、職業訓練はやっていました。でも必ず失業保険、雇用保険とセットだったんです。給付を受けながら訓練を受ける。職業訓練校に通っている間は給付の期間が延びました。コロナだと当たり前に自粛と給付はセットだってみんな言いますが、自立支援だとそういうことは一切言わない。給付なしで、ただ訓練がある。いかがなものでしょうか、と。コロナ対策よりもひどいことをずっとやって、それで平然でいるというのがこの自立支援の世界なんです。

皆さんは自立支援なんて受けたこともないし、そういう人が周りにもいないと思いますので、就労支援がどんなものかっていうのを、ちょっとだけ画面（*ボールペンを分解している男性の写真を見せる）を使って紹介させていただきます。これが就労支援に欠かせないアイテムのボールペンです。このボールペンの蓋を取って、軸を取ってと、分解していくんです。1本じゃないですよ。こういうのが50本くらいあって、ストップウォッチで支援者に時間を計られながら、分解をしていく作業をする。私はいろんなところでボールペン支援について言っていたんですけど、みんな冗談だと思っただけでなかなか相手にしてくれませんでした。でもこのボールペン自立支援がテレビで紹介されたんです。これはぜひ見て欲しい。これが支援の現場です。制限時間内に何本のボールペンを分解できるか。集中力や持続力など、自分の障害の特性を理解するためのプログラム、ということでやっているらしいんです。この人は発達障害らしいんですけど、こうやって就労に向けてボールペンを分解している。一通り分解できたら、次はこの分解したボールペンを組み立てるんです。それを繰り返していく訓練。信じないでしょう。これ結構有名でボールペン怖いって言う人もいますよ。これをやって集中力、持続力がついて就労につながると本気で思っているのかなあ。これはNHKのETV「ひとのま ある一軒家に集う人々」っていう、2017年の6月24日に、放送された番組です。この門外不出っていうかね、表の世界には出ないだろうと思っていた暗黒のボールペン支援が、いい支援の一環として紹介されていました。私はDVDに録画して資料として大事にしています。

3. 「当事者の意見を聴くこと」への違和感

まだ時間がありますね。そろそろ本気を出していきたいと思います。支援は就労支援だけでは駄目なんじゃないかっていう流れはでてきています。他に何かやった方がいいんじゃないかって。居場所だとか、相談だとか、出てきているんですけども、個人的に私がキナ臭いと思っているのが当事者研究です。あれは、なんかこう……、意見だけは言えるようになってるんですよ。自由に何を言ってもいい、で、聞いてもらえる。でもその分当事者と呼ばれる人が、要求をしなくなってきているんじゃないかっていうのを私はすごく感じています。要するに、意見を言うだけの人。政策だったり物事を決めたりする人たちが用意した場に出かけて行って、自分の思っていることを好きなことを言うだけ。私はこれを見たとき、小学校とか中学校の学級会を思い出しました。決めるのは学校であり先生じゃないですか。その中で子どもは、学級会の中でのいろいろ言えるんですけども、それが何だって思いますよね。病気探しとか、病気にはこうやってみたらうまくいくよっていうことを、とんちを効かせておもしろく語る。決めてくれる人の前でね。自分たちが決めるんじゃない、決める場には参加できない。ただ、そういうところでユーモアをまじえてプレゼンをする。それを聞いてあいつら、あいつらってのは、私流に言うと「ご主人様」なんですけど、ご主人様たちが「当事者研究すごいね」って感心して参考にして、どんな支援がいいか、あの人たちが決めるわけです。それってちょっと変じゃないか。

例えば、障害者の権利とかだと、「私たちのことを、私たち抜きで決めないでくれ」っていうのが一つのスローガンじゃないですか。政策や法律の影響を受ける当事者が決める、決定に参加できるってことが目的なわけであって、何か発表の場を与えられて、そこで決める人たちに影響を与えられたらいいなって、決める人の前でパフォーマンスする人が当事者だということに、巧妙に当事者が乗せられてきちやっている気がします。ひきこもりも含めてね。ひきこもりなんて今まで一切相手にされてなかったけど、審議会だとか検討委員会だとかね、国のヒアリングとかに呼ばれてのこのこ出かけて。苦言を呈し、遠慮なく意見を言って議員に影響を与えたと。それで一步前進であると。でもそれを一步前進だと捉えているのが、もう一步も二歩も後退しているんじゃないかなと思う。決める場に自分たちも参加させろって言わなくなったから、呼ばれているだけなんじゃないかなって。自分たちで決める権利がないのが当た

り前だって思っている人を、向こうは呼ぶんです。安全パイだから。不登校のフリースクール関係者が審議会だの検討委員会だのに呼ばれて、あれこれ喋っているのを見るとすごく心配になります。

当事者が決定に関与するっていうことが、みんな好きじゃないのかなって感じます。一般の人よりも専門家の意見を聞きたがる。裁判所だってあんまり陪審員制度とか人気がないじゃないですか。法律も何も知らない人が決めるっていうのにみんな、それはちょっとやばいんじゃないかって気持ちを抱きますよね。そういうのが当事者の中にもあって、それを上手く利用されているなっていうのを非常に感じます。

4. 自立支援の矛盾と「自立死援」

「自立死援」っていう支援の支を、英語の death の死にしたんですけれども。そもそも自立支援って言葉おかしくないかって思っているんです。例えば、自立っていう言葉を辞書で調べると、細かい表現はちょっと違うんですけど「自立とは他からの助けを借りないでやっていくこと」っていうのが、辞書に書いてある自立です。じゃあ支援ってなにかって辞書で調べてみると、だいたい決まって「困っている人を助けること」。自立は他の助けは借りないでやっていくこと、支援は困っている人を助けること。これをくっつけて自立支援って、どうやってくっつけるんだと。力づくでくっつけるなら、困っている人を助けない、ってなる。困っている人を助けたら自立にならない、でも助けなかったら支援じゃない。本来つながらないものをね、一休さんのとんちレベルで無理やりくっつけていて、これはおかしいんじゃないかと。

困っている人を助けなければもう間違いなく、「死」に近づきますよ。だから、自立支援の「支」を「死」にすれば意味が通るし、やっている人も自分のやっていることは「自立死援」なんだなっていうことがわかって、よりよい支援だとかわけのわからないことを言わなくなる。もっと建設的な、構造的な問題について話し合いができて、有意義な結論に近づけるんじゃないかなと思っています。話がおぼろげでしたけど、以上でおしまいになります。ありがとうございました。

(編集・構成 関水徹平)

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと
社会運動の
現在 (いま)  



2020/12/2 (水) 19:30~21:30
「よき市民」に抗する、逃げる、かわす

講師: 伊藤書佳
 講演タイトル: 学校解放運動とフェミニズム
 言語: 日本語

第6章 「よき市民」に抗する、逃げる、かわす

話者プロフィール

伊藤書佳

編集者・ライター。「不登校・ひきこもりについて当事者と語りあう いけふくろうの会」世話人。中学2年の2学期から学校に行かなくなり、教育市民運動や脱原発運動に参加しながら成年となる。著書に『超ウルトラ原発子ども』（ジャパンマシニスト社）、共著に『能力2040ーAI時代に人間するー』（太田出版）、『自立へ追い立てられる社会』（インパクト出版会）など。編集した本に勝山実著『安心ひきこもりライフ』、小泉零也著『僕は登校拒否児である』などがある。

第6回は、不登校経験を持ち、さまざまな社会運動に関わりながら表現活動が続けていらっしゃる伊藤書佳さんをゲストにお招きしました。私たちは学校で、職場で、地域社会で、あるいは種々の政策を通して、「よき市民たれ」と求められ、そうした要請の中を生きています。皮肉なことに、これらの要請はそうした要請から解放されるための社会運動や「オルタナティブ」とされる空間においてさえ、形を変えて浸透しているのかもしれませんが。そして、そのような空間でもジェンダー構造は強固に存在しており、その中で「女性」として運動に関わることはどのように運動の「メインストリーム」とまじりあう／あわない、のでしょうか。

伊藤さんは、ご自身が関わってきた社会運動や非婚で子育てをされてきた経験をもとに、学校教育や社会が求める「よき市民」像に抗する際に重要なのは、問題を個人化しようとする規範にあらがい構造を問うていくこと、椅子取りゲームで椅子を勝ち取ること（個人のスキルアップや成功）ではなく、椅子取りゲーム（構造）そのものを問い直すことである、ということをお伝えいただきました。

0.はじめに—私と、学校解放運動と、フェミニズム

本日のお題は「学校解放運動とフェミニズム」です。学校解放運動とは1980年代に始まった、学校を解放し、そして学校から解放されることをめざしたムーブメントです。フェミニズムについてはさまざまな語られ方があると思いますが、私は『99パーセントのためのフェミニズム宣言』や栗田隆子さんの『ぼそぼそ声のフェミニズム』に共感するものです。

そして、生き抜くためには能力を身に付けて、金を稼ぐほかないだろうという脅迫から人びとが解放され、全ての一人ひとりの生の保障がなにより優先されるように、社会構造の変革が起こることを望んでいます。2018年から2年間、5人の研究者やジャーナリストの方たちと一緒にさせていただいた「能力論研究委員会」で共同執筆した『能力2040』という本^{注1}でも、そういうすごくよくなった2040年の未来の視点から、今、これからをどうしたらいいか考えてみるという試みについて書きました。今日もまた一緒に考えてくれる人と出会って、社会変革の実現に近づいていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

自己紹介から始めていきたいと思っています。実は、最初に考えたトークのタイトルは、「極楽中卒ひとり親生活」というものでした。「マイノリティと社会運動の現在（いま）」という全体タイトルを見て、マイノリティといったときに、私は中卒で、というか中学校もあまり行ってないまま卒業し、かつ、結婚していない非婚のひとり親でもあったりします。

今から、かれこれ25年くらい前に一人の赤ちゃんを産んだんですけど、産んだって言うても帝王切開だったので、お腹から取り出された感が強いのですが。その妊娠がわかった病院で「産むかどうかよく考えなさい」と言われて、「あれ？おめでどうって言われるんじゃないの！？こういうときは」と拍子抜けしたことをよく覚えています。非婚で妊娠というのは結構厳しいものだなと、初っぱなから思わされた体験でした。ともあれ、そんな厳しい社会構造の中で、抵抗したりキレたりしながら楽しくやってきた話と、「マイノリティと社会運動」というテーマが重なるところがあるかなと思って「極楽中卒ひとり親生活」とつけてみたのです。が、ちょっとパンチがありすぎるかなと考え直して、「学校解放運動とフェミニズム」に変更しました。

ちなみに、本日のキーワードは、拒否、闘争、怠惰、抵抗、転覆です。

1. 「よき市民」に抗する原体験

次に、今日の大きいタイトルは「『よき市民』に抗する、逃げる、かわす」となっていて、この言葉でまず思い出す体験を二つ紹介しようと思います。まず、1984年、15歳で乗ったピースボートでの体験です。ピースボートというのは、いま国会議員として活躍する辻元清美さんが創設者のひとりで、「みんなが主役で船を出す」というのを合い言葉に、草の根のつながりをつくったり、地球市民として平和の文化を築いて行ったりするという船旅です。ボランティアをすると船代を安くしてもらえる仕組みがあるので、中卒後ぶらぶらしていた私はちょこちょこ手伝いに行ったりして、親にもお金を出してもらって、ピースボートに1週間乗ったんですよ。石垣島、香港、上海、で東京に帰ってくる。乗船者394名、その中で15歳は私ひとりでした。

船に乗り合わせた人たちとお喋りをしているときに学校へ行っていないという話をすると、「悪いことは言わない、高校だけは行っておきなさい」と諭されたり、「学校に行かないなら、働かないといけないでしょ？どうやって食っていくの？お金を稼がないと生きていけないよ」とか、「無人島で自給自足でもするかい？」と言われることが多々ありました。また、船を降りるとき、知り合った人たちと住所交換をしたのですが、住所を書いてもらったノートにメッセージも書いてくれる人がいて、そこにも「ボクは、キミの将来を危ぶみます」や、「私もやっぱり、高校に行ったほうが良いと思うな」といった言葉が寄せられていました。船のタラップを降りながら私は、何があっても高校へは行かないぞと決意を固めました。

もちろん楽しかったり、考えさせられる出来事とさまざまな人との出会いを体験しましたから、ピースボートに乗ってすごくよかったと思います。ただ、話が学校教育のことになると、学校に行って教育を受けないと将来困るという視点でものを考える人がほとんどだった。「平和をつくる地球市民」の人たちに、学校に行かないでこれからどうするの？高校にだけは行ったほうが良い、そんな態度じゃ駄目だとか、将来が危ぶまれるなどと船の中で説教されるたびに憤慨していました。

私は、そのひとつひとつの言葉全てが解せなかったんです。なぜ、教育を受けないと将来困る社会なのか？なぜ、学校に行かないならすぐに働かないと人ではないと人は考えるのか？そもそもなぜ、働かなければならない社会になっているのか？なぜ、金を稼がないと食っていけない、生きていけない社会をそのままにしているのか？無人島で自給自足をせず、いま私がいるこの社会の中で、これらの問いについて考えていこうと思いました。それも学校教育機関ではないところで。

その後も、大学とかで研究したらいいんじゃないかとか、体系的に勉強してきちんと政策として反映させられるようなことを考えた方がいいんじゃないかっていうアドバイスとかもされたんですけど、そのような所じゃない場所で考えたかった。そうすることが、そういうことが社会の中でできるということが、学校を解放して学校から解放される学校解放運動なのだと私は捉えていたわけです。

もう一つのエピソードは、1986年、フジテレビの朝のワイドショーでいじめ自殺を考えるという番組に出たときに、放送事故を起こしてしまったことです。この年の2月、中野富士見中学2年生の鹿川裕史くんという男の子が、いじめを苦に命を絶ってしまうという事件がありました。鹿川くんに対してエスカレートしていく暴力を伴ういじめは、最終的には、クラスの人たちが鹿川くんを死んだことにして「葬式ごっこ」を開き、寄せ書きにさようならのメッセージを書くということまでがなされました。そして、その寄せ書きには担任の先生もメッセージを書いていました。

この事件を受けて、フジテレビの朝のワイドショーが特集を組んで、当時教育ジャーナリストだった保坂展人さん（現世田谷区長）と、ジャーナリストの藤井誠二さんと一緒に、私も番組に出ることになりました。そこには識者コメンテーターとして臨床心理学者の深谷和子現東京学芸大学名誉教授も来ていました。

番組開始前に控え室で番組の流れの説明があつて、「ここでお父さんのインタビューが流れます」とスタッフの人が言ったときに、深谷和子が「泣きのシーンですね」と言って笑ったんです。私はその笑い声を聞いて、本当に何も言えなくなるというか、頭がカーっとなりました。番組が始まると、なぜか保坂さん、藤井さん、私の三人は、スタジオの真ん中に三つ並んでいる、学校の机と椅子のセットに座るよう案内され、深谷和子ともう一人の「識者」は、少し高くなったスペースの普通の椅子に座ります。そして、深谷和子も識者も神妙な顔でコメントしている。お父さんのインタビューも悲痛な顔で見て、コメントをしているわけなんです。その光景を目にしなが、私の頭の中では、控え室での笑い声が繰り返し再生されていて、「鹿川くんの死をこの人たちはなんだと思っているんだ」と、どんどん悔しくなっていました。

そして、司会の男の人が「鹿川くんが亡くなって、どう思いましたか？」と私にもマイクを向けてきたときには、どう思ったかどころではなくなっていた。「どう思う？って聞かれても...それよりあんたたち...」って思って、口をへの字にして下を向いて黙ってしまつて。そういう状態が10秒以上続くと放送事故になるそうなんですけど、それが10秒以上になってしまつて、司会者が慌てて他の人への質問に切り替えるということがありました。その後も私、喋るためにテレビに呼ばれているのに一言も発しないまま終わつたんです。

で、その特集の時間が終わって、番組と同じフロアにあるスタジオセットでコマーシャルの放送が始まって。私たちは控え室に帰ろうとするわけですが、そこで前を歩く深谷さんの背中を見ているうちに、「控え室ではあんなに馬鹿にするみたいに笑っ

ていたのに、なんだよ！」って気持ちが頂点に達してきて、「わかったようなことばかり言わないでよ、おばさん！」と大声で叫んでしまったんです。それがスタジオ内のマイクに拾われて、お茶の間にも届いてしまった。

その瞬間スタジオの上の方にいたディレクターとかえらい人がダーって駆け下りてきて、「おいっ、これ放送事故だぞ！何やってんだ、どうするんだよ。保坂さんの紹介だからちゃんと喋れると思って呼んでいるのに、何なんだ！」ってすごい剣幕で言われて。それでひえ～ってなったんだけど、それでも自分が悪いとは思えなかったから、「はあ」って言って、下向いて黙るだけがせいっぱい。そういう放送事故を起こしてしまった。

一緒に行った保坂さんや藤井さんには迷惑をかけてしまったなあと思っています。でも、こんな番組の作り方、聞き方をするテレビも、泣きのシーンとか言って笑う識者も、おかしい。ただ1つだけ、とっさに、そのとき深谷和子さんの名前をインプットしてなかったの、「おばさん」と言ってしまったことは悪かったと思って後悔しています。名前で呼ぶべきでした。それは反省しています。

2. 学校解放運動とのかかわり

先ほど保坂さんと藤井さんと一緒にテレビに出たと言いましたが、それはなぜかという、学校解放運動に参加することによってお二人とつながったからなんです。学校解放運動を始めたのは保坂さんや、教育評論家の斎藤次郎さん、『わいふ』というミニコミを作っていた鈴木みちこさんなど、教育をはじめとするいろいろな市民運動に関わる人たちでした。その人たちが集まって、学校を直接に変える根拠地「学校解放センター」をつくる第一弾として、『学校解放新聞』というミニコミを発行したんです。

1983年3月19日に出た創刊号の1面には、「学校病が殺人ゲームを生む」といって、横浜“浮浪者”殺人事件についての記事が出ています。その創刊号は4000部刷ったのですが、その後3週間余りではけたそうです。編集後記には「中・高校生に直接手渡しできる、それを媒介に対話ができ共に歩みを始められる、そんな新聞をめざしての出発だ」と書いてあります。1年後の1984年には発行部数が1万部ということで、当時、管理教育とか校内暴力についてなど教育の問題に関心を持って活動している市民の人たちが、すごくたくさんいたということなんだと思います。

私は、この創刊を朝日新聞の記事で知って、中学2年生の終わりの頃に定期購読を始めます。発行元の学校解放新聞社は、保坂さんが主宰する「青生舎」の事務所の中にありました。当時の保坂さんは原告として内申書裁判を闘っていて、『月刊明星』という雑誌に、「元気印レポート」という連載ページを持っていました。朝日新聞でも「若者」欄の「OFF-ROAD Report」というコーナーに沢山記事を書いていたので、中高生にすごく知名度のある人気ライターで、もちろん運動家でもありました。私は中学時代から『学校解放新聞』の編集会議や拡大編集会議、集会にちょこちょこ出かけて行くようになりました。それはどうしてかということ、私自身も学校に行っていないにもかかわらず、校則をなくしたいといった内容の学校新聞を学校の同級生と一緒に作っていたりしていたので、『学校解放新聞』を読んで、同じように学校がおかしいと思っている人たちがいるんだと心強く思ったからなんです。

「青生舎」では、毎週月曜日に編集会議が夜の7時から行われていて、そこには中学生も高校生も来るし、大学生や教員、PTA運動をやっている人、会社員の人、マスコミの人、若い大人からご老人まで毎回20人くらい参加していて、参加者が多すぎて椅子が足りなくて、立って会議に参加するなんて人も出たぐらい毎週にぎわっていました。1984年には学校解放のために活動するグループが全国に33ヶ所ありました。個人宅や学校の先生、労働組合の事務所とかもあって、それぞれ住所と電話番号付きで新聞に載っているの、訪ねていく小中高生もけっこういた。私も中学を卒業してからは青生舎に入り浸って、主に中高生のページというコーナーづくりに参加していました。自分は中高生でもなんでもないのにそういうページを作った。学校に行っていないけれど、学校を変えようと思っていたから参加していたんですね。

そのうち学校解放新聞の付録として、中学生の「ち」と高校生の「こ」で、『ちこ』という名前の投稿紙をつくりはじめ、編集長になりました。なぜなら暇があったから。でもこれが、あとあとたいへんな事態を起こしました。私ばかり保坂さんにひいきされている、みたいに同世代や少し年上の人たちから言われるようになり、青生舎で毎週月曜に行われる会議のときに大勢の人のなかで「伊藤書佳がそんなに偉いのかよ」と詰められて、なんかもうちょっと無理っすって思ってしまい、「私は編集長辞

めます」っていうことで、下りてしまった。権力闘争に弱くてすぐ負けてしまう。辞めずに続ければよかったかなとも思います。

3.フェミニズムとのかかわり

『ちこ』の編集長を辞めてしまって、しばらくしょぼ一んとしているときに、家の近所の古本屋さんで、フェミニズムという言葉も知らないうちに、金子文子に出会いました。古本屋の棚を眺めていたら、『何が私をかうさせたか』と書かれた背表紙が目飛び込んできて、なんだかよくわからないけど読みたいと思ってレジに持って行って、家でひきこまれるように読んだんですね。それで金子文子のファンになった。その後、保坂さんから紹介されて、今は瀬戸内寂聴先生ですけど、瀬戸内晴美の三部作、伊藤野枝、金子文子、菅野すがの人生が書かれた本を読んで、すごい面白いなあっていう風に思ったり、天皇制って恐ろしくて酷いと思ったりするようになりました。そのとき同時にすすめられた高群逸枝とかボーボワールとか森崎和江とかはなかなか読み進むことができなくて、それで、ほったらかしちゃって。

それでも、フェミニズムのことをもっと知りたいという気持ちはずっとあって。学校解放新聞の編集会議に来る女の人にも、大学でフェミニズムを勉強しているっていう人やフェミニストだという人もいたので、そういう年上の女の人に憧れたりもしました。でも、みんな大学を出てバリバリ働いていたり、バリバリ大学で学んでいたりする人たちで、自分はずっと違う場所にいるなあっていうのも、感じていたんですね。で、その年上の女性たちが、「自分で稼いで自立しないと、男の人と対等な関係でいられないよ」とか、「もっと勉強しなさい」とかすごいアドバイスをしてくれてたんですけど、そういう言葉に、もう「勉強めんどくさい」とか、「自分で稼いで自立する」といっても、「中卒でそんなバリバリ働くなんて、どうやってやったらいいのかわかんないし、働きたくない」みたいな。そういう風にしゅるしゅる〜って気持ちがしぼんでしまう。でも当時、男女雇用機会均等法が施行されたばかりのときで、それは先達が勝ち取った権利だったわけなんですよ。そのことはすごいことだと思います。

ただ、まだ残された問題があると私は思っています。能力があるのに女性だから落とされるとか、女性だから賃金が低いのは差別なので解消が求められるとして、では能力がないとされた女性はどうなるんだろう？それも、頑張っているんだけどできないという人じゃなくて、ものすごく怠惰でルーズで、さらに何かをするときには時間がたくさんかかってしまって、段取りが苦手という人。その上段取り上手になろうという気が全然ないというふてぶてしさがある人。経験を積めば、いやでもできるようになるといった声にも、そんな経験を積むの面倒くさいと思ってしまう人とか。頭の切り替えをするのも苦手。朝に弱い。寝るより楽はなかりけり、すぐにごろんと寝てしまう。人と会う約束をしても時間通りに行けないどころか行かないこともしばしば。遅刻、ばっくれ常習犯。またそれを心底問題とは思えない人。自分が相手に同じことをされても腹が立ったり困ったりしない人。困ったとしても困ったなりにその事態を受け入れてしまう人。生きていれば、それでいいんじゃない？ぐらいに思うだけ、みたいな人。遅れたり来ないことが折り返みで社会や人が動けばいいのになどと考える人。こういう人たちはどうなのか、と。

言うとなんか嫌われちゃいそうなんですけど、自分は今挙げ連ねたことのほとんどに当てはまります。それで、そんな態度や考え方や雇ってもらえなくても仕方ないね。社会も誰も相手にしてくれないよっていう風に言われちゃうわけ。実際に言われてもきた。社会も誰も相手にしてくれないから、このままだと孤立しちゃうってことで、ふるまいとか性格とか生活の仕方を変えることを提案されたりして、それも拒否すると、自分から動くようになるまでどうしようもないねってお手上げ扱いされる。付き合いこっちは疲れちゃう、と。確かにね、疲れちゃうって人はいるとは思いますが。でも、そういう人が社会の中で、女の人だからっていうだけじゃなくて、問題がその人個人の問題であると設定されてしまって、健康で文化的な生活から遠くになってしまうということがあるということをもそのままにしているのか。よくない。だからそういう行動を直した方がいいと考えがちですが、私はそうは思わない。また、行動やふるまいを変えたり直すことを促して、その人が生きやすいように手伝うとか支援するという行為は、今の社会構造を支えて強化することにもつながる。この行為の危険性が軽んじられているように見えます。

そこでむしろ、私のような行動、嫌われちゃいそうな行動っていうのが、実は「よき市民たれ」という圧力に抗するとき、とても大事なんじゃないかと考えています。

アントニオ・ネグリが『帝国』の中で、「指令に服従する能力のない身体」について書いていて、私はそれすごくいいなあ、と思いました。そういう身体が社会変革においてはすごく大事なんじゃないか。もう一つ、結局「椅子取りゲーム」になってしまう問題も大きく横たわっています。私、「椅子取りゲーム」が大嫌いなんですよね。とはいえ、好きか嫌いにかかわらず、それがゲームどころか社会の仕組みに取り入れられて、椅子に座れなかった人は弱い、負け犬、自己責任。そのことを問題にしているわけです。

しかも、今や社会に用意された椅子（雇用などのこと）のほとんどがボロボロだったりするから、このゲームに参加するのは嫌だ、このゲームを社会の仕組みに取り入れたままにするのは駄目だとも思っています。

話を80年代後半に戻すと、そんなふう自立や自活に大きな価値が置かれることへの抵抗感がすごく強かったし、「椅子取りゲーム」に勝って、自立しようとしないとフェミニストとは名乗れないんだろうなあと思って後ずさってしまった。でも、女の人が虐げられたり、差別されたりする状況を作り出す仕組み／装置である婚姻制度や家族制度、家族主義にはずっと反対です。実際、結婚もしていないわけですが、まあ結婚していないのは、結婚する状況になれなかったっていうのも大きいんですけど。

ところで、私の父親はドメスティックバイオレンスな人でした。初めて父の暴力を目の当たりにした記憶は私が3歳のときです。母が父に殴られて気絶してしまったことがあった。恐怖でした。母を助けなくてはと思った。家の道路の向かいに病院があったので、そこへ行ってお医者さんと呼んでこなくちゃと思って外に出たんですけど、夜だから道が暗くて。そこに車がブーブー行き交っていて、道を渡れなくて、私、しゃがんじゃったんですよね、そこに。で、すごすご家に帰ってきたら母はもう起きていて、とても暗い眼をして座っていた。それで、母になにもしてあげられなかったことがすごく申し訳なくて、そこからお母さんがかわいそうって思うようになった。それが多分、私がフェミニズムに興味を持つようになった最初のきっかけだったように思います。後になって、こういうことは私の家に限った個人的な問題ではなく、結婚とか家族がもつ構造的な問題なんだということに気が付きます。そんなひどい目に何度もあった母ですが、25年くらい前によく離婚に踏み切って、ちょうど昨日83歳の誕生日を迎えました。元気でなによりです。

4. ポジティブ志向と「じゃあどうすればいいのか」問題

話を学校解放運動に戻します。1984年に『学校解放宣言』が出版されました。『学校解放新聞』の縮刷版が掲載されていて、学校解放運動がどういうものなのかが分かります。冒頭部分に「僕らの目指す学校解放」という座談会が掲載されていて、保坂展人さん、当時編集長だった森口秀志さん、斎藤次郎さん、鈴木みち子さんの4人による座談会です。そこで斎藤さんが、校内暴力は「中高生の異議申し立て」である、と支援してきたことによって「世論」が変わってきた。最初は「荒れる子どもたち」などと言って、子どもが悪い、子どもが問題だっていう風潮だったが、次第に学校に問題があるんじゃないかという方向で世論形成されてきた。だけど、世論は変わっても事態はまったく変わらない。ますます締め付けが厳しくなっている。それはなぜかと言えば、「学校はおかしい」とは言えても、「じゃあどうすればいいのか」がないからだ、と指摘します。そして「校内暴力断固支持」といった鋭い言葉で状況を切り裂くことはたやすいことだと思う。それよりも子どもの成長に何を期待するのか、どうやって変革のエネルギーを作り続けていくのか、が難しい。「反学校」とか「反」という言い方じゃ駄目で、こちら側のポジティブなイメージをどんな幼稚なものであっても示していかないと、と提案する。

これに保坂さんが応じます。保坂さんは中学校で学生運動をしていたことを内申書にマイナスに書かれて、受けた高校から不合格にされてしまった。これを憲法違反として裁判を起こしたわけです。だから保坂さんは周りから、「学校はダメだ」と学校を見切っているように思われることが多かったのだそうですが、保坂さん自身は、実は学校が駄目だとは全然思っていないと前置きして、「学校がダメだと言えるのは、日本の社会そのものがダメだと見切ったときだよ。学校から切り捨てられても、自分から飛び出しても、どうやって生活していくかにぶつかるわけだよ。だから社会そのものを学校解放社会にしていけない」と答えています。これに鈴木みち子さんが「日常を子どもたちがどう生き生きとしてゆくかが課題」と加える。その後、座談会の論点はどんどん中高生のありよう、もしくは中高生にどう働きかけるかということに移っていき、自分たちの生き方をどう示していくかという話になって終わる。齋

藤さんが最後に「どうやって生きていったらいいか、中高生といっしょに苦しみながら考えていきたい」と言っています。

これを読んで私は、それも必要だろうけど、中高生が異議申し立てした学校の持つ問題とは何なのかについて、もっと掘り下げていくことが必要だと思った。なぜ「反」という言い方が駄目だとされるのか、ポジティブとはどういうことなのか、人はネガティブなことよりポジティブなことを言う方が大事だって思いがちなんだけど、どうしてそんな風に思ってしまうんだらうっていうことから考えなければいけないと思ったわけです。

学校は一つの権力なわけですから、権力とは何かとか統治のための学校というものについて、学校解放運動をともにする人たちとのあいだでよく考えあう必要があった。その上で変革について考える必要があったなと思います。中高生がどう生き生きしていくか、社会に出てどうやって生活していくかという問題にフォーカスするうちに、学校は駄目じゃないけど、学校以外でも生き生きできる居場所があればいいよね、だからそういう場所を作っていこう、という流れが大きくなっていく。それが個性重視、画一的な教育や学校中心主義からの脱却などを打ち出した中曽根臨教審に代表される新自由主義政策と親和性を持つことにもつながった。学校解放運動がしばんでいってしまった背景には、生き方という個人の側の問題に重心が移ってしまったことの影響も大きかったのかもかもしれないと、振り返って考えているところです。

5. 「反管理教育」から「ブラック校則」へ

ところで 1980 年代の学校解放運動は反管理教育運動とも重なっていました。この反管理教育運動の議論も深めきれないまま今日に至っています。教育から人を解放するのではなく、管理的な学校から人を解放する、という話で止まってしまったままになっている。それが今の「ブラック校則をなくそう」といった運動につながっているとみています。ここでいう「ブラック校則」とは、一般社会から見れば明らかにおかしい校則や、生徒心得、学校独自ルールなどの総称として定義されているものです。

「一般社会」って何なのかなって思うんですけど。こういう運動がまさに、「よき市民」の運動だと思います。「もともと茶色い髪の毛を黒く染めなきゃいけない」というような「ブラックな」校則をなくして、「生き生きと過ごせる学校にしてください」ということを望む、もともと黒い髪の毛を茶色にしている人を違反者として指導する校則の側面には触れない「よき市民」の運動。そうではなくて、（「ブラック」であろうがなかろうが）そもそも校則とは何なのか、なぜ校則によって生徒は指導されるのか、とんでもない校則が学校でまかり通る背景に社会通念や社会構造がどのようにかかわっているのかを含めて、校則や学校そのものを問い直していくということが必要だと思うんです。そのための議論ができる場所を作っていないと、と考えています。

じゃあ問い直そうとしている学校って何なのかというと、国家の教育を提供するところです。資本主義の競争社会に子どもを適応させようとするのが現在の日本の国家の教育です。学校という装置を通して、「国民」とされた者たちが能力に応じた国家の教育を受け、「人材」となってそれぞれの能力に応じた、社会のどこかの場所に配分される、配分装置。

そしてその国家の教育の配分装置は、1984 年に始まった中曽根臨教審以降、学校の枠を超えて社会の隅々へ拡張してきたわけですね。今コロナで、大学でもオンライン授業が行われていて、小学校や中学校もオンラインでいいんじゃないかって話が出ています。コロナが収まってもオンライン授業は新たな産業として今後も重要視されていく。この、家の中が学校になるというか、もう身体そのものが学校になるところまで来てしまっているということを、もうちょっと真面目に考えないといけないなと思います。

6. 自律と拒否

1970 年代にイタリアで、労働の拒否を掲げていたアウトノミア運動というのがありました。アウトノミアは、オートノミー、自律、という意味なんですけど。私は自律とは拒否だと捉えています。そして拒否とは、逃走、逃げることだと思っています。こういう動きを日本でもできたらいいなといつも思っています。では、なにから逃げるのか、というと、一番には、「国家の統治からは逃れられない」という思考停止から逃れる。そこから逃げないとならない。アウトノミアのみんなは、「個別に逃げて、共に撃つ」と言っていました。逃げるのも大事だし、撃つということも大事だなと思

っています。

そうして今ある、「人が生きる」ということに序列をつけて、「生きている意味が無い人もいる」と思われるような、国家というものを転覆させるということを、どうやったらできるのか考えています。「個人がどう生き延びるか」という処世の術に目を向けてばかりいては、結局今ある規範の強化にしかならないから。社会は簡単に変わらないから、目の前にある私にできることを少しでもやる、という風になってしまいがちですが、それだけじゃまずいと思っていて。子どもの貧困支援といって子ども食堂をやるとか、学校に行かない子の居場所やフリースクールをやる、というのだけではまずい。

私自身も「いけふくろうの会^{注2}」をやっているだけじゃ駄目なんです。それで「いけふくろうの会」では、有志で教育機会確保法という法律が成立するときに反対運動をしました。そうやって自分たちがどう生きるかということを考えるのと同時に、国家や権力を問題にしていかないといけないと思っています。

学校解放運動は、国家とか権力を問題にしていくという視点が弱かったと思えます。それは、その問題はもう十分に問題とわかっている、だから現実を少しでも動かさないと、という運動論だからなのかもしれないかもしれません。今ある社会はそうそう変わらないのだから、別のあり方を作り出すことで、選択肢を増やすことで、なんとか奥行きを広げよう、というようになっていったのかも。そして、今ある社会の枠組み・構造自体を変革する、ということと同時に考えるという点が抜けた。それが80年代から今まで続いてきてしまった。

教育社会学や思想史を専門とする関西学院大学の桜井智恵子さんが、先日 Twitter で「居場所」や「学習支援」のような市民活動の危うさについてつぶやいていたのですが、「『統治への批判知がなく、抵抗もないままの市民活動』はロールアウト型新自由主義に包摂されるんだろう。そこが分かれ道と分かってきた」、と書いていてはっとしました。統治への批判とか批判知、抵抗ということが、市民活動や社会運動に求められているんだと思います。

7. 解いて、要求する

最後になりますが、自分の中で自分が自分に行ってしまう国家の統治から逃れること、自分の中の「よき市民」から逃れるとか抵抗することも求められますよね。私もよく自分が内面化している国家のまなざしとか、「よき市民」的な部分をかかわそうとしています。そんな「よき市民たれ」という規範に抵抗する、逃げる、かわす、ということに関連して、私がすごく応援されたって思ったことがあるので、紹介します。

昔、小倉千加子さんが『モア』という女性誌に「金太の恩返し」という連載をしまして、その11回目の「眠り鬱」という記事です。その冒頭にいいことが書いてあったんです。オノ・ヨーコさんが「そもそも人間は8時間程度の睡眠がふつうだというのは、社会の偏見である」と言ったと。「オノ・ヨーコさんは一日4時間睡眠でなんともないそうだ。オノ・ヨーコさんは、人間の身体を縛っているそうした偏見をひとつひとつどいていくことを実行し、食事も冷蔵庫からヨーグルトを出してちょこちょこ食べるだけでいいと述べている」と。小倉千加子さんの場合はたくさん眠る人なので1日10時間くらい寝ていて。お休みの時などは寝て、ちょっと食べて、また寝てってこんこんと眠っているという。だから「眠り鬱」。そのエッセイの趣旨は、自分では社会をどうすることもできない女の人は眠るんだ、っていうことで、その部分にはそんなに心惹かれたわけではないんですが。

でも、偏見、自分を縛っている偏見を一個一個解いていく、ということとは、よき市民に抗するとか、逃げる、かわす、というときに支えになるんじゃないかと思えます。気楽になるということもあります。「食事にヨーグルトをちょこちょこ出して食べるだけでいい」って、別にオノ・ヨーコがずっとヨーグルトばかり食べているわけじゃないと思うんです。だからこれは何を言っているのかというと、「よい生活」とか「普通の生活」のイメージに縛られる必要はない、ということなんじゃないか。朝、お日様が昇ったら起きて、一日三食栄養バランスのいいものを用意して食べて、暴飲暴食はしないで、健康に気をつけて。翌日の仕事にひびかないように遊びすぎず、だらだらしないで、部屋は清潔に保ち、日を浴びて体を動かして、時間を守って、人とも語らって、みたいな。それが「よい生活」、あるいは「普通の生活」、「生活を大事にする」ことだという規範があり、そうした生活を送れるようになることが「自立」して大人になって生きていくということなんだとされる。

でも、別に三食食べなくてもいいし食べてもいい、手作りしなくてもいいし手作り

してもいい。てきとうに好きにやってよいのだと。「普通の生活」とはこういうものだ、ということに縛られなくてよい。そこを解いていく。いろんな人がそこを解いていくようになれば、社会が解かれていくということがきっとあるとも思っています。権力に対して文句を言うということと同時に、自分のことを解いていきたいなと思います。例えば、締め切りは破る、延ばす、とか。締め切りを守ることが大事、というところから逃げてみる、ということもありかなと。ちょっとハードル高いことを言ってみました。

それから、要求を控えないということも大事。ケチは駄目、よこせって言う。これは堅田香緒里さんから教わったことなんですけど、「いいから金よこせ」と言う。自分がなんかやっているとか、ちゃんと貢献しているから社会からお金をもらっているはずだ、というような、そういう自負や逆に言うと負い目も何も持たないで、何もやってもいいから金よこせって言うこと、要求することが大事だということを教わって、すごく大事だなと思いました。

また、この「ケチはダメ」っていうのは、ボルネオ島の狩猟採集民プナンの人たちも同じことを言っています^{注3}。この人たちも、多分ゾミア^{注4}の一種なんじゃないかと思ったりするんですけど。ゾミアというのは、東南アジア大陸部の五カ国と中国の四省を含む広大な丘陵地帯丘陵地帯の中で、国家と距離を取って国家の収奪にできるだけ抵抗できる形態で集団を作って暮らす人たちの総称です。国家の文化や規範に同化しない。中には階級に対する徹底的な拒否を行う人たちもいるそうです。このプナンの人たちは採ってきたものを全てみんなで山分けするんです。だから自分が何も採ってきていなくても、ちゃんと山分けされる。でも、集団の長のような権力を持っている人とか商売によってお金を持っていたりする人とかが、ちょっとでもケチするとすごく怒られちゃう。持っている人は、全部放出しないとイケない。権力に対してだけはケチはダメだって怒るけど、そうでない人には「まあまあまあ」ってなる。ありがたいもごめんなさいという言葉もないそうで、反省もしないし、誰かに反省を促すようなこともしない、という暮らし方をしている人たちだそうです。こういう社会のあり方がとても参考になる。現在に照らせば、例えば最低賃金 1000 円は安いから 1500 円欲しい、とか控えめに言うんじゃないとやっていけないぞと言っていくとかね。そういうことが大事だと思います。

1) 池田賢市・市野川容孝・伊藤書佳・菊地栄治・工藤律子・松嶋健 (2020) 『能力 2040 AI 時代に人間する』太田出版

2) いけふくろうの会とは、「最初から二次会」がコンセプトの、不登校・ひきこもり当事者やその他周辺の人たちが、池袋の居酒屋などに集まっておこなう交流会。

3) 奥野克巳 (2018) 『ありがたいもごめんなさいもいらぬ森の民と暮らして人類学者が考えたこと』亜紀書房

4) ジェームズ・C・スコット・佐藤仁監訳 (2013) 『ゾミア 脱国家の世界史』みすず書房

(編集・構成 堅田香緒里)

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

**マイノリティと
社会運動の
現在** (いま)  



7 目次

2020/1/25 (月) 19:30~21:30
「威力による性暴力に対抗する韓国の女性運動—ソウル、釜山市長の事例を中心に」
講師:イ・ミギョン (韓国性暴力相談所長)
言語:朝鮮語 (通訳:李イスル)

第7章 威力による性暴力に対抗する韓国の女性運動—ソウル、釜山市長の事例を中心に

話者プロフィール

イ・ミギョン

現在の韓国のジェンダー平等運動を牽引する韓国性暴力相談所所長 (1991 開所～1993 性的暴力特別法の制定推進委員会の活動開始、また、韓国大法院 (대한민국 대법원 日本の最高裁判所にあたる) 司法行政諮問委員会委員、元全国性暴力相談所協議会常任代表、元梨花女子大学リーダーシップ開発院特任教授。

0.歴史的な1日

今日は韓国にとって重要な一日となります^{注1}。なぜ重要なのかはこの後の話と関係してきますので、あと30分もすればお分かりいただけると思います。本日の189名の参加の方々も、「正義の決定」がくだるように応援してくださいと思

私はこのような性暴力・セクハラ問題の対応をしていると常に思うのが、「被害者らしい被害者」はいない。そして、誰もが被害者になり得ると考えております。また加害者もまた色々な加害者がいることも忘れてはならないと思

今日はソウル市庁による性暴力事件について抗議を行った時の写真を使っています。傘には「私たちは共に一歩ずつ足を踏み出す」と書かれています。右側にある写真は、性暴力に反対する活動の写真

これをここに載せてみました。それでは本題に入ります。図2が本日の話す目次です。

1.世界を変える性暴力被害者—性暴力被害者の力と勇気と知恵

おそらく皆さんもお読みになった方も多いかと思いますが、図3の右側は、伊藤詩織さんが性暴力にあったことをまとめた本ですね。伊藤さんは、2018年の11月に私たちのセンターを訪れてくださりその場で歓談会を開催しました。

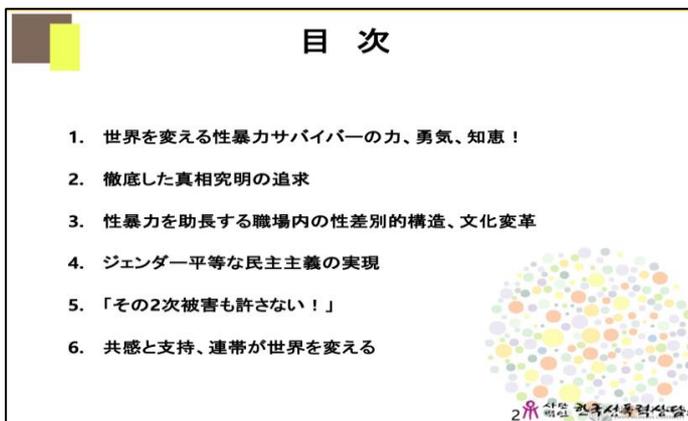
もう一人ご紹介したいのは「キム・ジウンです」という本です(図3左側)。キム・ジウンさんは忠清南道の道庁で知事秘書として勤務され、2018年3月5日にご自身が受けた性的暴行の被害の告発をされた方です。キム・ジウンさんは被害を告発しましたが、この本を出すことで2度目の#MeTooをしました。

キム・ジウンさんは直接番組で自身の被害を告発しました。裁判の1審では加害者に対して「無罪」が宣告されましたが2審、3審では有罪の判決が下りました。



イ・ミギョン(韓国性暴力相談所所長) 1인 상담 전문 센터 설립소

(図1 私達は共に一歩ずつ足を踏み出す)



(図2 目次)



(図3 伊藤詩織/キム・ジウン)

一審結審公判での被害者の最後の陳述 (2018.7.27)

「...今、この場で聞いている被告人アン・ヒジョンに伝えたいです。あなたに行動は間違ったことであるし、法的に処罰を受けなくてはならないことだ。あなたは明らかな犯罪者だ。あなたが持っている権力は、そのように悪用しようと与えた力や地位ではない。世界をもう少し美しく、自由に、弱者の側に立ち、幸せな世界を作りたいと私が力を補ったのであり、あなたの性欲を解消しろと私が組織にいたのではない。あなたは私にとって、ただの一度も男性だったことはない。最初から最後まで上司であったし、トップとその部下という関係だった...今こそ私と他の被害者たちに過ちを謝罪し、当然の罰を受けるべきだ。」 (引用：本講演パワーポイントより)



(図4 1審の無罪判決を受けて)

キム・ジウンさんは書籍を出すことで2度目の#MeTooをしたこととなります。また本の冒頭に「どこかにいる被害者に対して連帯の手を差し伸べたい」と書かれていました。図4をご覧いただきたいと思いますが、先ほど裁判の1審が無罪だったと言いましたが、1審が無罪になり、その無罪の判決が出た日に、一番大きな広場である光化門広場で2万人の人々が集まって裁判所を糾弾する集会がもたれました。図4の右側の写真には、松明をもって怒りを表現しているということがお分かりになります。この事件は、控訴審で有罪、控訴審で有罪、大法院(韓国の最高裁)で有罪が確定しました。図5をご覧いただきますと分かるように、9名の若い女性弁護士が被害者の弁護士として裁判を支えました。大法院が有罪の判決をしたことに大喜びしています。この事件では被害者、弁護士、共同対策委員会の活動家そして市民たちが韓国社会を変えたということが言えます。



(図5 9名の若い女性弁護士)

1-1. 相次いで「告発」する被害者たち

2018年に不法撮影に対する不平等な検察による捜査というものが問題視されました。



(図6 相次いで訴える)

男性がこの被害にあった場合には実際にポータルサイトで検索がされるというような問題と逆に女性がこのような被害を受けた場合にはアダルトビデオのサイトの方で検索をされるという不平等についての指摘が行われました。20 万人もの若い人々が多くの人々が集まって、ソウルの恵化駅（へふぁ）に集まってこのような問題に対する問題提起をしました。

韓国でテレグラム性搾取に対する被害の判決が下されました。被害者が判決の日の行ったインタビューを紹介します。

「本日主犯チョ・ジュビンに対する宣告が下ったが、これが終わりではないことを知っています。」(テレグラム性搾取被害者、2020. 11. 26. 宣告公判直後の記者会見にて、代読)

- ・「隠れたかったが、避ければ彼らが笑うことを知っていたから...」
- ・「彼らが私を避けるべきだと考えた。」
- ・「国民の方々も一緒に怒ってくれ、多くのマスコミでも関心を持ってくれ」
(引用：本講演パワーポイントより)

このような状況でマスコミが被害者たちの被害事実と、加害者たちの手法をゴシップのネタのように解き明かしていく様子を見て、とてももどかしかったことを記憶しています。被害者の方は「本当はこの問題からさけたかったけど、(私が)出なければ加害者の方が笑うだろう、だから避けずに前に出てきた」と言っていました。韓国では事件がきっかけになって多くの法律が整備されることになりました。

6月9日釜山の市長オ・ゴドンによる女性公務員に対する強制わいせつ事件が occurred しました。2020年6月9日に釜山で事件を告発するための記者会見が行われた時の写真と、2021年1月18日検察庁の前に集まって「なぜまだこの事件が起訴されないのか!」ということを書いている写真が図6です。この事件につきましても被害者の力強い声があったので、このような事件が明るみに出ました。この被害者の方は「犯罪者は当たり前前に処罰を受け、自分自身は平凡な人生に戻っていきたい」というようなことを言っていました。私は日本やまた世界中も同じだと思いますが、“被害者が被害者らしさ”を要求されたり、あるいは被害者の言うことが信じてもらえない、疑われたり非難されるといったことが起こっていると認識しています。

7月7日には泥酔した女性をホテルに連れ込んで性暴力をした事件がありました。この被害者は「私はこれ以上獣の仮面をかぶったような加害者やそれを助長するような市民を傍観することはできない! そのような人たちが街を闊歩することが許せない!」と力強く被害を告発しました。この事件は1審、2審とも加害者が無罪とされ、今大法院で審理行われているところですが、“正義と常識”に基づいた判断が実施されるように促しているところです。

1-2. ソウル市長による性暴力事件

本日主にお話ししたいのは、ソウル市長による性暴力事件についてです。被害者は、市長の秘書を4年間勤められた公務員です。この被害者の方が市長を告訴した日に市長は自ら命を絶ちました。加害の自殺により「被告人がいない」という状況になり、裁判所ではこれ以上事件を審議することはできないという判断になりました。また、この事件では被害者に多くの非難が注がれました。本当に素晴らしい市長を死に追いやったとして被害者に対して“殺人者”というような言葉が向けられることもありました。この被害者の方は記者会見の時にこのような二次被害があるにもかかわらず、どんな偏見もなく敵法で合理的な手続きによって、真実が明らかになることを期待したいと言っていました。

代読ではありましたが記者会見の中でこの被害者は、つらい時期を経ながらも諦めずに私たちの社会が真実を究明し、正義を実現する様子を見守っていきたいというようなことを言っていました。図7は記者会見の様子です。メディアの方でもこの事件に対して関心を持って、事件をかなり重要に扱っています。

この被害者の実名がインターネットに漏洩するという事件が起きました。韓国では性暴力の被害者は仮名で捜査・調査を受けることになっています。当初は仮名で捜査されていましたが、インターネットに名前がでてしまい大きな問題になりました。ではなぜこのような二被害を被害者が受けなければいけないのか、という市民の怒りが起きました。

被害者と被害者の家族の方が2021年1月18日に所信表明をしました。なぜなら被害者をサポートする過程で問題が起きたからです。このうちのサポートとしている団体の一人が、ある国会議員に対してサポートの経緯などを市長に話をしてしまいました。この国会議員がソウル市長とかなり関係性の熱い友人だったということが分かりました。それでこの国会議員がソウル市長に告発が起ることを知らせてしまいました。この市長は結局自分の強制わいせつの事実を知っていましたが、認めていなかったものでそれによって死を選択したのだと私たちは推測をしています。それでこの被害者は、この事件について刑事処罰を加害者に対して受けさせるというその機会さえも奪われてしまったということに対して、問題提起をしていますし、この国会議員に対して謝罪と辞任を要求しています。

被害者の弟さんは姉を“ハニートラップ”として汚名を着せないように市民に伝え、ご両親は嘆願書を出しています。

私がこれまでの話で皆さんにお伝えしたかったことは、被害の生存者（サバイバー）の勇気や告発によってこのような「威力性犯罪がある」ということを社会に知らしめています。そして被害の生存者（サバイバー）の告発は、社会を支えていくためにかなり重要な役割を果たしているということをお伝えしたいです。

2. 徹底した真相究明

先ほどご紹介した内容ですけれども、道知事による性犯罪について1審で無罪の判決が下されたという話をしたいと思います。当時の裁判所はこの道知事が被害者に対して「威力は存在した」ということは認めました。しかし、この威力を実際に行使したそういう証拠はないと判断をしました。また、被害者の内心とは反するような状況だったとしても、現行の韓国の刑法においては暴行や脅迫がない場合には強姦として認められないと判断されました、しかし、2審では全く違うような内容が述べられました。2審では被害者の陳述に信憑性があるとなりました。業務上の威力には必ずしも被害者に対する類型的な威力である必要はないというような判断が下されました。また大法院では「被害者の陳述の証明力を排斥してはならない」という判断が下されました。被害者との陳述はどんなものも重要で、「被害者の証言の一貫性や証明力が何よりも重要だ」というような判断が下されました。この事件は350の団体が対応をしました。最終的にはこの被害者の勇気が韓国社会にお



(図7 ソウル市長性暴力事件)

ソウル市長性暴力事件刑事訴訟の現況

(2021. 1. 18. 現在)

・ 捜査段階

告訴人 (告訴日)	内容	現在の状況
被害者 (20.7.8)	性暴力特例法違反など: ①強制暴行 ②業務上の威力による暴行 ③通信媒体利用猥褻	検察調査中 (被害者調査完了)
被害者(20.7.13)	被害者陳述書流出および2次加害行為関連 刑事告訴事件	検察調査中 (被害者調査完了)
被害者(20.10.7)	性暴力特別法 身元漏洩禁止違反	検察調査中
第三者	業務上の威力による性暴力ほう助罪 (20人)	検察調査中
第三者	公務上秘密漏洩罪、人的事項公開禁止違反など	検察調査中
第三者	被害者弁護士 (キム・ジェリョン) 誣告、誣告教唆罪 被訴	検察調査中
第三者	公務上秘密漏洩などによって告発された事件	不起訴処分

서울인권운동연합

(図8 ソウル市長性暴力事件の現況)

ける威力性妨害について新しい歴史を書くことができました。2019年に判例として韓国大法院の判例として残すことができましたと言えます。

次に、ソウル市長による性暴力被害の現状です(図8)。被害者は強制わいせつ事件として告訴しました。しかし、現在は控訴権がないとして今は検察にあります。7月13日には陳実書が流出するという二次被害が起きました。これについては関連人物を送検しているところです。10月7日にも起訴事件がありました。被害者の個人情報漏洩の起訴が行われました。この事件についても調査されていて、検察に送検されています。この事件は被害者だけでなく第三者も告訴を行っています。特にソウル市庁内の秘書室において約20名が性暴力をほう助したとされ、公務上の秘密の漏洩などについても今検察の方で操作が行われています。次にこの被害者の弁護人に対する虚偽の告訴罪についても行われ、捜査が継続しています。図8をみていただければ分かる通り「一つの事件」に対してたくさんの告訴や告発が続いています。注目すべきは被害者への二次被害が甚大であることが分かります。

被告人が故人となったことによって交差点がないとされるというケース刑事訴訟の手続きについて、国家人権委員会の方に再考を促しているところです。この事件について今現在289の団体が共同で対策をとっているところです。ソウル市長から国家人権委員会の距離徒歩で15分の距離を活動家の皆さんと紫色の傘を差しながら行進して、要求を行ったという時の様子が図9の写真です。国家人権委員会について8つの項目を要求しました。



(図9 要求の行進)

国家人権委員会職権調査、8つの要求

ソウル市長、威力による性暴力事件国家人権委員会職権調査追求共同行動(2020. 7. 28)

「ソウル市に人権を、女性労働者に平等を」

1. ソウル市および関係者たちの性差別的職員採用および再差別的業務強要
2. パク・ウォンスンのセクハラおよび強制暴行など、性的加害による被害の程度
3. ソウル市および関係者たちの職場内のセクハラおよび性犯罪被害に関するほう助
4. 職場内の性暴力、セクハラ被害に対する不十分な被害救済手順
5. 7月8日、告訴事実がパク・ウォンスンに漏洩された経緯に対する調査
6. 性暴力被害者に対する二次被害防止のための積極的措置の履行可否
7. 選出職公務員の性暴力に対する懲戒措置などの制度的けん制装置整備要請
8. 職場内性暴力予防教育義務の履行の可否

今、速報ニュースがでていますが国家人権委員会の結果がでてきました。ソウル市長の疑惑について、強制わいせつは事実だと認定されたこと、今報道されました。国家人権委員会に私たちが求めていたことが本当に実現したことになります。とてもとてもうれしいです。

今、本当に感謝しています。もちろん当然の結果だと思います。ただ、これまで本当に辛い時間を私たちは過ごしました。多くの被害者が問題提起をしたにもかかわらず、その事実が認められないことが続いていました。けれども、この点についてソウル市長による強制わいせつが認められ歴史の一ページが描かれたと。

私たち共同対策委員の活動家は今、この国家人権委員会の結果に対してどのような所信表明をするのかを今 Zoom 会議をしているところです。私はその会議には今参加していませんけれども、その代わり日本にいらっしゃる参加者の皆さんとこの瞬間を共にできたこと、とてもうれしいですし本当に感動しています。ただしこの事件は単

純にセクシャルハラスメント、強制わいせつなどそのこと自体が問題になっているというだけではありません。

3.性暴力を助長する職場内の性差別的構造、文化変革

この事件の背景として、性暴力を助長する職場内の性差別的な構造文化があったからです。一部女性家族部が取った統計のご紹介です。例えば、女性の長官の割合は 33.3%、国会議員は 19%に留まっています。1時間あたりの男女の賃金格差も算出されています。国連で2019年に「政治領域における女性」で世界の女性の地位について表した地図というものを作っています。韓国の女性閣僚の順位は 83位、国会議員の比率は世界で 121位です。この図 10 の写真は、性差別的な職場文化が性暴力を助長するということを表すためのパフォーマンスです。性平等をうたっていたソウル市庁の中でも秘書の選抜の基準がかなり曖昧で、私的な労務をさせていたというのが行政安全会の方で明らかになりました。

被害者が市長に対して「好きです」と表すような言葉を送ったり、ㅋㅋㅋ（日本語で笑笑笑）というような内容のメールを送ったりしたことについてソウル市議会の質疑の中でのやりとりが図 11 です。特に青い字で書かれている部分をご覧くださいませるか？メールで笑笑笑などを使用することは、親近感の表れではなく、弱者達が生存するための戦略であると述べられていました。

性差別的職場文化、性暴力を助長する!



(図10 性差別的職場文化、性暴力を助長する！)

ソウル市議会市長質疑 (2020. 11. 18)

ソウル市長の威力&「ㅋㅋㅋ(日本語のww)」の意味

- クオン・スジョン議員: ソウル市は5日間、ソウル市の場所で故人を礼遇し、死んでも発揮される莫大な威力を、被害者と国民に見せつけた...被害者の身元を特定する多くの情報が流出し、ソウル市で撮影された映像が悪意的に編集され、広まった。
- ソ・ジョンヒョプ市長代行: 秘書室の性役割の残存は改善されなくてはならない...秘書業務の明確化とか、マニュアル、人事採用手順や基準の問題など、(対策を)準備中...被害者が味わった痛みに対しては、本当に気の毒な思いを抑えることはできず、一日も早く同僚として、もう一度戻ってくることを願う。
- クオン議員: 民主主義政治が高度化するほど、組織された力によって選ばれた彼らの力は大きくなる。被害者たちの沈黙はさらに深くなるしかない。今、全ての質問は加害者へ向かわなくてはならない。加害者が不在なら、加害者をとりまく人々とシステム、そしてこの社会にまた私たちの通念と認識を訪ねなくてはならない...ㅋㅋ, ㅎㅎ, 省略語などは親近感の表示ではなく、生存するための弱者たちの悲鳴...彼らのためにジェンダー平等な社会を作ることこそ、民主主義の核心価値を実現することであり、ソウル市と私達議会が存在する理由だ。 * 出典: 京郷新聞 (2020. 11. 19)

281 서울은 권력 섹슈얼 폭력 섹슈얼 폭력

(図11 議会でのやりとり)

4.性平等こそ民主主義の完成だ

私たちは、性平等な民主主義を実現することが、性暴力を根絶することであると本当に痛感しているところです。性平等こそ民主主義の完成です。韓国には両性平等基本法というものがあって、両者の平等についてきちんと書かれています。ソウル市長の秘書室にいた一人の男性がハンギョレ新聞に寄稿した記事があります。「自分が秘書室で働いている間に故人(ソウル市長)が性暴力加害者になるかもしれないということをたったの一度も考えたことがありませんでした。それが私たちチームの失敗だった」と自省しています。要するに、この事件は「力を持った人は誰でも、暴力の加害者になる」可能性を示していると言えるでしょう。今日報道があった、ある党(市民運動派)の代表が女性国会議員に対して性的暴力を働いたということもつながっていると思います。

私はこのような問題が、今日突然現れ始めたとは考えていません。これまでにずっ

と蓄積されてきた運動現場の問題が現れてきているのだと思います。そして「問題が明らかになる瞬間」こそが「変化が始まるその瞬間」だと考えています。

5. どんな 2 次被害も許さない！

よくご存知の通り、まず性暴力には一次被害というものがあります。誤った認識などに基づいて二次被害というものが起こることもご存知でしょう。実際に刑事司法手続きに則って告訴をした被害者のうち、25% (1/4) が二次被害にあったことを告発しています。

全国に性暴力相談協議会があります。この協議会は毎年、きちんとした判断を下せなかった判事、検事、警察、誤った判断を下した判事、検事、警察を調査しています。その調査結果をもとにそれらの名前を公表しています。明日、今年最初の全国会議が開催されます。もう 17 年間このような活動を行っていますし、今後も調査して発表していきます。

二次被害の典型例についてお話します。忠清南道の道知事に被害を受けた方に対して「でも離婚してはじゃないか」とのコメントを書き残した別の秘書に対して、裁判所が有罪判決を下しました。裁判所は、この加害者の秘書に対して被害者を誹謗中傷するような目的で「離婚をしている」というようなコメントを書いたということについて「これは典型的な二次被害である」と判決を下しました。

次の図 12 の写真をご覧ください、威力の意味をよく表しています。これは忠清南道の道知事が実刑を受けている間に彼の母親が亡くなっていて、亡くなったことによって一時出所をしていたのですが、そのときに大統領が直接弔花を送りました。またソウル市長のケースでは、彼が亡くなった時にソウル特別市葬として葬儀が執り行われました。これに対して 60 万人の市民が反対をしていたにも関わらず実際に特別葬として葬儀が行われました。つまり彼は威力を持っていたこととなります。

ある TV 局では、被害者を「被害者」と呼ぶべきかあるいは「被害を訴えている人」と呼ぶべきか、との議論を放送していました。このような二次被害は韓国だけに止まらないと思います。国連でもこの問題に対する懸念が表明されています。伊藤詩織さんも私たちに相談にこられたときに「日本社会においても自分が非難を受けている」とお話ししてくださいました。ソウル市長の秘書室にいた男性職員が寄稿した内容をご紹介します。



(図12 道知事が実刑中に母親の葬儀に大統領が花束を／ソウル特別市葬)

そのときに大統領が直接弔花を送りました。またソウル市長のケースでは、彼が亡くなった時にソウル特別市葬として葬儀が執り行われました。これに対して 60 万人の市民が反対をしていたにも関わらず実際に特別葬として葬儀が行われました。

ソウル市長事件2次被害

- ・ 被害者に対する非難
 - 「被告人は人生が終わったのに、告訴人は隠れて何をしているのか」「証拠を出せ」など
- ・ 被害者支援団体に対する抗議、非難
 - 「記者会見は今日でなくてはならないか」「気まずい(あるリベラル派人事)」「後援会をやめる」...
- ・ 被害者弁護士に対する侮辱、非難
 - 「企画#MeToo」「政治的目的とした告訴の背後勢力」「〇〇頭の弁護士」など
- ・ MBC 新入取材記者入社試験問題
 - 「被害者と呼ぶか、あるいは被害者と呼ぶか、論じなさい」
- ・ ソウル市葬反対596,410人の国民請願に対する答え (9/10)
 - 「故パク・ウォンスン個人に対する葬儀というよりは9年間在職した、現職のソウル市長という公的地位に対する葬儀」「性差別と性暴力のないジェンダー平等な民主社会具現のために努力する」
- ・ 政府与党：「被害者」用語
 - # イ・ヘチャン党代表、「それは礼儀ではないです ... XX野郎のようだ」と
- ・ キム・ジュヨン、オ・ソンギョ前秘書室長共同声明文発表など、前秘書室勤務者たちの反撃
 - 「20人の職員誰も被害の訴えを聞くことができず」「性暴力ほう助主張は政治的害」
 - 「チェ・ヨンエ国家人権委員長の公開謝罪がなされる時まで国家人権委員会の調査に応じるつもりはない」
 - 「転勤要請と被害の訴えとの関連性を確認される状況と証拠が何もない」(12月 3日意見書)
 - 「国家人権委員会は未熟な予断と政治的考慮の中で正しくない結論にたどり着こうとしてはいけない」(12月3日 意見書)

39 서울 전국성폭력상담소

(図13 ソウル市長による二次被害)

<<被害者を疑う人々へ>>

“被害者を疑い、追及する方々が多くはありません。しかし悲しくも、故人を好き、尊敬していた人々のうち、被害者を疑う人々があります。被害者の過去の行動や、彼が作成した文書を提示し、「嘘の被害者のようだ」と主張します。「合理的問題提起」と、被害者の身元が分かる資料を公開します。この人々が望むことは、故人の濡れ衣を晴らし、悲しくも亡くなった偉大な政治家の名誉を守ることだそうです。

私はこのような行動が間違いであり、故人の名誉を守りたければ、これ以上すべきでないことだと思います。疑うこともあるでしょう。しかしその疑いが、当事者が登場する映像を検証することなく配布してはいけません。偏見を助長し、身元を露出し、被害者をより苦しめることだからです。いつか、職場に戻りたい被害者の希望をへし折ることです。被害の主張を受け入れることができないのなら、国家人権委員会、警察の調査結果を待つことが望ましいです...”

(イ・デホ(前ソウル市秘書室勤務、2020. 10. 5. ハンギョレ新聞寄稿文))

6. 共感と支持、連帯が世の中を変えるでしょう！

韓国では1953年に刑法が改正されました。そのときには性暴力は「貞操に関する罪」でした。1955年には70人もの女性を強姦した男性が無罪になる事件がありました。ここで重要なポイントは、法律は「貞淑な女性の健全で純潔な体その身を保護する」ことです。幸いのことに2審、3審でこの事件は有罪となりました。

韓国社会で「性暴力特別法」を作らせることになった二つの大きな事件がありました。(1) 21年前に性被害を受けた被害者が隣の加害者を殺害したという事件です。この事件は親告罪によって6ヶ月以内の通報制度に問題提起をしました。(2) 1992年に、13年間にわたって義理の娘を強姦し続けた父親を被害者とその彼氏が殺害する事件が起きました。この二つの事件が原因となって性暴力特別法の制定運動を繰り広げることになりました。3年後に法律が改正されました。

セクシャルハラスメントの法制化に関する議論が1993年に行われました。ソウル大学の教授が助教授に対してセクシャルハラスメントを行った事件についてです。1審は3000万ウォンの賠償判決(当時のレートだと約222万円)、2審は棄却、3審は2審判決の不当、高裁に破棄差し戻しでした。6年後勝訴、法案も変わりました。

6-1. 被害者をまなざす観点の変化

2013年からサバイバーのスピーチ大会が公開で開催されています。また地下鉄で足を広げている人に足をひろげないようにするパフォーマンス、一人でも夜道を安全に歩けるようになるための「夜道を取り戻す」月明かりデモも開催し、自己防衛の訓練もし、人々の被害者への視点の変革にアプローチしています。

図14を見てください。ソウルの地下鉄のとある駅の近くである女性が殺害されるという事件が起きました。37000以上の人々がこの駅に直接出てきてポストイットを貼っていきまし



(図14 ポストイットに込められた無数の言葉)

た。この URL (<http://www.genderarchive.or.kr/exhibits/show/postit/ex2-p5>) をクリックするとポストイット1枚1枚が写真で掲載されていますので、後でご覧ください。市民によって韓国社会が変わっていくことが分かったということができると思います。

2018年に#MeToo運動が世界的に起こりました。先ほど相談所の中で被害者がスピーチを行ったという話を紹介しましたが、#MeToo運動がちょうど盛り上がっていたころの2018年には、ソウル市内の広場で193人にも及ぶ性暴力のサバイバーがリレー式で34時間語るという催し物が開催されました(図15)。私たちは#MeToo運動以前の世界には戻らないとするスローガンと共に活動しています。

6-2.それは反省ではない！

私たちの性暴力相談所に寄付金が入ってくるがありますが、その中に加害者が自身の減刑のために寄付金を送っていることが分かりました。こうした一方的な寄付は反省には当たらないと、裁判所の前に入ってパフォーマンスを行ったこともあります。また、検察の改革などが必要であり、そのために多くの活動が行われています。堕胎罪が憲法違反だと違憲判決が下されたときの写真です。ですので、現在韓国では堕胎罪はありません。また、今包括的差別禁止法制定せよという声が上がってきています。



(図15 サバイバーの声、その声を聞く市民)

6-3.そして...強姦罪の改正へ

2019年3月に全国の208の団体が集まって強姦罪を改定するための連帯が発足しました。国会前で国際社会の流れは「同意の有無が基準になっている」と主張し、暴行や脅迫ではなくて同意の有無によって強姦罪の判断をすべきだということを主張しています。国連の女性差別撤廃委員会でも韓国政府に対して勧告を行なっています。このように国連から勧告を受けたことによって、政府にも強く改正を求めることができました。国連でもロビー活動を行いました。また、国連報告会として国会議員と一緒に討論会も行いました。実際に相談所の強姦事件の調査では、71.4%は暴行脅迫のない被害でした。第20代の国会、今21代ですが、10件が廃棄され、強姦罪改定も廃棄されました。第21代国会議員選挙の候補者にジェンダー、強姦罪に関する質問をしています。今後はこの強姦罪について力強く運動を展開していこうと思います。



(図16 堕胎罪の違憲判決を喜ぶ)

6-4.わたしたちは被害者と連帯します！

私たちは法廷で被害者に送るポストイットを作成しています。被害者が市民に「声」を届けることができるインターネットサイトを開設しました。また、ソウル市長の事件への連帯の声明も行なっています。

最後にいくつかのことをお話します。威力による性暴力、特に進歩陣営の政治家による威力による性的暴力は、事件の真相をきちんと究明し、加害者は処罰を受け、被害者は日常に戻る「常識」が通じるには程遠いです。政府与党は沈黙したり、「被害を訴えた人」などに二次被害を与えたり、さらに事件を政争の道具として利用することもあります。多様な威力の関係網は市民社会団体までも影響を及ぼしており、被害者と支援者を孤立させる様相が目立っていることも忘れてはいけません。それでも被害者は「加害を止める」という峻厳な言葉を発し、そしてこれ以上の被害者が出ないように、お互いに力と勇気になる言葉を発し続けていますし、一番大事なのは私たちの認識を変化させることだと思っています。私たちの社会は絶対に自然に変化はしないことを経験的に知っています。被害者と連帯して問題提起し、実践するときに変化を生み出し、すでに我々はその過程にいます。このような具体的な努力が#MeToo運

動への回答になるはずだと信じています。

6-5.闘う女は踊る！！

「十億人の革命」キャンペーンでは女性に対する暴力を終わらせるための世界的に行われている共同行動があります。ソウルで行われた映像がありますのでご覧ください。

2019 One Billion Rising in Korea

<https://www.youtube.com/watch?v=PmUmrpJFdeo>

<https://www.youtube.com/watch?v=H6KVS8ZEKlk>(*안무영상)



1) セミナー当日（2021年1月25日）韓国の国家人権委員会は全員委員会で、ソウル市長だった故朴元淳（パク・ウォンスン）氏が元女性秘書に対して行った言動の一部がセクハラに該当するとの判断を示し、ソウル市、女性家族部、大韓民国市道知事協議会に対し関連制度の改善勧告議決を行った。講演開始時にはその情報は知らされていなかったため、このような冒頭の挨拶になった。

（編集・構成 梁・永山聡子）

主催

マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究

マイノリティと
社会運動の
現在 (いま)  



8 8
日目

2021/2/27(土) 14:00~16:00
**「障害者権利条約と障害者運動の戦略
 パラレルレポート作成を手がかりとして」**
 講師: 崔栄繁
 (認定NPO法人DPI日本会議議長補佐、本科研メンバー)

第8章 障害者権利条約と障害者運動の戦略 パラレルレポート作成を手がかりとして

話者プロフィール

崔栄繁

障害当事者運動に障害者の介助も行いながらコミットし、当事者団体の事務局として当事者スタッフを補佐しつつ運営や対外折衝を担ってきた。障害者団体の連合体である日本障害フォーラム (JDF) においても、団体間の調整や障害者権利条約批准のための政府との折衝に携わっている。現職以外に関西大学客員教授。在日コリアン三世。

0.趣旨説明

司会：講演を始める前に本日の企画の趣旨を確認しておきます。日本の障害者政策に当事者参画というパラダイム転換をもたらした障害者権利条約ですが、その日本での実施状況に対する国連審査（建設的対話）がいよいよこれから実施されることとなります。そこで重要な役割を果たすのが、国内での条約実施と施策の向上に向けて市民・当事者から提出されるパラレルレポートです。今日は日本障害フォーラム（JDF）のパラレルレポート作成に携わってきた DPI 日本会議の崔榮繁さんに、その経緯や今後の課題・戦略を伺い、飯野由里子さんとの指定討論を踏まえて、これからの日本のマイノリティの社会運動が領域横断的に連携し政策を実現していくための手掛かりを得たいと思います。

それでは崔さん、どうぞよろしくお願ひします。

1.DPI 日本会議と障害者権利委員会に対するロビー活動

DPI 日本会議という障害者団体で活動している崔榮繁です。参加者の方の名簿を見ると、懐かしいお名前も見ることができて非常にうれしいです。今日はどうぞよろしくお願ひします。

今日はパラレルレポートの作成過程を中心として、障害当事者運動が行ってきたことを皆さんに紹介し、さらにそれをどうやって実現していくのか、何がこれからの課題かとかいうことを皆さんと共有したいと思います。実は障害者権利条約の監視機関である国連の障害者権利委員会の審査、これは今では「建設的対話」と呼ばれているのですが、本当は去年の8月か9月に行われるはずだったんですね。それがコロナのためにできなくなり、今後の予定がはっきりしていません。その意味では今まさに現在進行形の話なので、何かモゴモゴってなるかもしれませんがどうぞご容赦ください。

まず、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、私が所属している DPI 日本会議という団体の紹介をしておきたいと思ひます。DPI は英語の Disabled Peoples' International の略です。日本語では「障害者インターナショナル」とか訳すこともありますが、普通は DPI (ディー・ピー・アイ) を使ひます。

国際団体のほうである DPI 世界は、1981年にできました。DPI ができる前からリハビリテーション・インターナショナル (RI) という専門家主導の国際団体があったのですが、そこに所属していた障害当事者が自分たちの声がなかなか届かないからという理由で RI から分かれて、障害当事者だけが集まって作った団体が DPI です。障害関係領域の国連経済社会理事会の諮問資格を持って活動しています。DPI 日本会議—日本の DPI の正式名称です—は 1986年にできました。身体障害や知的障害、精神障害などの障害種別を超えて、障害当事者が中心になって活動しているところがポイントです。日本会議といっても昨今有名なあっちの日本会議さんとはまったく関係ございません(笑)、DPI 日本会議は北は北海道から南は沖縄まで、全国 93 の障害者当事者団体から構成されている連合体です。DPI 日本会議は施設や病院ではなく、地域で障害がない人と平等に一緒に生きることができると社会、インクルーシブ社会の実現を目的に活動しています。DPI 日本会議も国連での特別諮問資格、Special Consultative Status を持っています。

私自身は今のところ障害はないとされていますので、健常者のスタッフということになります。私は 1999年に DPI 日本会議で活動をし始めましたので、今年で 21年目になります。2002年から始まった障害者権利条約を作る過程から関わってきてその日本の審査がこれからということ、で、なにか、条約と共に歩んできたみたいな感じ、昔はよく障害者権利条約のセールスマンとスポークスマンとか言っていました(笑)、条約には人一倍思い入れがあります。

国連の障害者権利委員会はスイスのジュネーブで年に 2 回開催さ



(図1 2019年9月：事前質問事項作成のためのロビー活動。JDF8 団体から 29 名が参加。日本の市民社会は JDF 他 5 団体がブリーフィングに参加)

れます。そこでいろんなロビー活動をするわけです。例えば、本番の審査の前に、国連の権利委員会から日本政府に対して重要な問題についてさらに情報をくださいという質問事項、これを事前質問事項というのですが、その事前質問事項の内容が非常に重要になってくるわけですね。今ご覧になっている写真（図1）は、この事前質問事項の作成のために、後で紹介しますが、日本障害フォーラム（JDF）のメンバーがジュネーブに行ってロビー活動しているところです。

実はこの写真の中に私いないんですね、私も本当は当然行くはずだったんですけども家庭の事情で急に行けなくなってしまったっていう、まあどうでもいい話なんですけどね（笑）。いろんな団体の人たちがこうやって一緒になって、何となく同じ声を出すっていうのは、実は20年ぐらい前だったらあまり考えられませんでしたね。

この写真（図2）は障害者権利委員会の委員の人たちに写真とグラフを見せて、精神科病床や精神病院内での身体拘束とか、隔離の状況を分かりやすく伝えているところです。こうやって何でも使うわけですよ、図とか写真とか。写真の下にあるのは身体拘束の数がどんどんどんどん日本は増えていましてというグラフです。こういう感じでやります。この研究会の参加者には女性差別撤廃条約に関心のある方も多と思うんですけども、人権条約関連ではみんなだいたいこういう感じでロビー活動が行われています。



（図2. 2019年9月22日：権利委員への個別ロビーイング）

この写真（図3）は聴覚障害のあるろう（聾）の人たちが手話言語法を作れというロビー活動をしているところで、後ろで日本地図を出して立っている方もろうの当事者の方です。地図を示して、全国の都道府県単位では日本全国に手話言語条例がいっばいできていますよ、でも国には手話言語法という法律がないんですよっていうことをアピールしています。手話言語とは手語のことで、障害者権利条約では、手話は言語である、とされています。Language なんですね、手話は。ヨーロッパやアジアの主な国はだいたい手話を言語とする、という法律があります。お隣の韓国も2015年の12月31日に、なぜか大晦日なんですけれども、国会で手話言語法が採択されている。ニュージーランドでは手話はもう公用語の1つになっています。なので、まだ日本がまだそこまでいっていませんよっていうようなロビー活動をしています。



（図3 2019年9月23日：権利委員会でのブリーフィング）

2.障害者権利条約をめぐる経緯

つかみが長くなりましたが(笑)、これから障害者権利条約をめぐる経緯というものを皆さんに紹介し、その後に条約の概要についてお話します。

本当はもっといるんですけど、だいたい全人口 8%が障害者と日本政府は言っています。日本政府が言っているのは障害者手帳と呼ばれる手帳を持っている方や、精神障害者の場合だと病院に通院した記録がある人たちがカウントされているんですけども、手帳を持たない、持てない障害者もいますので、だいたい 10%から 15%はいるんじゃないかと言われてます。統計では先進国はだいたいそんな感じですね。あと家族とか含めれば障害という問題のステークホルダーはもっと多い。さらに高齢や加齢による機能障害のことなどを考えると、実は障害者の問題って(健常者と言われる人たちにとっても)結構自分の問題になってくるのではないのでしょうか。このあたり(をどう考えていくかということ)がまだ障害者団体としても戦略ができきれてないところで、課題の一つなのですが。

そして、日本の場合はその障害者という人たちが、何か別の世界にいるんです。だいたい通う学校が違う。いわゆる入所施設とか精神科病院に暮らす人も多い。開発途上国だと家の中から出てこない、出てこられない、隠されているとかいう障害者も多い。日本でも自宅監置とって精神障害の人たちを自宅に座敷牢を作って監禁するのが合法とされていた時代がありました。最近でも自宅の敷地内に建てたプレハブ小屋に 20 年以上閉じ込めたっていう事件が発覚しましたが、障害者はまだまだ社会から見えづら存在にされてしまっています。このような障害者が分離されている傾向の強いコミュニティでは、障害者問題は自分と関係のない、なにか特別な人たちの話みたいになりがちです。そのため思いやりとか、チャリティーのレベルから障害者の問題がなかなか抜け出せなかった、権利とか平等とか差別の話になりづらかったというのが今までの状況で、それを変えていったのが障害者権利条約だったわけです。障害者権利条約という障害のコミュニティ共通の言語ができた。分離されたり隔離されたりっていう環境は、日本に限らず多かれ少なかれ各国に似たようなところがあるわけで、そこを国際的に連帯しながらいろんなことをやっていける土壌を作ったというのが障害者権利条約の意義だと思います。

健常者の世界と障害者の世界が分けられているだけでなく、障害者団体もだいたい障害種別ごとに団体を作ることが多いです。知的障害とか精神障害とかの障害種別、また身体障害の中でも車椅子利用者中心の団体や視覚障害者や聴覚障害者の団体。あるいは、聴覚障害者でも手話を主にコミュニケーションで使う人たちと、そうでない中途と難聴の人たちとか。共通の問題とかニーズとかを持つわけですから、それ自体はとても大切なことなのですが、障害者団体や障害者運動で種別の縦割みみたいなものができている。そのためなかなか障害者共通の訴えとか要望がまとまりにくかったのですが、条約批准に向けた過程の中で JDF という全国的な障害者団体 13 団体のネットワークができた。そうすると、一緒に会議とかいろんなことやっていく中で自分たちの問題だけでなく、他の障害の問題もお互いに学び合えるということがどんどんできてくるわけです。A のことを言おうとしたらそれまでは A のことを詳しい団体とかしか言えなかったのが、ABCD や EFG、さらには HIJ も、といったように、それまであまり関心なかったんだけど、学んでそれも大切だということをも 13 団体が声をそろえて言えるようになったっていう意義はとても大きいと思います。

あと障害者の場合、障害者権利条約によって法制度がかなり整備されてきました。もちろん完璧ではありませんが、例えば障害に関わるいろいろな分野で差別を禁止する法律、障害者差別解消法というのができました。これは分野横断的に広い範囲で差別を禁止する法律としては日本で初めてです。また、いろいろな制度や政策が条約との関係で進んでいるわけですね。ただ制度はできて、それはそれでいいことなのですが、全ていいことというわけではない。それまでそういう制度がなくても運動してきた人たちがいっぱいいて、その人たちからすればまだまだ物足りないとか、いろんなことがある。このあたりもちょっと悩ましい。でも私は「たかが制度されど制度」っていう言い方をしているのですが、きちんとした制度になっているかという検証はもちろん必要ですが、その制度(を作る)というのはやはり一つの大きな獲得目標になるのではないかと考えています。

先ほど紹介した JDF の 13 団体には、日本身体障害者団体連合会、全日本ろうあ連盟、日本視覚障害者団体連合会、これは旧日本盲人会連合さんで名前変えているんですね。あと私の所属している DPI 日本会議とかいろんな団体があります。知的障害の当事者団体が入ってないですね。あと最近で言うところの発達障害という障害の団体

の全国団体が入っていません。知的障害の場合、全国手をつなぐ会育成会という親御さんが中心になってできた団体の中には本人部会とかもありますが、そういった形になっています。

一番古くからある団体は日本身体障害者団体連合会ですね。大きな団体ですが、もとは傷痍軍人から始まっている団体です。戦争やって傷ついた人たちを国がきちんと保障しようというのは日本に限らず国民国家には共通しています。日本視覚障害者団体連合会、日本ろうあ連盟も古くからある。あと全日本手をつなぐ育成会も。そういった団体と DPI 日本会議のように 1986 年にできた比較的新しい団体が混在しています。これはとても意義なことだと思います。また、DPI のように国際的な組織と繋がっている団体も多いから、国際的な情報もみんなでも共有しやすい。だから JDF は障害者権利条約を作る過程から積極的に関わってこられたわけです。でもこういう 13 団体が集まると、やっぱり考え方が全然違うところもあります。後でもお話しますが、例えばインクルーシブ教育とか、入所施設、成年後見制度に対する考え方など、違いはいっぱいあります。

3.障害者権利条約の概要

障害者権利条約の概要は、もういいよ、っていう人もいるかもしれませんが、そうではない人たちのために、もう少し聞いてください。

最初に言いましたけども、障害者権利条約はパラダイムシフトのための条約と言われています。何かから何へのシフトなのかと言えば、医学モデルから社会モデル／人権モデルへとか、保護の客体から権利の主体へ、ということになります。

今日こういう研究会に来られる方にパラダイムシフトって言うとパッと分かる人が多いと思いますが、一般の人たちは全然分かりませんよ、パラダイムなんていわれても。ここは「パラダイムシフトじゃないんですよ、モルディブからハワイじゃないですよ」と言っただけを狙うところですけども。今日もひそかに笑ってくれていると信じています(笑)。パラダイムシフトというのは、大きな枠組みとか基本的な考え方とかの転換という意味です。何々から何々にチェンジする、シフトする、変えていく。大きな枠組みを変えていくことです。先ほども言いましたが、障害者が健常者には見えない世界に置かれているので、障害のことが自分自身に関わる問題であるという意識が、健常者の社会の中ではなかなか共有されず、障害者はかわいそうな人たちとか、チャリティーの対象、何かしてあげなきゃいけない、思いやりの対象みたいに思われてきたわけです。あるいは、かわいそうだから入所施設を作って入れてあげて終生保護しましょうとか。そういう保護の対象で、平等・対等な関係ではなかったため、障害がない人からは憐れみの対象となる、それを変えましょう、障害のない人と平等な権利の主体にパラダイムシフトしましょう、ということが国連のガイドブックで言われています。もう少し正確に言うと、チャリティーとかメディカルトリートメント、ソーシャルプロテクションなどの保護の客体から、障害のない人と平等な権利の主体へ、ということです。そのためにできた条約です。

障害者権利条約は一番新しい国連の人権条約です。今までの人権条約にはなかった新しい概念がたくさん導入されています。ここにちょっとご紹介しますが、障害の概念、あるいは条約本文では出てきませんが、障害の社会モデルの導入や人権モデルの導入。今までの条約にはなかった原則や障害当事者参画の規定、さらに、手話が言語であること、合理的配慮や法の前の平等、あるいは地域における自立生活、国内のモニタリング、つまり監視の仕組みもこれは新しい概念です。少なくとも国連の人権条約上にはなかった概念です。

例えば、「自立生活」って聞くと皆さんどういうイメージを持ちますか。自立。英語で言うと Independent。普通の自立、一般社会の自立のイメージだと経済的な自立だとか、精神的にも自立しましょうとか、あるいは一人で、例えば物事を自己決定して自分で責任を取ることなどが考えられます。障害者の世界で言われているのは、身辺自立と言って、一人で服を着るとか食事を一人できちんとできるようにするとか、そういうイメージが湧くと思うんですね。でもこの障害者権利条約の 19 条の自立は違います。これは自立生活運動という障害者運動から来た概念です。それは必要な支援を受けながら、自分で誰とどこでどのように生きていくかを自分で決めるということです。国連の人権条約には女性差別撤廃条約や子どもの権利条約もあるし、自由権規約、社会権規約、いっぱい条約はあって、それらは決して障害者を排除しているものではない。でもなんでまた新しい障害者の条約が必要だったかっていうと、それは今までの条約ではカバーしきれなかったことがたくさんあったということなんです。だから

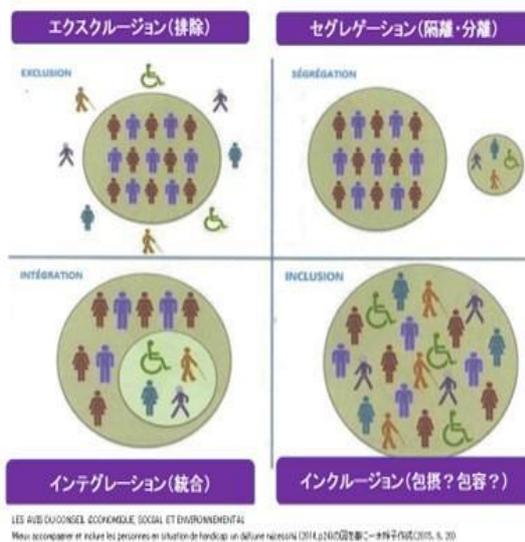
こういう新しい概念が導入されて、さらなる人権条約のバージョンアップがされたということだと思えます。

日本でまず一番イメージが湧かない部分は、この条約の基本原則の一つのインクルージョンだと思います。このインクルージョンという言葉は世界中でよく使われています。例えばソーシャルインクルージョンとか、障害分野以外でも色々な分野で使われていますが、では、皆さんインクルージョンって何ですかと聞かれるとなかなか説明がしづらいです。辞書で調べてみましょう。包括、包容とか、包含とか包摂とか。難しい 2 文字の単語が出てきます。なかなかよくわからないんですね、何かこう包み込む感じかな、みたいなイメージしか湧きません。

今ご覧になっている図は、フランス政府が作った図です。これは分かりやすいのでしつこく何年も使っています。ぜひ皆さんも使ってください。これは障害者雇用を担当している部署が作ったものですが、いろんな領域で使えます。エクスクルージョンセグレゲーションなど 4 つに分類されています。このエクスクルージョン、円の中と円の外に注目してほしいんですが、円の中、これ何ですかね。男性と女性が整然と並んでいる。しかも典型的な男性と典型的な女性的な色で分けられていますね。ここがまず一つのみそです。そしてもう一つのみそは整然と並んでいること。要は健常者のスタイルがあって、男性と女性があって、整然と並んでいる（社会）がまずあって、そこに入り込めない人たちが外にいるわけですね。車椅子とか杖ついている人とか、スカートっぽいものを履いているんだけど、（典型的な女性的の色とは）色が違う人もいるんですよ。これ分かりますかね。あとは歩いている人。動き回っている人かな。要するに、障害者は円の外にいるっていう分かりやすいのが排除です。

この排除された人だけを集めたのが隔離・分離（セグレゲーション）です。分かりやすいですね。日本でもありますね、こういう学校や障害者だけが住む入所施設です。相模原の入所施設で 19 人の方が亡くなりましたけれども、あぁいった障害者だけが住む施設とかもこういう隔離・分離です。この隔離・分離された人たちを、でもメインの世界に入れてあげましょうっていうのが統合（インテグレーション）のイメージです。

（一般の人たちには）この統合（インテグレーション）とその横のインクルージョンの区別がなかなか分かりにくいのですが、この統合（インテグレーション）というのは、同じコミュニティの中にいるんだけど、またここで障害者だけが集められちゃう、そしてこの健常者と呼ばれている人たちが、並んでいる人たちですが、この人たちと同じくらいのこと



(図4)

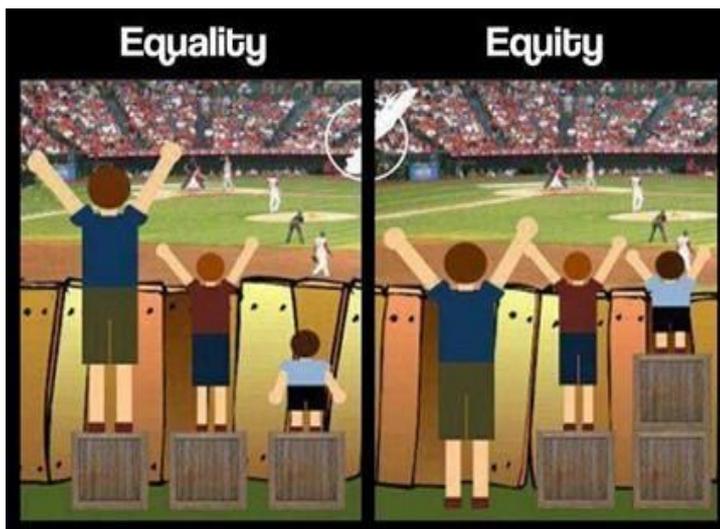
てもいいですよっていうのがポイントです。これが統合（インテグレーション）のイメージです。私達が目指すインクルージョンはその右横です。まず 1 点目、並んでいない。楽ですね、これ。誰もが同じコミュニティの中で、いることができる社会です。だからインクルーシブとか言ったときは、統合のイメージではなく、このごちゃ混ぜのイメージなのです。権利条約の差別の概念の中には、区別、排除、制限が入っています。つまり、区別も差別になりうるということなのです。このあたりは日本ではなかなか伝わりづらいところなんです、インクルージョンというのは、実は差別概念とも密接に関わっています。要するに、分けることは差別になりうる、ということですよ。うちよっと突っ込んで言うと、日本の教育の世界。皆さんに日本の公教育、受けてきた小学校、中学校の教育も思い起こしてもらおうと分かりますが、障害がある子は公立学校にあんまりいなかった、違う学校にいた、違うクラスにいたのではないでしょ

うか。要するに今の日本の学校形態は、特別支援学校か支援学級、セグレグレーションかインテグレーションです。そうじゃなくて、インクルージョン、ごちゃまぜの社会を目指しましょうっていうのが障害者権利条約です。

なんでこんな説明を長々とするかという、長年障害者の運動をやってきた団体の中でもやはり特別なニーズがある人たちのための学校は必要だとか、社会資源がない中では施設もある程度必要だっていう人たちがいるわけです。それは仕方ない点もあります。だからこのインクルージョンを目指すっていう概念を共有することが非常に大切になってきます。現場には現場のいろんな苦しみもあるし、まだ越えなげない壁はいっぱいあります。まずはここでインクルージョンというイメージを共有することは大切だなと思ったので、ちょっとしつこく言っています。

続いて、合理的配慮の新しい平等の考え方を紹介したいと思います。

平等という皆さんどういうイメージがありますか。これ、これは子供たちが3人野球球場を見ているシーンなんですけども。英語になっちゃっていますが左側が「形式的な平等」ですね。子どもたちの下にそれぞれ一つずつ箱をあげますよっていうのが、「形式的な平等」です。これも平等の大切な平等の概念ですが、でもこれだとご覧のとおり背のちっちゃい子は野球が見ることができない。みんなが野球観戦という同じ活動ができるようにするためには、ちっちゃい子に二つの



(図5)

箱をあげて、大きな子には箱をあげないようにすればよい。そうすればみんなが野球を見られます。これが実は合理的配慮なのです、簡単に言えば。実質的な機会の平等です。このように平等っていう考え方には二つあります。合理的配慮は、障害者が障害のない人と同じように活動ができるようになるための配慮のことです。

障害者権利条約の考え方のベースは障害がない人との平等ということです。なので、皆さんが障害者のことを考えるときには、自分と同じ世代の障害者がどんな生活をしているか、街に出たときや仕事をしているときなどにどのように扱われるか、自分と同じように扱われているかということを考えてみます。例えば、私と同じ世代の障害者の場合、たくさんの方が施設にいたり、病院に入院して出てくることができない人たちもたくさんいるわけです。

障害者権利条約にはいろいろな権利がうたわれています。今日は一つ一つ詳しくは説明できませんが、例えば、第6条では女性障害者の複合差別の解消が書いてある。これは女性であり障害者であることへの差別。第7条は子どもであり障害者であることの差別。要するに複合差別とか、交差性のことを言っています。このあたりもまだ日本では法制度とかできちんと取り組めていないところの一つだったりするのですが、じゃあ女性だけでいいのかとか、さらにいろんな議論が出てくる場所です。その他、例えば脱施設や脱病院。これは第19条でさっき紹介したように、施設から地域に移行させてくださいという義務を課しています。障害者って働けない人だから施設に行っても当然じゃないかっていうのは、実は権利侵害なんですね、条約では。あとインクルーシブ教育を受ける権利。先ほども言いましたが、分けることは差別になり得るのだと。可能な限り障害がある方もない子も一緒に学び、育つといった権利も規定されています。

あと、日本が全く足りていないのが統計データです。他の分野ではどうか分かりませんが、例えば障害のある人とない人、障害のある男性と女性をクロスして比較できるような統計というのはいない。統計に根拠付けられなくては政策なんかできないわけです。また、独立した監視機関の設置も権利とされていますが、これもまだ日本にはない。他の国では人権委員会とか、イギリスだと平等共同委員会などと言います。

ども、司法や立法や行政府から独立した人権機関、救済機関が日本にはない。これも人権政策を進めて行く上で大きなバリアになっています。これは障害だけじゃなくていろんな人権分野の大きな課題でもあります。国連からは他の条約でも何度も勧告を受けている。でもそういったものに対して断固反対って言うてできたのが現政権なので、なかなかこれも作りづらいということです。

右にまとめたように、差別解消法ができたとはいえ日本の現状はまだまだです。差別解消法も現在国会で改正が行われる予定ですが、これからバージョンアップするかという課題があります。

また、精神障害者という皆さんどういうイメージを持っていますか。精神障害のある人が、何か例えば発作だとかを起こしたときに、精神病院に強制的に入院させられます。なんでですかっていうことを考えていくと、これは実は非常に理不尽な話であるわけです。しかも警察が駆けつけます。実に差別的な扱

いなんです。自分でも「訳わかんなくなっちゃう」、これは精神障害の私の友人がそのまま言った言葉ですなんですけど、「訳分かんなくなっちゃう」。そういうことって健常者はないんですかって話です。事故で記憶を失っちゃったりとか、飲み過ぎて酩酊しちやったりとかいろいろあるわけですよ。そのときにどういう扱いを受けているかっていうことを考えると、何で精神障害者だけ法律によって強制的に入院させられなきゃいけないのかということです。急性期の場合なら強制的な入院が必要な場合もあるのかもしれないけど、でもそれは健常者も同じです。でも強制入院させられた精神障害者の場合、精神病院からの退院の手続きが形式的なものでなかなか退院もしづらいです。平均入院日数とか、日本は世界一なんです。世界の20%以上の精神科のベッドが日本にあります。33万床。世界、この地球全体ですよ。そのうち入院患者27万。そのうち1年以上入院している人は19万。今は17万ぐらいですかね。あとこれで50年以上入院している人が1500人と。平均入院日数は250日。こんな国は世界にはありません。それと精神障害って結構みんな持ちやすいですよ。両極性障害、以前は躁鬱病って言われていましたが、たくさんいらっしゃいます。だから本当は、ああしんどいなと思ったときに気軽にクリニックに通えて、いろんなアドバイスを受けたりとか、こういったことあっても別にいいかぐらいの社会だと安心できるんですけども、一回入院しちゃうたらいつ出られるか分かんないということですと、どうしても皆さん隠したり、無理してしまいます。すると、悪化するという悪循環が起きています。

あとは先ほども申し上げた教育の話です。今、

日本の現状

- 間接差別や複合差別、救済の仕組みなどまだ弱い差別禁止法性
- 成年後見制度によって横行する代理決定と権利侵害。
- 重大な権利侵害である非自発的入院制度
- いまだに20万人の障害者が入所施設に。待機者も多数。
- 全世界で約20%以上にあたる33万床の精神科病床が存在。入院患者数は27万人、そのうち一年以上入院している人は19万人（平均入院日数も世界一）。
- 全体の子供の数が減っているのに特別支援籍の児童生徒は増加中！障害のある子どもとない子どもが分けられている義務教育の現状
- 手話言語の承認やウェブアクセスなど情報コミュニケーション保障の制度の遅れ。
- 障害者雇用、雇用率水増し問題からみえてくる様々な問題
- 立法、司法、行政から独立した救済、監視機関の不在

(図6)



(図7)

子どもの数って日本で減っているんですよ。だから義務教育を受けなきゃいけない子どもの数も減っているのに、特別支援学校に在籍する子どもの数だけはどんどん増えていいますが、これどういうことなのでしょう。私はここらへんを話すと止まらなくなっちゃうのでこのくらいにしますが、このように障害者権利条約が目指していることに対して、日本の現状は逆行したり、抵触したりすることがいっぱいあるっていうことをお伝えしておきたいと思います。

前のページで紹介した写真(図7)は、インクルーシブ教育の取り組みの例としてよく使われます。アメリカの小学校のリーディングクラスの授業風景ですが、これ3枚とも同じ授業の同じ時間帯の写真です。子供たちが同じ教室の中で自分のやりやすい方法で勉強していて、この中に2人ぐらい、日本で言うと重度の自閉症の子がいるらしいんですけど、全然分からない。はっきり言ってどうでもよくなるんです。こういう社会を作っていきたいというのが障害者条約の理念です。

4.障害者権利条約と日本の障害者運動の取り組み

障害者権利条約をめぐる経緯と条約の概要がずいぶん長くなってしまいました、すみません。じゃあやっと本題に行きます。ここからがメインで話せて言われていたことなのですが...

国連で障害者権利条約を作るための特別委員会が作られて2002年から2006年まで開催されました。日本障害フォーラム(JDF)もNGOとして参加して、私は英語もそれほどうまくないのにラッキーなことに7回ぐらい同行させてもらいました。JDFの事務局というので行かせてもらったのですがツアーコンダクターみたいな感じでした。日本からのべ200名ぐらいの人が傍聴に行って同じ会場でいろんなミニセッションを開いたりしました。

2004年には超党派の障害者権利条約推進議員連盟ができました。これも大きな力になりました。法制度化するときに、じわじわと連議員連盟や協力してくれる議員とかを作っておくとやっぱり動いてもらいやすい。議員連盟は政権政党が会長と事務局長を取るの、今の会長は小野寺さん、前の会長は高村さん。小野寺さんがなぜ会長になったかという、国連で障害者権利条約に署名した外務大臣名が小野寺さんだったから。副会長は各党から1、2名ずつ出しますが、例えば立憲民主党からは川田龍平さんともう一人、二人います。社民党から福島みずほさんが副会長になっています。共産党も日本維新の会の議員もいます。

2006年に障害者権利条約ができて日本も署名した後、2009年に民主党に政権交代して障がい者制度改革推進会議ができ、条約批准に向けた障害者制度の改革が始まりました。それまでにJDFは政府と20回以上意見交換会を開いています。例えばある特別委員会が始まる前に、日本政府にこういう発言をしてくれとか、こういうことを言ってくれとか、こちらの要望を出してそれを意見交換する場を設けて、条例ができたあとは個別の省庁、外務省が間に入って個別の省庁と、例えば法務省とは成年後見制度の話だとか、文科省とは教育の話だとか、ということをやってきたんですね。

国連の障害者権利条約の策定過程から、JDFという民間の団体が一応横串を刺すという、政府とか議員連盟のいわゆるカウンターパートとしての役割を担って政府ともずっとやりとりを地道にやってきたわけですが、それが民主党への政権交代を経て、もう少し制度をちゃんとしましようということで、民間側からも5名が公務員として内閣の事務局に入って制度改革を進めていったわけです。

2010年には総合福祉部会も設置されました。今日の司会の岡部さんも総合福祉部会の委員の一人でした。また差別禁止法を作りましょうということで2011年には差別禁止部会というのが設置されました。ここでの議論が差別解消法のおおもとになっています。そして2009年にできた障がい者制度改革推進会議が、障害者政策委員会に改組されました。ここは今のところ日本で唯一の政府が公式に認めた条約の実施の監視機関です。ただ、課題もたくさんあります。後で指定討論者の飯野さんに突っ込んでもらおうところです。

関連法制度の改正も結構いろいろありました。地味な法律ですが障害者基本法というのがあり、これが2011年に大幅に改正されたことがさまざまな法律や制度の改正のため結構いい影響を与えていきました。例えば、障害者総合支援法という福祉サービスの法律も、障害者が日常生活・社会生活を送る上での社会的障壁の除去を法律の目的をするというように、障害者福祉政策の目的のパラダイム転換的なことが起きています。

あとは障害者差別解消法も、障害者の分野限定ではありますが、日本で初めての差

別を禁止する法律ですし、障害者雇用促進法という法律も雇用分野での差別を禁止して合理的配慮を義務化している法律です。

あと、2013年に先ほどからしつこく言っている学校教育のことも、条約基準に合わせて日本政府が少し変えたんです。2013年までは、日本の公立の学校行ってですね、例えばクラスですと障害のある子と一緒にいる子もいる人もいるかもしれません。特に大阪などはフルインクルージョン的な教育の実践をやっているところが多いので、そうした経験をお持ちの方もいるかもしれません。でも障害があっても教室ですと一緒に授業を受けている子は法律上障害児ではなかったのです。法律上では、ある程度障害のある子どもというのは必ず支援学校、支援学級に措置されていることになっていたので。だから、認定就学児童という新たな枠を作ってそこに割り振りました。法律上は障害児ではなかったの、通常学級に行きたいのであれば、他の子どもの手を借りるなどか、余計な設備の要求をするな、などといったような、私の世代やちょっと下の世代までですと、そういう念書や覚書を書かされたりもしていました。お前は来させてやっているんだからいろんな要求するなよと、っていう感じですね。それがやっと2013年の9月に「総合的に判断する」ということになり、普通学校に行っても合理的配慮が請求できるようになりました。本当について最近の話なのです。もう少し言えば、ここで今時間を共にしておられる日本の教育を受けた皆さんは、私も含め障害のある子どもを特別扱いで入れてあげている、という分離教育に慣れてしまっている。この学校教育法施行令改正によってそれが特別ではなくなったっていうのが2013年です。

2014年に日本政府が権利条約を批准しました。2006年に条約ができて2014年にやっと日本は批准したんですね。これはJDFが拙速な批准に反対したからです。実は政府は2009年に一回批准しようとしたことがあり、もうすぐ閣議決定というところまで行きました。それをJDFが阻止したのです。ちょっと待て、まだ法制度も何も整っていないじゃないですか、ということです。それを受けて、そのときも自民党と公明党が与党でしたけれども、そこの議員さんが党内手続きを全部ストップしてくれました。障害者団体が障害者権利条約の批准をストップした、これはちょっとありえない、ということが起きたわけです。その後、まだ不十分とはいえ、先ほど紹介したようないろいろな法制度の改正が行われ、障害者差別解消法ができたので、じゃあ今度は批准してくださいと障害者団体側が言って批准の運びになったというとても珍しいパターンです。

2016年にはその条約上の決まりにのっとり、政府が最初の報告書を国連の障害者権利委員会に提出しました。政府の報告書というのは、条約のこういったところをこのようにやっている、こういう制度があるという、言ってみれば制度の羅列であることが多く、実態などは全然書いていません。ですので、そういったことを国連に知らせるために、NGOのレポートが重要になってきます。それをパラレルレポートとか、NGOレポートと言います。分野によってはシャドウレポートとか違う言い方をする人もいますが、全部一緒です。私達はパラレポ、パラレポって呼んでいますが、政府と並行して（パラレルに）民間から出すレポートという意味です。

先ほど言いましたが、2019年6月に、JDFや日本弁護士連合会さんなどが国連の障害者権利委員会に、事前質問事項作成のためのパラレルレポートを提出しています。それをもとに日本政府に事前質問事項が送られてきており、本当は2020年12月に事前質問事項への回答を行うはずがコロナで延びてしまいました。外務省は3月くらいとか言っていますがちょっと分かりません。多分回答はかなりできているはずなんですけれども、政府とのやり取りはJDFとしてはまだできてない状況です。

私たちJDFも今度は2番目の建設的対話へ向けてのパラレルレポートも作成が完了し、英訳もできたので、3月初めに国連に送ります。今日参加の皆さんにも資料として配布していますので、興味のある方にはぜひご覧ください。

コロナ禍で現時点では定かではないのですが、今年の夏には日本政府の建設的対話もあるかも。でもこれ、30%か40%ぐらいの確率でしょうか。ここで建設的対話ができたら後に、総括所見というのが作成され、日本政府に対する勧告事項ができることとなります。だから私達の第一の課題は、まずはこの⑧の総括所見の中に、勧告文、日本政府に対する勧告、Recommendationをどういう内容で入れてもらうかということです。

人権条約の報告制度というのは条約によってその規定の場所が違いますけど、だいたい同じで、報告制度と個人通報制度と調査制度があります。報告制度には障害者権利条約を批准した2年後にまず最初の報告を行い、その後4年ごとにまたレポートを

提出することが定められています。レポートを出すごとに建設的対話、審査をします。ただ、最近ちょっと国連も資金の問題などもあり、障害者権利委員会も第2回目と3回目のレポートを併合して、併合レポートっていう形で審査を行っています。もうすぐ韓国も2回、3回の併合レポートの審査の時期だったと思います。

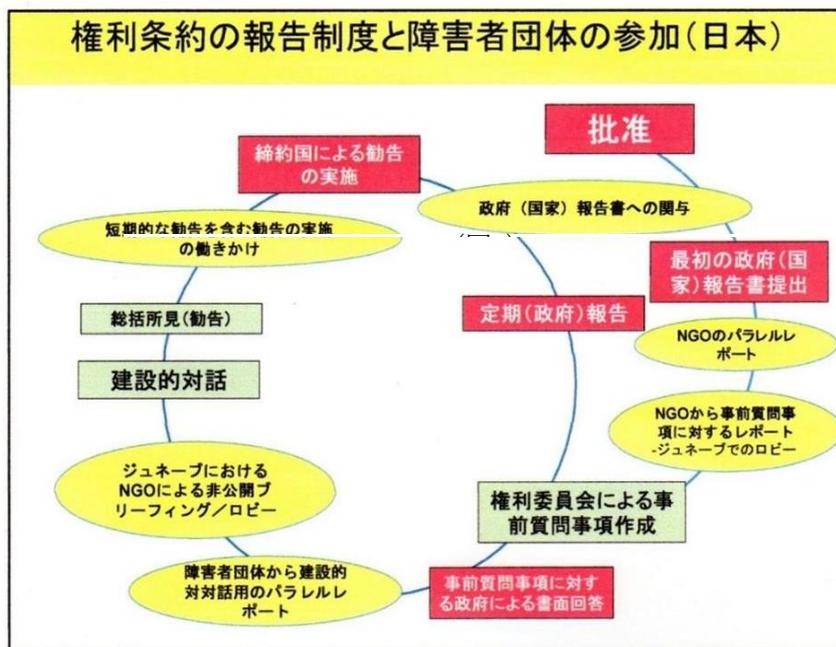
個人通報制度は多分他の人権条約の関係で活動している方々にも課題になったと思いますが、選択議定書というもう一つの兄弟みたいな条約があるんですが、それを批准した国だけが、例えば差別を受けた、権利侵害を受けた、でも裁判やっても駄目、国内でどこに行っても駄目という場合、個人が障害者権利委員会だとか、女性差別撤

廃条約でいえば女性差別撤廃委員会に直接通報できるっていう制度です。それによって、審査委員会が調査・審査に入るとい仕組みなんですけれども、日本は残念ながら10あるとされている人権条約の選択議定書に一つも入っていない。以上が大まかな人権条約の監視の仕組みです。

今説明したことを簡単にまとめたのがこの図です。こうやって批准した後もぐるぐる回って行って、施策をバージョンアップしましょうということです。これは障害者権利条約だけではなく、他の人権条約にも共通する監視と実施の仕組みになります。残念ながら日本はかなりこころへんが弱い。政府の取り組みが弱いです。

建設的対話っていうのは対話形式の審査のこと。英語で言うと **constructive dialogue** です。この条約実施の監視の目的は、政府を監視したり審査したりすることも大切ですが、そうしたことから施策をきちんと条約に基づいて進めていきたいと思います。最近では、国内の政策を実施する政府ときちんと対話しながら人権政策を進めていきたいと思います。国連の方では建設的対話という言葉を使っています。この建設的対話は結構使える言葉です。例えば障害者差別解消法でも、その基本方針と言われる行政文書では建設的対話というのが非常に重要視されています。後ろ向きの対話ではなくて前向きの対話ということです。使いたい方はぜひいろんな分野で使っていったら面白いかなと思います。総括所見は条約体によっては最終見解という方々もいますけども、**concluding observation** なのでどっちでもいいです。これはその国に対して出す所見で、肯定的側面、懸念事項、推奨や勧告ということが出されます。これがとても大切なわけです。

JDF では二つのパラレルレポートを特別委員会を設置して作成しました。さらに特別委員会の中の起草チームのメンバーが集まって下案を作りました。第1~4条から第33条まで幅広く作りました。最初のパラレルレポートは国連の方では5、60ページで収めてくれて言っていたんですけども、全くそういうのを無視して(笑)、120ページぐらいのを作ってひんしゅくを買いました。しかし、これも実は戦略の一つで、とりあえず入れられる意見は全部入れようってことにしたのです。13団体の集まりなんです、削るといよりは整理をしながら入れられる意見は全部入れることにしました。すると、自分たちの意見が入ったとか入らなかったとかっていうことはかなり減り、それぞれ関心を持つようになるし、自分の団体にバックして持って帰ったときに、こういうことがありましたということも説明しやすくなるなどいろいろなことを考えて、



(図8)

国連には悪いけどもページ数を無視して作りました。権利委員会の委員だった石川准さんとかにも怒られました。これも戦略っていうか、13 団体をまとめていく上での一つの工夫だったということです。ここは私が意見を通したところです。

細かい話をするには時間がなくなってきちゃいました。本当はメインで話せて言われたことだったんですが、一言で言えばいろんな過程を経ているということです。議員会館を使ったり、ことあるごとにパラレルレポートを紹介したり、あるいは JDF の予算を使って他国の審査とかも傍聴しに行きました。私も韓国とニュージーランドとカナダの政府の審査のときに傍聴に行ってきました。傍聴の報告集会をしたり、さまざまなことをやってきましたし今もやっています。

また、JDF だけではカバーしきれないところもいっぱいあるので、他の団体にも書面ヒアリングで協力していただきました。図 9 は初回・第 1 回目の事前質問事項用パラレルレポート作成の際に特に協力をお願いしたところです。

ピープルファーストジャパンというのは知的障害の当事者の全国団体組織です。労働組合系の団体も結構あります。女性障害者問題については DPI 女性障害者ネットワークや発達障害者当事者協会など、さまざまな団体に書面ヒアリングをさせていただきました。教職員の組合が二つもあります。あとは連合にもいろいろご協力をいただいています。パラレポの特別委員会のメンバーには障害当事者の弁護士が 2 人、団体に所属している研究者も何人かいて、かなり分厚い体制です。有名人では日本視覚団体連合会で全盲の弁護士の大胡田誠さんがモデルとなったテレビドラマもあります。

- ピープルファーストジャパン (12、19、24条)
- ソーシャルハートフルユニオン (27条)
- 全日本教職員組合 (5、11、24条)
- 人口内耳友の会 ACITA (1-4、9、13、24、27、28条)
- 日本労働組合総連合会 (6、9、13、20、27条)
- 全国社会福祉協議会 (1-4、5、11、27、28条)
- DPI女性ネットワーク (1~33条)
- 日本教職員組合 (9、24条)
- 弱視者問題研究会 (24条)
- 発達障害者当事者協会

(図9)

5.パラレルレポート作成の戦略

パラレルレポート作成 (のプロセス) 自体もある意味戦略といえれば戦略です。私が取りまとめ係として担当したのは 12 条、13 条、18 条、19 条、24 条です。12 条は成年後見関係。19 条は施設とか自立生活、24 条は教育で難しいところです。特に 19 条と 24 条は考え方の違う人たちとチームを組んで、何回も個別の会議を開いてまとめました。例えば 19 条の場合は、私たち DPI はやはり脱施設ということをベースにできれば施設を早く解体、くらのことを言う団体です。でも、こういう社会資源が少ない中で、施設に頼らざるを得ない、あるいは条件が合えば施設が必要だという人たちも結構いるわけです。障害者権利条約はもちろん脱施設ということで戦略を立てて、地域に移行させなさいと言っているわけですが、条約とかそのガイドラインである一般的意見だけで旗を振るよりは、合意できるところをきちんと作っていくってことでやりました。

JDF の方だけでカバーできない領域との連携というのも課題でした。例えば 2 度目のパラレルレポートでは、女性だけではなくて LGBTQ といった性的マイノリティのことも、直接文字にはしてないんですけども、読み込めるようになっています。また、認知症の団体の話を聞き、認知症の方たちの問題を初めて二つめのパラレルレポートに取り入れました。実は今、精神科病院に認知症の人たちをどんどん入れているということがあります。認知症の方たちへの権利侵害も起きていますし、精神科の病床も減らないという問題が出てきています。努力は少しずつでもやっています。ただ、やはりまだ足りないっていうのはあります。時間も押していますが少しだけ個別の領域のパラレルレポート作成の具体例もお話します。

「自立生活」、19 条。これは脱施設条項とか自立生活条項と呼ばれています。障害のない人と平等に、どこで誰と住むか選択できる権利がある、という条項です。施設や病院などでの生活が義務付けられないということが規定されています。「一般的意見」というものがあります。これは General Comments と言って、女性差別撤廃条約など他の人権条約にもある、条文の解釈のガイドラインです。障害者権利条約第 19 条に

対しては「一般的意見5」が対応しています。ここでは新たな施設の建設をすべきでない、規模をどんどん縮小すべきとか、いろいろなことが書かれています。施設の規模に関係なくルーティン生活、すなわち自分で決められない生活様式は全て施設形態だから条約違反であるとか、脱施設戦略の策定などを国の義務として一般的意見では述べています。要するに、施設なくせと言っているんですよ。なので、これは DPI とかがやってきた運動とピタッと一致するわけなんで頑張りたいところなのです。DPI は入所施設は地域資源を増やしながらかけていくべきであると考えています。違う意見として、一定の条件で入所施設を認めるべきという意見があり、ここはバチンと分かります。最初出てきたときは、入所施設も含め予算を増やすっていうことではないかかっていうような意見も出て、条約的には問題なのですが、そういう実践をやっている団体の人たちと何回も話し合いました。あるいは皆さんご覧になったかもしれませんが、司会の岡部さんの息子さんが出ている『道草』という映画があります。岡部さんにも JDF の会議に講師として来ていただいて、『道草』のショートバージョンを見て知的障害者の地域での自立生活の実践の勉強会もしました。その代わり、彼らが DPI の人にはぜひ見ていただきたい施設がある、ぜひ見学していただきたいって言われたのでその施設見学も行きました。そうして、いろいろな建設的対話を重ねながら、ベースはやはりその地域移行で行こうということでも落ち着いたのです。ただし、こういう「脱施設」とか、「施設解体」といった言葉はきつから使わないでほしいと言われたことがあって、パラレルレポートでは「脱施設」や「施設解体」という表現は使っていません。そうした工夫もしています。実際に今施設で働いている方とか入所されている方とかいっぱいいらっしゃって、悪い影響を与えてしまうといけないっていうこともあったわけです。

次に「教育」、24 条ですが、パラレルレポート作成に際して、各団体の関心が一番高かったです。インクルーシブ教育を進める DPI と、特別ニーズ教育を進めるために障害のある児童生徒を集めて分離型の害児教育を充実させたいという人たちと分かれましました。障害者権利条約 24 条及び対応する「一般的意見 4」は、障害があるかないか、あるいは障害の程度や種別によって分離教育をするってことは条約違反であると厳しく述べています。単純に、今ある通常学級に障害児を入れるということは統合（インテグレーション）であってインクルージョンでない、とも言っています。これはインクルーシブ教育の理解のためにもすごくいいことを述べています。ですので、「原則を地域の学校にして、本人や保護者が特別支援学校を希望した場合に選べるようにするという体制に変えるべき」と提案しました。すると、「原則」という言葉だと特別支援学校が例外になるので、原則っていう言葉は使わないでほしいというようなことを当初言われたこともありました。その後話し合いを進めていった結果、（最終的には）原則は地域の学校で、本人保護者の選択で特別支援学校、特別支援学級に行けるようにする体制にする、という意見にまとめることになりました。あとは特別支援学校の狭隘（きょうあい）化、具体的には教室が足りなくなっているなどの特別支援学校の学習環境ということに触れています。私も 7、8 年前に初めて知ったんですけど、特別支援教育の分野には「過激なインクルージョニスト」という言葉があって、DPI は昔からそう言われていたらしいのですが（笑）、DPI のような団体と意見の違う団体がパラレルレポートの意見では全員合意ができるところで妥協し、みんな一緒の声を出せるパラレルレポートにするためにかなり工夫しました。先ほども言いましたが、子どもの数が減っているのに特別支援学校・学級の在籍者が増えているというのは、やはりおかしいということの共通の認識ができたというのは非常に良かったと思っています。

6.まとめにかえて

パラレルレポートや障害者人権委員会の勧告をどう使うか。皆さんご存知の通り、日本政府は伝統的に人権を軽視するし、裁判所・裁判官も裁判規範としてなかなか使ってくれません。裁判官も国際法をあまり勉強していません。国際法は司法試験とかの必須科目ではありませんし。伝統的に軽く扱われちゃっています。でもなぜこれだけ一生懸命お金を使って頑張ったかという、まず一つはやはり障害種別を越えた横串のネットワークを共有化することが上げられます。障害者団体のネットワークで、みんなで一緒に作った成果物であるということ、これが一番大きいです。政府にはあまり重視されなくても、自分たちの運動やいろいろな交渉事には積極的に使える成果物になると思います。あとは、種別を超えた勉強をすることができるようになったというのが、これも非常に大きな成果ではないかと思っています。

パラレルレポートや勧告をうまく使うためのポイントについて、民間、行政機関、国会に分けて整理しておきます。まずは民間についてですが、障害者団体の運動だけではなくて、他の領域の市民運動とも（経験やノウハウを）共有していくことが大切かなと思います。例えば、インクルージョンというのも障害だけの話ではないですよ。性差とか外国人とかいろいろな領域がある。また、国連からこういうふうに出たということで、パラレルレポートや勧告があればマスコミにも伝えやすいです。

次に行政機関です。内閣府の障害者政策委員会です。障害者政策委員会は今のところ日本で唯一の日本政府が明確に条約の監視機関として指定している機関です。先ほども言ったように、2011年に障害者基本法が改正されて、そこで設置が決まった政府の審議会です。行政府の中の機関なので行政機関の監視しかできないという限界はありますし、内閣所管なのでメンバーも独立していないなど問題はいろいろありますが、それでも使わない手はありません。あとは国会です。議員連盟での説明に使ったり、いろいろなところで活用してきました。例えば、インクルーシブ教育とか地域での自立とかの説明をするときに、この国連の勧告とかパラレルレポートは使えます。国連の勧告にアレルギーを感じている人も、パラレルレポートの方は見てくれるということもあります。政府や裁判所には軽視されることにめげずに使えるところではどんどん使っていくことを考えています。

障害者政策委員会の課題について。ここは行政機関としては国家行政組織法に基づく8条委員会ということになり、独自性は担保されていません。ですので全然行政から独立はしていませんし、委員構成も政府がOKを出した人になりますので、どうしても運動側の人選とは隔たりが出てきてしまいます。また、障害者基本法によればこの委員会は所管の大臣への勧告もできることが所掌事務として規定されていますが、一度もそういうことをしていません。せっかく権限を持っているのにその権限を使い切れていません。これも課題ということになります。

三権から独立した人権委員会というのは、絶対必要です。他の人権領域とも共通しますが、私たちの活動、すなわち障害者が安心して平等に生きることができる社会（を作るための運動）は、優生思想に打ち勝つ、能力主義に打ち勝つ、差別に打ち勝つ、できる・できない、の枠を打ち破る力があると。なんか綺麗にまとめてしまうようですが、それはみんなにとって楽な社会になるのではないのでしょうか。あと、自立の概念っていうのをみんな変えましょう、ということも。依存先をたくさん増やすのは自立ですよ、っていうことをよく言うんですよ。頼れる先をたくさん作ることも自立なんだと。インクルージョンというのは、自分が周囲に合わせて変わるのではなく、周りの環境を変えることになります。自分を一生懸命変えるというよりは、周りをみんなが居やすいように変えていく（べき）ということが、障害者運動に限らずおそらく他の人権分野にも共通して言えることなんじゃないかと思います。

最後に、何回も使っている写真をお見せして終わりたいと思います。

この車椅子に乗っている方はですね、今は30歳なんですけども北村佳那子さんという人です。今という重症心身障害者です。知的障害もありますし発語も歩くこともできません。でもこの人は大阪で小学校2年から通常学級で友達と一っしょに勉強しました。これは運動会の写真ですが、佳那子さんも障害のない友達と一緒に参加できるように、ちょっとルールを変更したり工夫したりしている一例です。3人の子供が上の子を支えて、帽子を取り合うという騎馬戦ですが、佳那子さんのチームは佳那子さんの車椅子の上に子どもが乗っかってやっているわけです。右側が、健常の子どもたちが手に足をのっけてやる。ちょっとした工夫です。これも難しい言葉でいえば合理的配慮ということになります。実は、車椅子の方が安定して強かったりして。まあそこはどうでもいいんですけどね（笑）。



(図10)

下の写真はその20年後の写真ですね。今佳那子さんは「チーム佳那子」というチームを組んで地域生活をしているのですが、私が講演で関西に行ったときに、一つ前の騎馬戦の写真を使わせてくださって頼んだらみんなで聞きに来てくれたんですね、そのときに撮ったものです。佳那子さんは私の講演中はずっと寝ていて終わった後の飲み会でぱちっと目が覚めて、まあそれもどうでもいいんですけど（笑）。せっかく皆さん来てくれたんでちょっと一言コメントって言ったら、「運動会の写真で佳那子さんの横にいる太った子は私なんです」という人がいたんですよ。それがこの写真で隣にいる中島さんという方です。名前を出していいって許可も取っていますし、「太った子は私です」とも言っていていいと全部許可を得ています。20年後もこうやって付き合っているわけです。中島さんがこの直前に結婚されて、結婚式には佳那子さんももちろん呼ばれていた。小さい頃からこうやってインクルージョンされるとインクルーシブな社会ができますよ、ということをお伝えたくていつもこの写真使うんですけども、今日のテーマが合っているかどうか知りませんが、最後は私の関心のある分野からのメッセージで私の話を締めたいと思います。時間超過してすみません。ご清聴ありがとうございました。



(図11)

岡部：崔さん、どうもありがとうございました。そうですね、たしかに30分超過ですね（笑）。とても熱く語っていただいてありがとうございました。後半でもう少し詰めたところもあるので、そのあたりを飯野由里子さんの指定発言を踏まえてもう少しお話いただければと思います。それでは飯野さん、どうぞよろしくお祈りします。

7. 指定討論

飯野：皆さんこんにちは。東京大学の飯野由里子と申します。私からは短めにコメントをし、一点だけ質問したいと思います。

ご報告の中で、フランス政府が作ったインクルージョンのイメージ図が紹介されました。それを見ると、インテグレーション、セグレゲーション、エクスクルージョンでは人が整列して並んでいるけれど、インクルージョンのイメージ図ではバラバラに配置されています。つまりごちゃ混ぜに人々が存在している、それが、インクルージョンのポイントだ、と崔さんは説明されていました。ですが、同時に、一おそらく崔さんもこれは同意されると思うんですけども一私はこの円で示されている社会のかたちが、今の円のかたちのまま、その大きさだけを少し広げていろいろな人を入れていくということだけでは、駄目なんじゃないか。つまり、今の社会のかたち、円のかたちも変えていく。システムを変えていくということが、インクルーシブな社会を実現するには大事なのではないかと考えています。

ではどういうシステムにしていけばいいのか、ということになりますが、（それを構想していく際の）一つの共通言語になるのが、今日崔さんがお話しされた人権保障であり、それが具体化された人権条約ではないでしょうか。この人権保障という観点から見て、現在の日本社会のかたちはかなり変だ、システムがとても変だ、という認識を持つ必要がある。「国内人権機関の不在」は、そうした日本社会のかたちのおかしさ、システムのおかしさを象徴する一つの現象として、私たちは理解した方がいいんじゃないかと思います。例えば、（人権保障のかたちにおいて）日本よりも一歩、二歩先に行く国ではないかということで、この科研チームが目撃してきた国のひとつに韓国があります。崔さんは韓国の状況についても詳しいので、国内人権機関というものもすでに設置されていて、かつ領域横断的な包括的な差別禁止法制が検討されている韓国において、差別禁止や人権保障をめぐる、今現在こういった立場とか考え方というのがヘゲモニー（社会的合意）を獲得しつつあるというふうにお考えでしょうか。また、そうした立場・考え方から見たときに、日本の状況というのは一体どの

ように崔さんの目に見えているのかお伺いしたいと思います。

司会：それでは崔さん、よろしく申し上げます。

崔：飯野さん、コメントありがとうございます。私は障害分野の部署中心に韓国の人権委員会を毎年何回も訪問しています。韓国の人権委員会も世界の水準から見たらまだまだと言えますが、それでも日本の障害者政策委員会にはできなくて韓国の人権委員会にできるということが結構あります。

これは今日用意してきて説明できなかったスライドですが、例えばですね、ここにバースト出したのは、例えば行政機関とかにこういう政策を作れという政策勧告もできます。障害の分野でいうと、韓国も精神障害者の強制入院、非自発的入院を規定している精神保健法っていう法律がありましたが、それが憲法に不合致という憲法裁判所の判断や人権委員会の職権調査や勧告などによって、精神健康法という法律に変わりました。この法律もまだまだのレベルですが、人権委員会が国際人権水準でのメッセージをいろ

三権から独立した人権委員会は・・・

(例えば韓国の国家人権委員会)

- ・ 立法、司法、行政から独立した国家機関
- ・ 人権に関する法令(法令案を含む)・制度・政策・慣行の調査・研究と改善が必要な事項に関する勧告や意見表明をすること
- ・ 人権侵害行為に対する調査と救済
- ・ 差別行為に対する調査と救済
- ・ 人権状況の実態調査(強制的な職権調査も可能)
- ・ 刑事告発も可能
- ・ 国際人権条約に参加し、その条約の履行に関する研究と勧告や意見の表明

(図12)

んな形で出せるというところは非常にうらやましいです。あとはこの5番目。人権侵害に関する強制的な職権調査も可能なんですね。障害の分野で言うと、例えば虐待の通報があった入所施設だとか、あと精神科病院への強制職権調査などもよくやっています。一昨年かな、精神関係で職権調査の調査に基づいて、刑事告発まで人権委員会がしている例もあります。なので、人権委員会の社会に対する役割というのが非常に大きいです。ただ、それに反発するそういった保守的な方々がもちろんいます。面白い話としては、人権委員会は2001年にできたんですけども、私が2007、2008年に人権委員会を訪問して色々イベントとか一緒にやったときのチーム長、日本で言うところの係長と課長の間ぐらいの立場の人にいろいろ話を伺ったときに、やはり定着するには最低5年かかる、とおっしゃっていました。何のことかなと思ったら、実はこの前国会の質疑の中で非常に保守的な政党の国会議員が、差別とか権利という言葉を使ったんですよ、ということでした。明らかに2001年に人権委員会ができてから、人権委員会のさまざまな活動の影響を受けているわけですね。反対する人たちも必ずいるわけですが、それでもベースができるというか、浸透していくわけです。また、差別とか平等に対する感覚もどんどん進化しています。例えば、今までは地下鉄駅や電車の駅にエレベーターを一基つけてバリアフリー確保しましょうということでした。エレベーターをつけてくれたら、車椅子の人も利用できます、ということです。エレベーターがないと車椅子の人は駅を利用できないからそれは不平等だということまでは、なんとなく一般の人にも分かる話ですね。しかし、ちょっと前ですが、人権委員会に出された申し立ては、広い十字路にある地下鉄の駅にエレベーターが一基だけでは車椅子の人の方が時間がかかるので、歩ける人と平等ではないのでエレベーターをもっとつけないのは差別であり移動権の侵害である、というものでした。障害がある人となんかの平等とか差別の概念がどんどん高まっているわけですね。こうしたことは人権委員会のようなものがあるのとないのとでは全然違って来るわけですよ。訴える場所があるってことです。もちろん現時点では人権委員会もそのような申し立て全てに応えられるような機関ではないです。限界もあります。ただし、このような機関を使っていくことで意識が発展していく様子を見ているので、やはりそれはすごいなと思うんですね。

人権委員会の政治的な位置付けも違います。韓国では国連の人権条約の監視機関の委員、例えば障害者権利委員会の委員になると、政府の職位では局長級になるらしいです。だから委員は局長にすぐ会えます。これはもう全然日本とは違う。日本はそういう位置づけすらないから、中央政府の課長に会うのもそこそこ大変です。また、人

権委員会があるからということが大きいと思いますが、人権ベースで一つの施策なり計画を立てることが出来ます。五カ年計画で立てられるので、やはりこれは大きいです。

飯野さん、一つ目はだいたいこんな感じでいいですかね。

飯野：はいありがとうございます。二つ目はいかがでしょうか。お答えいただく前に少し私がパラフレーズしてもいいですか。

崔：はい。

飯野：今のお話、非常によく分かりました。（人権保障の）ベースを作っていく、あるいは人権保障や差別禁止に関わる概念を浸透させて発展させていくにあたり、韓国では人権委員会という国内人権機関が非常に重要な役割を果たしているということですね。しかし、日本にはそうした機関がなく、代わりにあるのが内閣府に設置されている障害者政策委員会であると。この委員会にも一応勧告等の権限があるけれども、それは一度も発出されてないという話でした。

しかし日本の政策委員会も、障害当事者が入って障害者の立場から政策を提案していこう、政府の政策を点検していこうということだったはず。あくまでも崔さんの目線からでよいのですが、現在のこの政策委員会の問題点あるいは課題として、政府から独立していないという点以外に何があるのでしょうか。

崔：政府から独立していないということと同じかもしれませんが、委員構成とかもそうですし、それとやはり独立した人権救済機関が必要だと思います。そうでないと個別の具体的な人権侵害に対する救済ができません。差別事例だとか権利侵害事例が起きたときに、具体的にそれを是正させるための措置を日本の障害者政策委員会が行うことはできないですから。また、障害者政策委員会はあくまでも行政機関の一つの審議体という位置付けなので、立法府とか司法府に対しては全く当然のことながら権限が及ばない。でも障害者権利条約は行政府だけの義務を定めているわけではありません。司法の領域においても立法の領域においても、差別的な法律を撤廃するとか、欠格条項を無くすとかいったことが求められているわけです。合理的配慮に関してもそうです。裁判所にももちろん求められるし国会にも求められる。でもそこらへんのことには政策委員会本体が触れるような問題じゃない（とされてしまう構造になっている）。例えば、国会内で（障害のある国会議員に対する）合理的配慮ができていないから、合理的配慮してくださいという勧告はできません。三権分立の原則からすると行政機関が司法や立法に何か物申すっていうのはありません。だから限界だらけです。ただし、ここからはそれこそ戦略ということになってきますが、その限界の中でできることというのもそれはそれであるのではないかと思っています。例えばあまり政府にもものを言うような人はなかなか政策委員会の委員になれないという場合でも、そこで何か共通の合意ができたならそれは政府に対してすごい影響が逆に出てくるとこともあり得るわけです。ですので、手探り状態でできることをさぐっています。なにせ政府が対外的にいうところの条約の監視機関というのは政策委員会が日本で初めてのことですし、これはこれできちんと育てていくべきだと思います。それと別個に独立した人権救済機関を求めていくっていうのが、今のところ JDF というか DPI というか、私たちの戦略です。並行してツイントラックで求めていくみたいなイメージです。

飯野さんこれでいいですか。

飯野：ありがとうございます。

（編集・構成 岡部耕典）

謝辞

最後に、

毎回それぞれの立場・視点から刺激的で貴重なお話をしてくださった登壇者の皆様、

文脈を踏まえた大変丁寧な通訳をしてくださった通訳者の皆様、

時間を割いてご参加くださった全ての皆様、

UD トークや ZOOM の操作等に協力してくださったふえみゼミ・スタッフの皆様、

膨大な音声データの文字起こしを担っていただいた皆様に、

心よりお礼申し上げます。

ありがとうございました。

研究会メンバー一同

おわりに

2020年から現在にかけての新型コロナウイルスの流行と政府の感染対策（あるいは対策のなさ）、及びパンデミック下でのオリンピック・パラリンピックというメガイベントの開催は、社会の中にあつた差別構造を強化し、不平等を拡大した。本研究プロジェクトでは、障害・クィア、ジェンダー・セクシュアリティ、若者・貧困という切り口から、日本を含む東アジアの社会とマイノリティの運動について調査してきたが、社会保障や差別禁止の制度の脆弱性、継続する植民地主義が放置されてきた日本では、この1年半の間、極めて深刻な状況が続いている。

朝鮮幼稚園にマスクを配布しないなどという自治体による線引きが行われ、政府や行政の首長が「夜の街」という恣意的な言葉で特定の職業と感染経路を不確かなまま結びつけ、セックス・ワーカーが休校による保護者への賃金保障から外された。外国人技能実習生をはじめとした移住労働者は就業継続と帰国両方の困難にさらされ、ステイホームによるケアワークの増大はジェンダー不平等な社会構造の中で女性たちへのしかかり、DVや虐待の増加が懸念された。「夜の街」「飲食店」「外国人」に続き感染拡大の原因と名指しされた若年層もまた、労働環境のさらなる悪化の直撃を受けている。

当事者団体の要望や運動により改善した問題も一部ある。しかし、問題を生み出した、差別的で脆弱な補償しかない社会制度や、差別を利用して特定のグループを排除する政治手法への規制は手つかずである。

そんな中で、社会運動に参加する人々、差別に関心を持つ市民による、オリンピック・パラリンピックという国際メガイベントと、それによって集まる「外の目」を差別解消のきっかけにしようとする動きや期待も、依然として見られた。しかし、オリンピックで難民の選手団が登場する一方、入管の収容所ではウィッシュマ・サンダマリさんが虐待を受けて死亡し、パラリンピアンに光が当たる反面、JRによる車いすユーザーの乗車拒否を批判した伊是名夏子さんに執拗な誹謗中傷が行われる状況をあげるまでもなく、現状、「よき市民」としてふるまうって要望を通す手法の限界は露呈しているのではないか。

私たち研究グループも、本来であれば、2020年はプロジェクト締めくくりの年として、様々な調査・発表の計画を立てていた。集まる、移動するという市民の基本的権利が侵害され続けている状況の中での、研究成果の社会還元とは、新たな知を創るための「集まり」の形を提示することではないか。そこで本グループでは、不可能になった計画の代わりに、オンラインでの公開連続講座を開催することとした。

サイバー性暴力との闘い、集会の禁止やネット検閲と闘うフェミニズム、民主化運動を弾圧するための性暴力との闘い、障害を持つ女性の受ける複合差別、賃労働として「働く」こと・その賃金で人を価値づけすることへの「引きこもる」抵抗と別の社会的つながりの可能性、教化する学校からの逃走、政治家の地位を用いた性暴力との闘い、そして差別禁止を条約として制度化してきた障害者運動の成果——全8回の講座の内容は、相互に補完しあっていることもあったし、時に対立する要素を提示することもあった。対立にも意味がある。社会の差別構造を異なる立ち位置から見た時に、それぞれ何が見えるのか、そのことによって問題がよりクリアになることもあった。本記録にはプライバシーへの配慮から質疑応答部分はすべて記録していない。実際に参加された方たちと、同時代に日本を含むアジアの各地で歩みを止めずに運動、思考、発信を行っている方たちとの意見交換も得難い経験だった。やはり、録画や記録には限界がある。対面で顔を合わせられなくとも、同じ時間を共有できたことは喜びだった。プロジェクト自体はここで終了するが、成果の発表を節目として、さらにそれぞれの研究を進めていきたい。

公開講座の全ての講師の皆様、参加者の方、この3年間のプロジェクトの調査・研究に力を貸して下さった皆様、また事務方を担って下さったRAの村田さん、邵さん、事務局委託をしたふえみ・ゼミのスタッフの方々に深い感謝をささげます。